

平成31年第1回東大和市議会定例会会議録第3号

平成31年2月27日（水曜日）

出席議員（20名）

1番	森田真一君	2番	尾崎利一君
3番	上林真佐恵君	4番	実川圭子君
5番	二宮由子君	6番	大后治雄君
7番	関田貢君	8番	中村庄一郎君
9番	和地仁美君	10番	根岸聡彦君
11番	押本修君	12番	蜂須賀千雅君
13番	関田正民君	16番	佐竹康彦君
17番	荒幡伸一君	18番	中間建二君
19番	東口正美君	20番	木戸岡秀彦君
21番	床鍋義博君	22番	中野志乃夫君

欠席議員（なし）

議会事務局職員（4名）

事務局長	鈴木尚君	事務局次長	並木俊則君
議事係長	尾崎潔君	主任	高石健太君

出席説明員（26名）

市長	尾崎保夫君	副市長	小島昇公君
教育長	真如昌美君	企画財政部長	田代雄己君
総務部長	阿部晴彦君	総務部参事	東栄一君
市民部長	村上敏彰君	子育て支援部長	吉沢寿子君
福祉部長	田口茂夫君	福祉部参事	伊野宮崇君
環境部長	松本幹男君	都市建設部長	直井亨君
学校教育部長	田村美砂君	学校教育部参事	佐藤洋士君
社会教育部長	小俣学君	企画財政部副参事	星野宏徳君
総務管財課長	岩本尚史君	市民課長	山田茂人君
課税課長	真野淳君	福祉部副参事	原里美君
健康課長	志村明子君	環境課長	宮鍋和志君

ごみ対策課長 中山 仁 君
学校教育部 吉岡 琢真 君
副 参 事

区画整理課長 水村 隆市 君
社会教育課長 佐伯 芳幸 君

議事日程

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程第1

午前 9時30分 開議

○議長（押本 修君） ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（押本 修君） 日程第1 一般質問を行います。

◇ 蜂須賀 千 雅 君

○議長（押本 修君） 通告順に従い、順次指名いたします。

初めに、12番、蜂須賀千雅議員を指名いたします。

〔12番 蜂須賀千雅君 登壇〕

○12番（蜂須賀千雅君） おはようございます。12番、蜂須賀千雅でございます。平成31年第1回定例会に当たり、通告書に従い一般質問させていただきます。

まず1番といたしまして、プラスチックごみの削減に向けての取り組みについてをお伺いをいたします。

①といたしまして、削減に向けての国・都・東大和市の取り組みの現状・課題・今後の取り組みについて。

②といたしまして、削減に向けて市内飲食店との連携における現状・課題・今後の取り組みについてをお伺いをいたします。

次に2番といたしまして、性教育の実態についてお伺いをいたします。

①といたしまして、小中学生への実態に即した形での性教育の実態の現状・課題・今後の取り組みについてをお伺いをいたします。

以上でございます。

壇上での質問につきましては以上ですが、再質問に関しましては自席にて行わせていただきます。よろしくお祈りをいたします。

〔12番 蜂須賀千雅君 降壇〕

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） 皆様、おはようございます。

初めに、プラスチックごみの削減に向けた取り組みについてであります。現在、日本におきましてはレジ袋の有料化や、2030年を目標に据えたプラスチックの排出削減目標を盛り込む、プラスチック資源循環戦略の策定が進められております。また、東京都におきましても、近い捨てプラスチックの削減強化を進めていくと聞いております。市では、平成31年1月16日に開催しました東大和市廃棄物減量等推進審議会におきまして、ペットボトルのリサイクル協力店の拡充について御意見をいただき、検討を進めているところであります。課題につきましては、市民の皆様がそれぞれの生活スタイルの中で、プラスチックごみの削減に取り組んでいただけるよう、意識改革に取り組むことが必要であると考えております。

次に、市内飲食店との連携の現状と課題等についてであります。市では現在のところ市内飲食店との具体的な連携は図れておりません。今後、国から公表されますプラスチック資源循環戦略や、東京都廃棄物審議会の答申などをもとに、市内飲食店との連携による効果的なプラスチックごみの削減が図られるよう、調査研究をしてまいりたいと考えております。

次に、性教育の実態についてであります。学校における性教育は児童・生徒の人格の完成を目指す人間教

育の一環として、生命尊重、人権尊重等の精神に基づき行われております。児童・生徒が性に関して正しく理解し、適切に行動できるようにするために、今後も性教育を着実に実施してまいります。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○教育長（真如昌美君） 性教育の実態についてであります。学校における性教育は児童・生徒の人格の完成を目指す教育の一環であり、人権尊重の精神に基づいて行われるものであります。当市の学校における性教育につきましては、全ての教員が性教育の目的や意義を理解し、学習指導要領に示された内容を確実に指導するとともに、発達段階に応じた指導計画を作成した上で適切な指導を実施しております。

課題と今後の取り組みにつきましては、発達の段階に応じ、児童・生徒一人一人が性に関する正しい知識を身につけ、みずから適切な行動を選択できるように育てていくことが課題であります。また、児童・生徒の状況に応じては、保護者の理解を得ながら個別やグループなどでの対応を行うことも必要となることから、一層指導の工夫や改善に努めてまいります。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

それでは、幾つか再質問させていただきたいと思います。

まず、プラスチックごみの削減についてということでお伺いをさせていただきたいと思います。

プラスチックごみの削減の取り組みについて、分別意識の向上も含めて、市民がその意味や目的をもっと共有していく必要が今後あるだろうということで、少し再質問させていただきたいと思います。

東大和市でも、プラスチックごみの削減、また分別、市長を先頭に担当部も廃棄物広報日より「ごろすけだより」の紙面等々さまざまな情報を提供して、市内のイベント等でも、担当部、取り組み含めて、皆様の御努力は大変いつも活発にされてるなということは認識をさせていただいております。

また、最近では世界の海のごみのニュースで映像が出てましたが、無意識でレジでもらっているレジ袋や便利な容器包装のプラスチック、こういったものが風で飛んで河川などにたまり、魚が誤飲をしまして死んでしまっている映像はショッキングなものであり、海ごみの8割以上は川を通して海に運ばれたものであり、リサイクルできるものはしっかりリサイクルをして、住民意識のますますの向上に向けて、ごみの削減が改めて必要だなということを思った限りです。

また、小学校のうちから、やはり環境教育の重要性を子供たちには伝えていかなくちゃいけないなということも認識をしたところでございます。レジ袋は、例えば使わない、使い捨てのプラスチック製品は一切イベント等でも使用しないということの意識を、大人も、また子供も一緒に取り組んでいく必要が家庭でもあるかなということを改めて思いました。次世代、子供にきれいな地球を渡していくというのが、私たちの責務としてあると思いますので、本当に心から願っているところでございます。

それでは、東京都で今、市長のほうの御答弁もありましたが、削減強化に際して取り組みの詳細と、また国の取り組みの詳細を少し教えていただけますでしょうか。

○ごみ対策課長（中山 仁君） まず東京都の取り組みにつきましては、東京都廃棄物審議会におきまして、プラスチックの持続可能な利用に向けた施策のあり方として、中間のまとめが今されております。この中で、都が取り組むべきプラスチック対策としまして、使い捨てプラスチックの削減、循環的利用の推進及び高度化な

どの6項目、掲げられております。使い捨てプラスチックから生物由来のプラスチックへの切りかえということ、また容器包装リサイクル法の徹底といたしまして、市町村や分別収集の実施の働きかけなどの意見が盛り込まれているのが現状でございます。

現状での都の取り組みとしましては、プラスチック製ストロー、またそちらにかわるアイデアの募集ということと、また都庁内での3カ所のカフェや喫茶店、そういったものでの紙製のストローに切りかえて試行をしているというようなことがございます。

国の取り組みにつきましては今、環境省におきましてレジ袋の有料化や使い捨てプラスチックを、2030年までに25%削減するというを明記しましたプラスチック資源循環戦略の案ということで作成をし、平成31年2月22日の中央環境審議会の小委員会のほうで、この案につきましては承認されたということが現状でございます。今後におきましては、平成31年の6月、ここを別途として、政府における循環戦略として発表されるというのが、今現状、聞いてるところでございます。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

都のほうもホームページとか確認すると、2月2日でしたかね、プラスチックストローにかわるアイデア募集ということで、近くは羽村の武蔵野小学校さんが特別賞をいただいたみたいなのが載っていましたがけれども、さまざま取り組みをこれからされていくんだろなということは、改めて認識をしているところでございますが、また東大和市のプラスチックごみの削減のその辺の取り組みも、改めて教えていただけますでしょうか。

○ごみ対策課長（中山 仁君） 平成30年11月に、こちら発行させていただきました廃棄物広報紙「ごろすけだより」、こちら第7号になりますが、こちらの中に容器包装プラスチックの行方ということで、容器包装プラスチックの中間処理工程、再資源化及び再商品化についての流れということで、細かく内容についてはお知らせさせていただいております。分別排出についても、同時にお願いをしております。また、「マイバッグ 資源を入れて お買い物」ということで、こちらのほう実践していただけるように、レジ袋を使用しない買い物の周知ということでもさせていただいております。また、適正排出、こちらお願いすることにおきまして、使い捨てプラスチックの削減、こういったものにつながっていくものというふうに考えております。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

冒頭、少しプラスチックストローの件、お話をしましたが、このプラスチックストローの件が、ほかのこともあるんですが、少しマスコミに取り上げられたということがあったと思いますが、この世界の動きを少し教えていただいてもよろしいでしょうか。

○ごみ対策課長（中山 仁君） 世界の動きということで、プラスチック製の容器包装廃棄物につきましては、不適正な処理ということで、世界全体で年間数100万トンを超える量が、陸上から海洋へプラスチックごみとして流出しているという形が推計されております。このままですと、2050年までには魚の量の重量を上回るプラスチックが海洋環境に流出するということが予測されるなど、地球規模での環境汚染、懸念されております。また、ウミガメということで、鼻にストローが刺さっていると、そういうようなショッキングな痛々しい報道があったということが、世界の中で出ております。

このようなことから、身近に代用品があつて比較的取り組みやすいというような形から、使い捨てプラスチックということの削減が取り上げられたということで、使い捨てプラスチックの使用を控えるよう、意識改

革から始まっているというふうを考えております。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

そういった動きがやはりあることも、こういったごみ削減の広報紙がありますので、何かの特集で取り上げていただいて、市民の皆さんに現状を伝えていくことも大事なと思いますので、こちらも御検討いただければというふうに思います。

市民の皆さんは、現在でもペットボトルではなくマイボトル、庁舎でも皆さん、マイボトルを持ってる方、非常に多いというふうに思ってます。また、買い物にはマイバッグ持参などの運動も、市長のほうも大変積極的に行っていておまして、しかしお客様で、やはり飲食店で提供されるストローって、なかなか断りづらいという部分もあったりだとか、またじかに、まあ洗ってるとはいえ、じかに口をつけて飲むことを嫌がる方も大変多いということも伺っています。

東京都や国の機関などでも、さまざまこの話があったときに、すかさず我が党でも二階幹事長のほうが、党本部での会議や食堂で出されるストローとかを一切、10月18日以降から廃止をして、皆さんストローを使わなくなったということがニュースでも取り上げられてましたが、何とか商工会の御理解をいただき、市内の飲食店で使われてるプラスチックストローを紙ストローに変えていくなど、費用のほうはやはりあると思いますが、こういったことの問題があるんだよということを、少しお伝えする機会をつくっていただいて、国とか都の少し動きが必要かなと思うんですが、このあたりこの先の対応を含めて、ちょっと御検討いただくことがあれば教えていただけますでしょうか。

○ごみ対策課長（中山 仁君） そうですね。市内の飲食店等、使用されている今の現状の使い捨てのプラスチックストローということで、また紙製のストローに切りかえるという形につきましては、やはり費用面というところでは、やはり大きな問題かなというふうには考えてございます。そちらにつきましては、今の現状では国や東京都のほう、こちらのほう、戦略や答申というのがこれから出てまいります。今の現状で中間という形の把握はできておりますが、今後につきましては注視をさせていただいて、対応につきましては検討させていただきたいというふうに考えてございます。

市としましては、引き続き「マイバッグ 資源を入れて お買い物」ということで、市民の皆様には呼びかけさせていただきまして、リサイクル協力店の活用、使い捨てプラスチックの削減、こういったものに御協力いただけるように、事業者にもあわせて周知のほうをさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

あと市内の各種イベントですね、市民の方も大変大勢、お子さんたちもいらっしやったり、またPTAのほうの例えば主催のイベントだったり、青少対のイベントでもたくさん飲食物、まあ飲食物がやっぱりイベントであるとお客さんも大変いらっしやるので、たくさん使い捨て容器が捨てることになってるという事実がやっぱりあって、基本的にイベントであったりすると、市のほうでごみを受け入れていただいたりしてますので、多分その現状は恐らく担当部として、大変多いなということはあるんだなというふうなことは認識としてあるんですが、このあたりからでも少し、当然全体の予算でやってるのでなかなか急にはあれですが、こういったものがあるんだろうということも、わからない方も例えばいらっしやったりとかすると思うので、担当部として少しそういう御相談、ごみの御相談、必ずあると思いますので、そのときにできる対応とか対策というのが

もしあれば、教えていただけますでしょうか。

○ごみ対策課長(中山 仁君) そういったもので、イベントの開催という形での御相談という形で、こちらのごみ対策課として御協力いただけることっていうことでも、その催しの内容、今議員のほうでもお話いただいたとおり、飲食物を取り扱うということであれば、保健所での衛生的な形のところも絡んでくるという形がございいます。プラスチック製ストローや、その使い捨ての製品の使用の自粛ということで、催し物をされていらっしゃる主催者の方とお話があれば、私は全然、いつでも御相談いただいて、こういったもので代用ができますよというようなお話は積極的にさせていただきたいと、そのような形で考えてございます。

以上でございます。

○12番(蜂須賀千雅君) ありがとうございます。さまざまな御答弁いただきました。ありがとうございます。

最後に、プラスチックごみの削減のために、個人でできることは何かないかなということをやっぱり考えてしまいます。こうやって海洋汚染対策で、国際社会も動き出して、やはりこういったレジ袋、さらに日本でも近い将来、規制がどんどん厳しくなるんだろうなというふうには捉えております。しかし、日常生活では、やっぱりプラ製品やプラ包装ですが、まだまだたくさんついてきており、夏場は特にマイボトルの運動が庁舎でも、また先頭に市長も行っていると思いますが、マイボトルといってもやっぱり1リットルぐらいだったかなというふうに思いますんで、夏場は大体、皆さん2リットル以上、飲みますので、どうしてもペットボトルを買ってしまうのかなというところもあります。

また、有料のごみ袋はレジ袋と同じでポリエチレンの素材を使ったりもしますんで、焼却コストも環境の影響のこと考えたら、どうなのかなということも考えるところもあります。プラスチックストローの廃止の効果の件もお伝えをしましたが、大手のコーヒーチェーンさんが、たしかそういう動きをしたかなと思いますが、若干キャンペーンの動きも似たり寄ったりのところもやっぱりありまして、天然素材という部分で考えてはいらっしゃるんですけど、そうすると森林の保全のほうも、やっぱり今度気になってくる部分だなというふうに思いますので、プラスチックストローの件をやっぱり質問しながらも、なかなか何がいいのかなということのちょっと確信が持てない部分がやっぱりあります。

一番は今課長も言われたとおり個人レベルでですね、誰でもどこでも、またその収入が多い少ないとか関係なく、要は誰でも意識すれば取り組めるということをやっていくことが、一番大事なかなというふうに思いますので、先ほど知識とその情報がなくて何をしたいかわからないという市民の方々もいらっしゃると思いますんで、プラスチックごみの削減とかごみ削減の行動例というか、こういったものを担当部で研究をしていただきまして、市民の皆さんが意識をすればすぐできて、そういった取り組みができるような施策を御提案していただけるように、ぜひさらに研究を深めていただきたいということで、御要望させていただきたいというふうに思います。

以上で、プラスチックごみのほう終わらしていただきたいと思います。いろいろありがとうございました。

続きまして、性教育の実態についてということでお伺いをさせていただきたいというふうに思います。

基本的に子供たちを守るために、この性教育のということで御質問、今回させていただきます。子供たちを守るために必要なのは、性というものを遠ざけるべきじゃなくて、性についての正しい知識を早い段階で、またこれだけのネット社会ですから、現代の実態に即した形での性教育について、学ぶ機会が必要であるというふうに考えております。保護者にも、同様の情報提供が必要であるというふうに私も考えております。

実際に中学生で妊娠することが現代では十分にある話ですし、実際にあるというふうには伺っています。また、望まない妊娠を防ぐための実態に即した性教育ということが、常に必要でないかということで、機会を捉えてお伝えをさせていただいておりますが、実際、中学生で例えば妊娠ということを想定した場合、まだ生理が始まっていく、子宮も未発達で、その状態で知識もない中で性交渉をして妊娠するという事は、赤ちゃんだけでなく、まだまだ未発達の中学生の母胎にも大きな負担がかかるという認識があります。保護者や、時には学校の先生などに相談して、どうしても産みたいと出産に踏み切る方もいらっしゃいますが、無事におなかの中で成長してくれたら問題ありませんが、妊娠、出産は途中でアクシデントが起こることもあり、女性にとっては命をかけて出産に臨んでいます。また、ましてまだ子宮が未発達な中学生では、アクシデントの比率も高く、成長段階で未熟児などを引き起こし、切迫早産や早期入院、最悪は流産の可能性もあり、まして中学生で妊娠中絶するものなら二度と子供を産めない体になったり、不妊症に将来、悩まされる可能性も出るなど、こうした実態に即した形での正しい知識を子供たちに与え、自分で責任がとれるまでの教育の重要性というものを切に考えています。

10代を取り巻く妊娠や性感染症、また若年妊娠による貧困を初めとした性に関する深刻な現状を踏まえ、健康と安全のために不可欠な人権教育としての包括的な性の教育の推進が必要と考え、幾つか質問させていただきたいというふうに思います。

直近における日本における妊娠中絶の件数の実態と、10代の妊娠中絶の件数の実態を把握しているようであれば、教えていただけますでしょうか。

○健康課長（志村明子君） 厚生労働省の発表によりますと、平成29年度の人工妊娠中絶件数は16万4,621件となっており、そのうち年齢が20歳未満の件数は1万4,128件となっております。

以上です。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

そうすると、直近の10代の人口の数と、あわせて先ほどお伺いしましたが、10代における性感染症の件数を少し教えていただけますでしょうか。

○健康課長（志村明子君） 厚生労働省が確定しました平成29年の年齢が10代の人口は、1,127万9,747人となっております。また、平成29年の年齢が10代の方の性感染症の報告数であります。梅毒は全数の報告をする疾患となっており189件、またそのほかの性感染症は定点医療機関における報告となっておりますけれども、3,177件となっております。

以上です。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

いわゆる望まない妊娠ですね——ということにおける社会的な影響をどのように捉えているか、教えていただけますでしょうか。

○健康課長（志村明子君） 厚生労働省は、妊娠等についての相談は、妊娠という事実に対する悩みや経済面、育児面などの不安など多岐にわたるとしております。また、一般的に10代の方の妊娠には、望まない妊娠が多いと言われており、出産費用、出産後の養育困難や児童虐待のリスクなど、さまざまな影響があると考えられております。これらの問題を解決するに当たっては、1つの相談機関で関係することは困難であることから、種々の相談機関の連携が必要であると認識しております。

以上です。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

こういった10代の子供たちの知識の不足も、今児童虐待のほうで話も出ますが、必ずこういった関連性が出てくるということは、お話として必ずありますので、非常に10代における妊娠中絶の数、それから性感染症の件数、また望まない社会的な影響ということを考えていくと、実態に即した性教育というのは絶対に必要だなということを、改めて今現状で思っておりますが、そうすると現状における東大和市での性教育の実態ですね、妊娠中絶や性感染症、望まない妊娠を防ぐような実態に即した性教育を行えているのかどうかを教えてくださいませんか。

○学校教育部参事（佐藤洋士君） 学校における性教育につきましては、性にかかわる基礎的知識や生命の大切さを理解させ、適切な判断や行動ができる力を身につけることができるよう、学習指導要領に基づき各教科等において、児童・生徒の発達段階を踏まえながら系統的、段階的な指導を実施しております。

なお、中学校での妊娠の経過等の取り扱いについてであります。学習指導要領においては妊娠や出産が可能となる成熟が始まるという観点から、受精や妊娠を取り扱い、妊娠の経過は取り扱わないこととされているため、中絶も含め、保護者の理解を得た上での個に応じた指導が適切であると考えております。

以上です。

○12番（蜂須賀千雅君） 室長、ありがとうございました。

今の中で妊娠、出産が可能となる成熟が始まるという観点というお話がありました。その中で、妊娠の経過は取り扱わないこととされているというお話もあったと思いますが、2018年の3月、都内の区立中学校で行われた性教育が不適切だということが、幾つか新聞報道であったと思いますが、そのときの校長先生との乖離があるなという認識が少し頭の中に残っていますが、その際に議論となったのが、性教育が各学校長の裁量に任されている部分があるという実態があったかと思いますが、各学校の先生の裁量——学校長ですね、学校長の裁量という部分の捉え方をどのように、この性教育という部分で、まあ全体も含めて捉えているかを少し教えてくださいませんか。

○学校教育部参事（佐藤洋士君） 各学校では、学習指導要領に基づく学習をすることがまず基本であり、その学習指導要領において妊娠の経過は取り扱わないとされていることについては、先ほど述べさせていただいたとおりでございます。性教育における校長の裁量という視点で見ると、学習指導要領の内容を超える部分の取り扱いの判断であるというふうに認識をしております。先ほどの妊娠の経過を取り扱わないことの理由といたしましては、児童・生徒の心身の成長発達には個人差があること、そして全てを集団で教えるのではなく、集団指導で一律に教えるべき内容と、児童・生徒の実態等に応じて個別指導で教えるべき内容とを明確にし、それらに関連させた指導を通して、一人一人の成長につなげていくことが重要であると考えているところでございます。したがって、学習指導要領を超える部分につきましては、校長が個に応じた指導を重視しながら、保護者の理解を得た上で実施していくことが重要と考えております。

なお、昨年度、東京都が8月に実施をした性教育に係る都内全中学校を対象とした実態調査では、46%の中学校が学習指導要領に示されていない内容を指導することも必要だと思うというふうに回答しております。東京都がこの調査結果を踏まえ、これまでであった性教育に関する指導の手引を本年3月中旬に改訂をすることとしております。教育委員会といたしましても、その内容に注視をまいります。

以上です。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

今室長からお話ありましたとおり、約半数近い都内の中学校は、やっぱり学習指導要領に示されていない内容を指導することも必要だというふうな回答があったということでお話があったと思います。子供たちが得られる情報と、本当に正しく得てる情報という乖離が非常に広がっておって、それでこれだけのやはり妊娠の中絶の数と性感染症に感染してしまう、また望まない妊娠ということになってしまうという事実は、やはり事実としてあるわけで、教育委員会としてもぜひ、東京都の動きを注視していただいて、迅速に対応できる時があればいただければというふうに思いますので、こちらぜひお願いしたいというふうに思います。

また、インターネット社会における情報社会の中、発達段階にふさわしい性教育を行うことについて、現状と課題、それから今後の東大和教育委員会独自で取り組めることがあるのかを、少し教えていただければというふうに思います。特に今、子供たちに関する教育というのは非常に重要で、質問はここはしませんが、児童ポルノだとか、そういったもののインターネットの扱いに関しても非常に被害が多くて、被害者のうち自画撮りを子供たちが知らずにしてしまっ、それを拡散されてしまったということ。また、保護者も地域の大人が、この犯罪の恐ろしさをやはり直視して、自画撮りをしない、させないという意識啓発をしていくことなども含めて、非常に重要だというふうに捉えておりますが、こういったインターネット社会における情報社会の中、この発達段階にふさわしい性教育を行うことについての現状、課題、それから教育委員会で取り組めることがあれば教えていただけますでしょうか。

○**学校教育部参事（佐藤洋土君）** 現代の社会において、インターネットを初め雑誌、テレビ、ビデオなどから児童・生徒が簡単に性に関する情報を、まず手に入れることが状況であるというふうに認識をしております。そのような中、児童・生徒には何が重要かを主体的に考え、情報の収集、判断、処理など、情報を活用する各場面での情報モラルを含む、情報活用能力というものを発達段階に応じて身につけさせていくことが重要と考えております。

教育委員会ですることということになります、性にかかわる最新の情報、また指導事例について、国や東京都からの情報収集に努め、学校に提供をしつつ、各学校における発達段階に応じた性教育の充実に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○**12番（蜂須賀千雅君）** ありがとうございます。

子供の発達の個人差に応じた性教育という今お話もありますが、集団指導がどうしても中心である学校ではなかなか困難な部分もあり、個の指導でやっていくという話もありましたが、保護者の役割というのも非常に家庭で大きいかなというふうに思います。特に思春期以前では、保護者の役割が非常に大きくて、PTAや保護者会、また自治体などから、子供たちが自分の体を守り、性のトラブルに遭わないために、保護者向けの性教育を行っていくことが必要かなと思いますが、このあたりの課題をどのように捉えているか教えていただけますでしょうか。

○**学校教育部参事（佐藤洋土君）** まず教育委員会のほうでは、現時点においてPTA、あるいは学校主催による保護者向けの性教育の実施状況は把握をしてございません。子供の実態や特性を最も理解している保護者みずからが、自身の子供へ性に関して指導するといったことは、相応の効果があるものと認識をしております。なお、保護者自身は、子供の性への問題とともに、学習面、進学面、あるいは学校生活や学校生活上の行動の仕方や考え方、友人関係のあり方、スマートフォン等の適切な利用方法など、子供に関するさまざまな課題や不安を抱えており、保護者への啓発については児童・生徒の実態と保護者のニーズに照らした実践が必要であ

ると考えられます。

以上です。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

繰り返しますが、10代における妊娠中絶、性感染症の件数を減らすには、やはり中学生での教育が大変に重要であるというふうに認識をしております。必ずこの話になると秋田県の取り組みが話題になると思いますが、秋田県においてこういったところがすぐれていて、秋田県では人工妊娠中絶率が全国で最も低くなったというお話もありますが、このあたり情報を捉えてたら教えていただけますでしょうか。

○学校教育部参事（佐藤洋士君） 秋田県の取り組みについては、私どもとしても調べさせていただきました。

秋田県では、県の教育委員会が5つの事業を行ってまいりました。1つ目として、中高生を対象に産婦人科医を学校に派遣し、性に関する授業を行う性教育講座の実施。2点目として、産婦人科医が性に関する指導などの相談員となる専門相談員による電話相談体制の整備。3点目として、教員の性教育に関する指導方法の工夫改善を図る指導者研修会の開催。4点目として、県内の全校で性教育に関する年間指導計画の作成と計画に基づく授業の実施。5点目として、医師会による性教育推進委員会関係者や大学教授、学校関係者を集めて性に関する指導の成果と課題を分析する性に関する指導推進のための委員会の設置でありました。

これらの事業の成果といたしましては、先ほど議員のほうからもありましたけれども、県全域の性教育に関する関係者の意識が高まるとともに、発達段階に即した系統的かつ専門的な指導が実施され、平成12年度に全国平均と比較して非常に高かった県内の人工妊娠中絶率が、29年度には全国で最も低くなったというふうに伺っております。

以上です。

○12番（蜂須賀千雅君） さまざまありがとうございます。

ぜひ東京都の動きもあると思いますし、またその際は、この秋田県の取り組みも幾つか市内の医師会も含めて連携して取り組んでいただけたらいいのかなと思いますので、ぜひ取り上げていただいて、御参考にしていただければというふうに思います。

実際に10代の子供たちは、例えば性行為を知識がない分、断れなかったり、また性的欲求のまま性行動をしたり、避妊の知識がなく性行為をしている子供たちが現実としており、また妊娠しても周囲に相談ができず、結果として中絶をして身も心も傷つか、もしくは中絶できる期間を過ぎれば出産しかなくなってしまいます。中卒や高校中退で出産した場合は、多くはシングルマザーとなり、その後の生活は大変困難を極めているという事実もあります。先ほど10代の出産が1万件以上あり、中絶も1万5,000件近くあるというお話がありましたが、先ほど都内の区立中学校で行われた授業の不適切だという問題があったというふうに認識をしておりますが、この授業は何が行われてたかということ、中学生に思いがけない妊娠をしないためには、生み育てられる状況になるまで性交渉を避けること、避妊についても指導をしたそうです。また、中学校の学習指導要領にない性交、避妊、それから人工妊娠中絶などの言葉で生徒に説明をした点を、教育委員会が問題であるというふうにしたというふうに、そういった方向性があったというふうに認識をしております。しかし、全部が本当に不適切だったのかなということは、改めて少し感じる部分がやっぱりあって、先ほどの東京都内の中学校のアンケートにもありますとおり、時代がそこに追いついてきているのかなというところは、やっぱり考えられるべきだというふうに思います。

インターネットやスマートフォンがこれだけ普及している中、子供たちは学校で教えなければ、性のことを

不正確な情報や、またアダルトのDVDだとか、そういったもので得てしまったりということがありますので、実際にこの当時、この授業をした校長先生は、授業は不適切だとはしておらず、10代の望まぬ妊娠や出産を防ぎ、貧困の連鎖を断ち切るためにも、授業は地域の実態に即して行われ、生徒と保護者のニーズに合ったものだということを、当時言っていたというふうに調べたらあります。

子供の保護者のほうからも、子供から性について聞かれたとき、どう答えていいんだかわからないという保護者が非常に多いこと、それからシングルマザーであったり、お父さんが単独で子育てをしてる御家庭からすると、10代の女の子に対して性教育をするというのはなかなか難しいもので、特に思春期の時期ですので、基本的な親との会話ができていないのに、性教育の話をするなんていうのは大変非常にハードルが高くて、そういった話を、ちょうどその世代なものですから感じる部分があるところでございます。

先ほど秋田県の件、教育委員会と医師会が連携して、中高生向けの性教育を行った結果、10代の中絶率が大幅に減ったという事例もありますので、子供たちが知識がないことで傷つくことがないように、また大切な命を守るように、適切な情報を知り、自分や相手の気持ちや体を大切にすることを学ぶ機会を、そのときには東大和市からぜひ行っていただけるよう、またそういった環境に自然になるような、東大和市の教育になるように、心から切に願って要望させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思っております。

以上で、一般質問を終了させていただきたいと思っております。ありがとうございました。

○議長（押本 修君） 以上で、蜂須賀千雅議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 根 岸 聡 彦 君

○議長（押本 修君） 次に、10番、根岸聡彦議員を指名いたします。

[10番 根岸聡彦君 登壇]

○10番（根岸聡彦君） 議席番号10番、根岸聡彦です。通告に従い、一般質問をさせていただきます。

今回は市の防犯について、市の防災について、高齢者の健康増進に対する取り組みについての3点につき、質問をさせていただきます。

まず1番、市の防犯について。

①市内で発生する犯罪について。

ア、各犯罪の発生状況の推移と防犯に向けた市の対策は。

イ、最近の特殊詐欺の手口に対する市の認識と被害を防止するための市としての取り組みは。

②市の防犯体制について。

ア、警察、防犯協会、地域との連携状況と成果及び課題は。

イ、市として、特殊詐欺から高齢者を守る取り組みの状況と課題は。

2番として、市の防災について。

①大地震の発生に対応するための市の体制について。

ア、防災マニュアルの整備状況と今後の方針及び課題は。

イ、市職員の配置及び市内の協力団体との連携体制は。

②帰宅困難者対策について。

ア、予想される帰宅困難者の数と受け入れ態勢の現状は。

イ、受け入れ先との連携体制についての認識と取り組むべき課題は。

3番、高齢者の健康増進に対する施策について。

①東大和元気ゆうゆう体操について。

ア、東大和元気ゆうゆうポイント事業の現状と今後の展望は。

イ、体操普及推進員の育成状況と課題及び今後の取り組みは。

②高齢者向けのスポーツ団体及び文化団体について。

ア、現状に対する認識及び課題は。

イ、市のサポート体制の現状と今後の展望は。

壇上での質問は以上とし、再質問につきましては御答弁を踏まえ自席にて行わさせていただきます。よろしくお願いいたします。

[10番 根岸聡彦君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長(尾崎保夫君) 初めに、各犯罪の発生状況の推移と防犯に向けた市の対策についてであります。刑法犯罪認知件数は全国的に減少傾向にありますが、東大和市におきましても平成25年の937件から平成29年が856件と減少傾向にあります。防犯対策につきましては、青色回転灯パトロールカーによる子供見守り活動、安全安心情報サービスによる不審者情報の提供のほか、東大和市防犯協会等との連携などにより、犯罪の抑制に努めております。各犯罪の発生状況の推移につきましては、後ほど担当参事より説明をします。

次に、特殊詐欺の手口と被害防止の取り組みについてであります。特殊詐欺の手口は巧妙化し、組織化が進んでいると認識しております。東大和警察署によれば、親族をかたった成り済ましや架空請求詐欺、警察官をかたってキャッシュカードをとられるといった被害も報告されているとのことあります。被害防止の取り組みにつきましては、二次被害防止のための安全安心情報サービスによる注意喚起を初め、東大和地区地域安全市民のつどいや防犯キャンペーンでの広報活動などの機会を通じて、被害防止に努めております。

次に、警察、防犯協会、地域との連携についてであります。連携の状況につきましては生活の安全に関する意識の高揚及び犯罪防止を図る一助として、東大和警察署や東大和市防犯協会のほか、市内小中学校、保育園、PTA、自治会の代表者などで構成する生活安全協議会を定期的に開催しております。成果につきましては、市民の安全のための指針に基づく事業実施の状況や、各団体の活動状況をお互いに知ることにより、緊密な連携が図られていると認識しております。今後もより緊密な連携を図る必要があると考えております。

次に、特殊詐欺から高齢者を守る取り組みについてであります。取り組み状況につきましては二次被害防止のための安全安心情報サービスによる注意喚起を初め、東大和地区地域安全市民のつどいや防犯キャンペーンでの広報活動などの機会を通じて、被害防止に努めております。今後の課題につきましては、特殊詐欺被害防止の注意喚起等、関係機関とのより緊密な連携を図ることであると認識しております。

次に、防災マニュアルの整備状況と今後の方針及び課題についてであります。東大和市地域防災計画に基づき、避難所管理運営マニュアル、発災初期職員行動マニュアル、避難勧告等の判断・伝達マニュアルなどを整備しております。今後につきましては、平成31年度に予定しております地域防災計画を見直した後に、各種マニュアルの見直しを順次進めてまいります。また、見直した各種マニュアルを適切に運用するための職員訓練等が課題と考えております。

次に、市職員の配置及び協力団体との連携体制についてであります。地域防災計画におきまして、市職員につきましては市災害対策本部、各部の構成及び分掌事務を定めており、協力団体につきましては東大和警察

署、北多摩西部消防署、その他の関係機関との情報収集、伝達などの連携、協力体制を定めております。

次に、帰宅困難者数と受け入れ態勢についてであります。地域防災計画では滞留者数5万9,513人、徒歩帰宅困難者数1万5,194人と想定しております。受け入れ態勢につきましては、避難所29カ所に加えて民間3事業者と災害時における被災者等一時滞在施設の提供に関する協定を結んでおります。

次に、受け入れ先との連携体制と課題についてであります。受け入れ先である協定締結施設との連携体制につきましては、3年に1度、協定内容の更新時期に協議する機会を設けております。課題につきましては、協定締結施設との間で物資の供給等の詳細な連携体制について、調整を図っていく必要があると考えております。

次に、東大和元気ゆうゆうポイント事業の現状と今後の展望についてであります。東大和元気ゆうゆうポイント事業は平成29年12月から開始した事業で、開始当初の登録活動団体数は40団体でありましたが、平成30年3月では55団体に増加しており、この事業は着実に拡大しております。今後につきましても、この事業の周知を図り、活動団体の登録数を増加させ、介護予防に取り組む高齢者をふやしてまいりたいと考えております。

次に、体操普及推進員の育成状況と課題及び今後の取り組みについてであります。東大和元気ゆうゆう体操の普及啓発活動等を担っていただく方を養成するため、体操普及推進員養成講座を平成24年度から開催し、これまでに127人の推進員を養成しております。課題につきましては、現在活動している推進員の方の多くが70歳以上であることから事業の継続性が挙げられます。今後の取り組みといたしましては、新しい推進員及び中心的に活動してる方の後継者の育成を推進してまいりたいと考えております。

次に、高齢者向けのスポーツ団体及び文化団体の現状に対する認識と課題についてであります。高齢者が所属するスポーツ団体や文化団体では、市内体育施設や公民館などを利用してさまざまな活動をしております。また、東大和市体育協会が主催しておりますシニアスポーツ振興事業や、東大和市文化協会主催の文化協会の祭典におきましては、たくさん的高齢者の方々が参加されていると認識しております。なお、それらの団体における現状と課題につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、市のサポート体制の現状と今後の展望についてであります。東大和市体育協会に加盟する団体や市民文化祭に参加する団体に関しましては、現在、運営費の補助などによる支援をしております。今後の展望としましては、平成29年3月に策定しました東大和市生涯学習・生涯スポーツ推進計画に掲げた各種事業の振興管理を行いながら、市民の皆様が週1度以上、スポーツを実施する割合を示すスポーツ実施率を高めるとともに、毎年開催しております市民文化祭の充実に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○教育長(真如昌美君) それでは、高齢者向けのスポーツ団体及び文化団体における現状に対する認識と課題につきまして、御説明をいたします。

毎年、東大和市体育協会では、加盟する9団体がそれぞれシニアスポーツ振興事業を実施しております。9団体が実施する競技種目は、ソフトテニス、バレーボール、卓球、バドミントン、水泳、ゲートボール、ラジオ体操、ボウリング、スキーであり、参加人数は合計496人であったと伺っております。また、60歳以上の方々が競技を通じて親睦を深めるとともに、健康の維持増進、競技力の向上などの面においても、さまざまな効果があらわれてきてるとのことです。

課題につきましては、この事業に参加された方々の多くが、競技団体に加盟している方々でありましたこと

から、今後は新たな参加者がふえていくよう、事業のPR活動や勧誘に努めていく必要があると伺っております。教育委員会といたしましても、協力してまいりたいと考えております。

また、東大和市文化協会では、現在、高齢者の方に特化した事業は実施しておりませんが、毎年、市民文化祭や文化協会の祭典が開催されることで、多くの方々に会場に足を運んでいただいております。そのような機会に、展示物や演技などに関心を持たれ、その後、団体に加入し、活動していただけることなどにも期待しているところであります。

以上でございます。

○総務部参事（東 栄一君） 各犯罪の発生状況の推移についてでございます。

凶悪犯・粗暴犯、風俗・知能犯、窃盗犯の3区分につきまして、平成25年から平成29年までの5年間の推移を申し上げます。

凶悪犯・粗暴犯が25年、43件、26年、32件、27年、26件、28年、31件、29年、21件。それから、風俗・知能犯が25年、199件、26年、206件、27年、184件、28年、178件、29年、142件。それから、窃盗犯が25年、695件、26年、692件、27年、705件、28年、640件、29年、693件で推移しております。

なお、特殊詐欺につきましては、3年間の推移になりますけれども、27年、31件、28年、21件、29年、13件であります。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） ありがとうございます。

それでは、順次、再質問をさせていただきます。

まず市内の防犯についてであります。防犯について質問をさせていただきますと、大体警察や防犯協会と連携をしてといった内容が、御答弁の中で返ってきます。連携は非常に大切なことではあるのですが、その連携の中身がどうなっているのか、いま一つ見えてこないのが現状であります。どのような体制で、どういった連携をどのようにとっているのか伺います。

○総務部参事（東 栄一君） 連携ということで、例えば先日になりますけれども、借家で単身で生活をしている高齢者と長らく連絡がとれないという相談がございまして、その際は私のほうから東大和警察署さんのほうに連絡をし、大家さんと警察署員とで部屋に入って安否確認できたといったことがございました。また、最近よくある話なんですけど、バイクの騒音の苦情など、市民から市民に寄せられた場合につきましては、必ず警察署へ情報を提供してございます。その他といたしましては、市で主催してございます生活安全協議会におきまして、東大和警察署や市防犯協会、その他の関係機関と定期的に情報交換を行っているところでございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 連携についてであります。警察や防犯協会との連携はうまくとれているという認識なのでしょうか。もし連携がうまくとれていないケースがあるとするならば、どのような状況で、またどのような理由でとれていないのか、どうすれば密な連携体制を構築することができるかと考えているのでしょうか。

○総務部参事（東 栄一君） 不審者情報や被害情報など、直接、東大和警察署さんのほうに情報が持ち込まれた場合につきましては、警察のほうから市に情報が入ることはほぼございません。また、市からその手の情報について照会した場合にも、受け取ることはできません。警察のほうといたしましては、捜査情報をむやみに提供することはできないということだと思いますし、その意味ではなかなか現状より密な連携体制をする、そういう構築をすることは難しいと考えてございます。当面は現状の体制を維持しながら、より緊密な連携に努

めていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○10番(根岸聡彦君) 警察には警察の立場があり、それぞれの考え方があると思いますので、そのあたりうまく関係を保っていただければというふうに思います。

最近の特殊詐欺の手口が非常に巧妙化しているという御答弁でもありましたし、そういった話をよく聞きます。具体的な手口として、どのようなものがあるのか、幾つか御紹介をいただけますでしょうか。

○総務部参事(東 栄一君) 具体的な手口ということでございますけれども、関係資料などを見ますと、会社の金を使い込んでしまったとか、交通事故の示談金を払わなければならないなど、親族に成り済ましたり、あなたの口座が詐欺事件に使われている、あなたの息子が交通事故を起こしたなど、警察官などに成り済ますオレオレ詐欺ですとか、それからインターネットサイト利用料金が未納、それから訴訟手続を開始するなど、身に覚えのない料金を請求する架空請求詐欺、それから地震や大雨などの災害にかこつけまして、災害の影響で経営に支障を来してる会社を救済するように装って融資を持ちかけてくるような融資保証金詐欺、それと税金や保険料、年金の未払い金の還付の手続のためにATMに行くように求めてくる還付金詐欺など、さまざま手口があると言われてございます。

以上でございます。

○10番(根岸聡彦君) いろいろと考えてやってくるんだらうなということはよくわかります。

犯罪集団は、いろいろな手口を開発しては、巧妙に高齢者の方々にアプローチをするようではありますが、行動の基本にあるのが、まずターゲットになり得る人を探すために電話をかけることであると認識できると思います。この電話に関しての初動が、特殊詐欺による被害発生の有無を左右すると言っても過言ではないように思えるのですが、市の認識を伺います。

○総務部参事(東 栄一君) 御質問者のおっしゃるとおり、電話に関しての初動の対応が、特殊詐欺による被害防止につながるものと認識してございます。

以上でございます。

○10番(根岸聡彦君) よくその対策、どういうふうにすればいいんですかというふうに伺いますと、電話に出ないということが一番だと、こういうふうに言われるのですが、電話に出ないということが最善の方策であるというのは、一部、理解できないことはないんですけれども、なかなか無理があるように思います。犯人は留守番電話等に声を録音されるのを嫌うというのは間違いないように思うのですが、録音機能付きの電話機を設置している家庭における特殊詐欺の被害状況というのは、どのようになっていますでしょうか。

○総務部参事(東 栄一君) この電話は、振り込め詐欺等の犯罪被害防止のため、会話内容が自動的に録音されますと、アナウンスが流れるタイプの録音機能付き電話機を設置してる家庭におきましては、わかっている範囲では被害はないということでございます。

以上でございます。

○10番(根岸聡彦君) ありがとうございます。そういうことで、非常に効果があるというふうに受けとめております。

以前に警察のほうで取り組んでおりました録音機能付き電話機の提供についてですが、どのような取り組み内容で、どのような実績であったのか伺います。また、現在においては、そういった取り組みがどこかで行われているのかどうか、また今後の予定としてどうなのか、あわせて伺います。

○総務部参事（東 栄一君） 自動通話録音機が特殊詐欺に効果があるということで、平成26年度に警視庁のほうで1万5,000台を購入し、貸与事業を実施したと伺ってございます。翌年の27年度は、東京都の青少年・治安対策本部にて予算化し、対応することになりまして、そのときは2万台を購入し、各警察署や各自治体に貸与が行われました。その際、東大和市では平成27年度から平成28年度初頭にかけて120台が貸与され、高齢者で希望される方に貸与したところでございます。平成28年度からは、区市町村が実施をいたします自動通話録音機の配布事業に対して、東京都が一部補助する形をとっておりまして、現時点では今後も同様な事業として継続されるものと認識してございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 東京都が一部補助をする形をとっているということですが、例えばその録音機能つき電話機、また留守番電話機能付きの電話機を購入する場合、値段的には幾らぐらいで購入できるものなのでしょうか。

○総務部参事（東 栄一君） 既存の電話に後づけをする自動通話録音機ですと、これおおむねですが、5,000円から2万円台と聞いております。それから、録音機能や留守番電話機能付きの電話機につきましては、1万円から2万円前後で購入できると認識してございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 先ほど東京都のほうで補助をしているという御答弁でしたけども、市でこういった取り組みと同様、あるいはまた類似したもの、例えばその電話機を購入の際に、一定の条件を満たせば一定額の補助を出すというようなことを行うことはできないのでしょうか。また、他市において、こういった取り組みをしているところというのはないのでしょうか。

○総務部参事（東 栄一君） 東京都の補助事業は、区市町村に対しまして補助金を交付するもので、自動通話録音機を購入した個人に補助金を交付するものではございません。また、既存の電話機に接続する自動通話録音機が補助の対象になりまして、特殊詐欺対策機能がついた電話機自体は対象外となっております。他市で実施している自動通話録音機の配布事業につきましては、全て東京都の補助事業を活用しておりますから、他市におきましても電話機を購入の際に補助を出すといった取り組みをしているところはないと認識してございます。当市としても、今のところ予定はございません。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） わかりました。東京都の補助を活用できる、そういった取り組みを広げていただきたいというふうに思います。

こういった録音機能付きの電話機、留守番電話機能付きの電話機、これを個人で自腹を切って購入するという形になるんでしょうけども、例えば商工会と連携をして福引の景品にするとか、またうまかんべえ～祭や産業祭といったイベントにおいて、何かその上位の商品として進呈をするというようなやり方で、少しでも普及台数をふやしていく、防犯のために役立つものを所有する、そういった方をふやしていくといったことはできないのでしょうか。また、前の質問に対して、購入においては、今特に考えてはいないということですが、一定の補助を出して録音機能付きの電話機を所有する方の増加を図るといった、そういった御検討というものは将来的には考えられないのでしょうか。

○総務部参事（東 栄一君） 今商工会との連携ですね、うまかんべえ～祭、産業まつりなどのイベントで、上位の賞品として進呈するといった御提案を伺いました。そうしたことが可能か否かも含めまして、今後、関係

部署や関係機関と相談してみたいと考えてございます。また、録音機能付きの電話機の購入に当たりまして、補助を出すようなことにつきましては現時点では今のところ考えてございません。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 何でもかんでも無償で与えるということは好ましいことではありませんが、市民の生命、財産を守るというのは、行政に与えられた使命であると考えます。その点で、今後、補助金の制度も含めて、高齢者世帯における録音機能付き電話機の設置台数をふやしていただく取り組みを検討していただきたいのですが、この点についての市の御見解を伺いたいと思います。

○総務部参事（東 栄一君） 今各御家庭にある電話機は、ほとんどのものに留守番電話機能や録音機能がついているのではないかと推察をしております。新たに購入する場合でも、1万円か2万円程度で購入できるものですので、まずは御自身で、御自身の財産を守っていただきたいと考えております。また、いずれ固定電話ではなくて、携帯電話やスマートフォンなどに直接電話がかかってくる可能性もございます。これで大丈夫という対処はないと思われまして、当面は被害防止のための情報の周知等に努めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） さっきの御答弁でもありましたけれども、最近では電話やメールによる勧誘だけでなく、書面、はがき等による手法も出てきているようであります。ホームページを開きますと、消費生活に関する情報提供として、民事訴訟管理センターからのはがきは無視してくださいということでの注意喚起の記載がありました。実は一昨日、私の家にも送られてまいりまして、やはりちょっと慌てたということがあります。やはりホームページを見て知ってる人はいいんですけれども、何も知らない方、その内容、初めて見た方にとりましては、非常に驚くものがあると思われまして、また同時に大きな不安を感じるものと思われまして、既にさまざまお取り組みをいただいているということは、承知をしているのですが、例えばこういったものは継続的に何度でも注意喚起が必要だと思われまして、市報等を通じて、継続的な注意喚起、振り込め詐欺の手口の周知徹底にお取り組みをいただくことはできますでしょうか。

○総務部参事（東 栄一君） ただいまの案件といたしましては、消費生活センターが扱う事案でありますので、担当部署とも調整の上、ちょっと時期につきましては申し上げられませんが、できるだけ早い時期に市報等に掲載をし、市民に対する注意喚起に努めたいと考えてございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 最後にいたします。その市の防犯全般に関して、市として取り組んでいかなければならないこと、市民がみずからの責任において実行していただきたいことについて、御所見をいただければと思います。

○総務部長（阿部晴彦君） 市といたしましては、引き続きになりますが、青色回転灯パトロールカーによる子供の見守り活動、また安全安心情報サービスによる不審者等の注意喚起、またさまざまな防犯活動にかかわる広報ですね、そういうものをしっかりやっていきたいと思われまして、また、重要なことは、市だけではなく東大和警察署や東大和市防犯協会等との連携をより緊密にすることによりまして、地域の防犯活動、犯罪の抑止に努めたいと考えております。また、市民の皆様におかれましては、やはりみずから防犯に関する意識をより一層高めていただいて、一人一人が地域における防犯活動の推進に取り組んでいただければと、切に願っております。

以上でございます。

○10番(根岸聡彦君) 警察とそういった詐欺の犯人、特殊詐欺の犯人とのやりとりというのは、イタチごっこであるというふうにも言われております。犯罪者はいろいろな手口を考案し、巧妙に市民の不安感情を募っていくものであります。これに対抗するために、警察との連携もそうですけれども、やはり情報提供、注意喚起を継続的に行っていく必要があると思います。録音機能付きの電話機の提供は、それを設置した家庭からの被害は出ていないというふうに言われておりました。非常に効果的なものであるというふうに認識しております。財政上の問題でできないというふうに片づけるのではなくて、市がお金をかけずにできる方法は何かなものか、知恵を絞って打開策を見出していただくことを期待して、最初の質問を終わりたいと思います。

○議長(押本 修君) ここで10分間休憩いたします。

午前10時41分 休憩

午前10時51分 開議

○議長(押本 修君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

○10番(根岸聡彦君) それでは、続きまして2つ目の市の防災について再質問をさせていただきます。

地域防災計画の見直しをされた後に、各種マニュアルの見直しを順次進めていくとの御答弁だったと思います。見直しを進めるということは、制度の問題はあるにしても、大地震等の災害が発生した際に対応していくためのマニュアルは、現時点であるという認識でよろしいでしょうか。

○総務部参事(東 栄一君) 地域防災計画には、応急活動体制として、組織ごとに役割分担が明示されておまして、何をするのかといったことが具体的に記載されてございます。それらを実行する際に、補完するものとしてマニュアルの整備を進めておりますので、全てのマニュアルが完備されてるわけではございませんけれども、大震災等の災害が発生した際に対応していくための最低限のマニュアルはありと認識してございます。

以上でございます。

○10番(根岸聡彦君) 最低限のマニュアルということですが、その精度をさらに高めていくというふうに理解をしたいと思います。災害は、いつ発生するかわかりません。20年後になるかもしれないし、あした起きるかもしれないわけでありまして。地域防災計画を見直した後ではなく、少なくとも同時並行的に進めていくものではないかと思うのですが、そのあたりの御認識はいかがでしょうか。また、大まかなものでよいので、そのスケジュール感について御説明をいただけますでしょうか。

○総務部参事(東 栄一君) マニュアルの見直しについてでございますけれども、地域防災計画の見直しと同時並行的に進めていくべきだというのは、おっしゃるとおりだというふうに思っております。ただ、人員体制などに限りがありますことから、まずは災害対応の全てのベースとなります地域防災計画の見直しに注力してまいりたいというふうに考えてございます。マニュアルの見直しにつきましては、地域防災計画の見直しの後、できるだけ速やかに進めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○10番(根岸聡彦君) マニュアルの中にいろいろとあると思います。避難所管理運営マニュアル、それから発災初期職員行動マニュアル、避難勧告等の判断・伝達マニュアル、そのほかさまざまあると思いますが、防災に関するマニュアルというものは全部でどのくらいあるのでしょうか。

○総務部参事(東 栄一君) 防災に関するマニュアルでございますけど、現在、市として持つてるマニュアル

につきましては、今挙げていただいた3つのマニュアルになります。あとマニュアル以外としましては、事業継続計画ですとか、あと昨年ですかね、罹災証明書を発行するためのシステムの共同利用をしておりますけれども、この利用のためのガイドラインなどがございます。

以上でございます。

○10番(根岸聡彦君) 特にその防災に関するマニュアルというのは、使わなくて済むのであればそれにこしたことはないわけでありまして、何かあったときにはそれを頼りに物事が進められるということになります。したがって、全く初めて手にする方であっても、それがすぐにわかる記載、内容になっているべきであると考えのですが、現在、市に備えられているマニュアルというのは、そのようになっているという認識でよろしいでしょうか。

○総務部参事(東 栄一君) 災害対応は画一的なものではございませんで、臨機応変な対応が求められますことから、機械のようなマニュアルのものではないというふうに認識をしております。ただ、十分とは思ってるところでございませぬので、なるべく手にとって——持てませんから、持っておりませんが、手にとってわかる記載にはなっていると認識しております。

以上でございます。

○10番(根岸聡彦君) マニュアルの整備につきましては、今後、地域防災計画を見直した後、着手されるようですが、マニュアルに対する市職員の理解という点については、どのように認識をされているでしょうか。

○総務部参事(東 栄一君) マニュアルに対する職員の理解についてでございますけれども、正直なところ現状では薄いと思っております。

以上でございます。

○10番(根岸聡彦君) 市職員のマニュアルに対する理解を深めてもらう、あるいはそのマニュアルを正しく理解をし、マニュアルに沿って行動してもらうためには、常日ごろから職員による自主的な勉強会ですとか、マニュアルの読み合わせ等の確認が必要ではないかと考えるのですが、そういった作業というのは現状、行われているのでしょうか。

○総務部参事(東 栄一君) 市で毎年度実施してございます総合防災訓練でございますけれども、こちらは現在、2部構成で実施しております。1部は市の職員を対象にした訓練でございまして、事業継続計画に定める非常時優先業務の図上または実動訓練ということを実施してございます。それぞれ災害対策部や班で取り組む事務が分掌されて分かれておりますので、訓練もそれぞれ違うんですけれども、その中でマニュアル等、参照した訓練をしているものと認識しております。

以上でございます。

○10番(根岸聡彦君) マニュアルの中身が正しく理解をされているかどうかというのは、そのマニュアルに沿ってどういう行動をすればいいのかを、他人に伝えることができるかどうかというところになるかと思しますので、そういった訓練等も行っていただければというふうに思います。

マニュアルの整備につきまして、現在、市が捉えているそのあり方ですね、マニュアルのあり方と見直しに対するその具体的な方針についてお聞かせください。

○総務部参事(東 栄一君) 防災に関するマニュアルは、非常時における職員などの行動指針や役割分担をあらかじめ決めておきまして、大災害が発生した場合に、一人一人が慌てずに適切に行動することで、被害を最小限に抑えることにあると認識しております。見直しの際につきましては、実動で使いやすいものになるよ

う心がけてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） ありがとうございます。

次に、帰宅困難者について伺いたいと思います。

受け入れ先である協定締結施設と3年に一度、協議をする機会を設けているということではありますが、具体的な協議内容について教えていただけますでしょうか。また、受け入れ先の人の異動、人事異動等も踏まえて、せめて年に1回、できれば半年に1回は協議をする必要があるのではないかと考えるのですが、そのあたりの市の御認識はいかがでしょうか。

○総務部参事（東 栄一君） 協定締結施設との協議内容についてでございますけれども、協力要請内容、それから避難施設の受け入れ人数、避難施設の運営、それから経費の負担など、協定書に記載されている内容について協議をしているものでございます。総合防災訓練などに参加していただいている協定先とは、年に1回程度はお話を伺う機会があるんですけども、そうでない協定先とはなかなか時間がとれないというのが実情でございます。おっしゃるとおりと思っておりますので、できるだけ短い間隔で協議等をする機会ができればと思っておりますので、その辺に努めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 短い期間で協議をすると、短い間隔で協議を行うということ、頻繁に協議の回数をふやしていくということは、それだけ密な連携体制をとっていくということにもつながっていくのではないかと思いますので、ぜひ実践をしていただきたいというふうに思います。

例えば大地震が発生した後に、帰宅困難者を受け入れ先まで誘導する手順はどのようになっているのでしょうか。また、それぞれの受け入れ先において、受け入れ人数に制限があるのであれば、受け入れ者数の把握や管理体制はどのようになっているのでしょうか。

○総務部参事（東 栄一君） 地域防災計画における帰宅困難者対策の基本原則がありまして、組織は組織で対応するというもので、企業や学校など組織のあるところは、発災時には組織の責任において安否確認や交通事情等の収集を行い、災害の状況を十分に見きわめた上で、一斉に駅等に殺到することがないように、緩やかに順次帰宅させることとしております。これを前提にした上で、帰宅困難者の対応が必要となる場合につきましては、災害対策本部を設置をして、総務部の対応になりますけれども、受け入れ者数の把握や受け入れ施設の決定、受け入れ先までの誘導等を行う予定でございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 市長答弁の中で、物資の供給等の詳細な連携体制について調整を図っていく必要があるという御答弁がありました。協定締結の段階で、そういった協議は調べていけるべきというふうに考えますが、市の御認識としてはいかがなのでしょう。

○総務部参事（東 栄一君） 帰宅困難者対策につきましては、東京都が平成25年に東京都帰宅困難者対策条例というのを制定いたしまして、事業者に対して従業員の一斉帰宅の抑制と従業員の3日分の飲料水、食料等の備蓄に努める規定を定めているところでございます。こうしたことから、まずは受け入れ場所の確保を中心に協定を進めたものでございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 現状はわかりました。順次そういったことを進めていっていただきたいというふうに

思います。順次というか、できるだけ早急に体制を整えていっていただきたいと考える次第であります。

帰宅困難者が発生するという事は、夕方から夜中にかけての発災を前提としているものであります。受け入れ先の状況として、受け入れた方々への対応、例えば休息をしてもらう場所がどのようになっているのかとか、休んでもらうための毛布は何枚必要で、どういうルートでどこから運んでくるとか、また飲食物の提供はどこから誰が何を運んでくるとか、そういったことはどこまで話し合いがなされているのでしょうか。

○総務部参事（東 栄一君） 具体的な内容につきましては、話し合いがなされてはおりません。先ほども申し上げましたけれども、東京都の条例制定によりまして、場所の確保を優先したものでございます。今後、避難所管理運営マニュアルを準用する形で、マニュアルの手順等を定める必要があるというふうには考えてございます。こうした機会に、話ができればと考えてございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） そういった細かな内容を定めておく、これこそがマニュアルの中身のあるべきものではないかというふうにするべきであります。誰がどのように行動するのか、いつまでに何をすべきなのか、発災時には短時間で、本当に瞬時に判断をして行動できる態勢が整っていないと混乱を来しますし、それがさらに広がっていく危険性を伴っておりますので、そういったところもさきのマニュアルの整備も含めて、対応をしていっていただきたいと切に願う次第であります。

避難所であれ、帰宅困難者の受け入れ先であれ、電気、ガス、水道といったライフラインがとまってしまうということは、想定ができると思いますが、その場合の対応についてはどのように考えているのでしょうか。

○総務部参事（東 栄一君） 水道につきましては、給水拠点で水の確保を行うことを考えてございますし、それからペットボトルにつきましても、一定量ですけども、確保してるところでございます。あと電気、ガスなどにつきましては、備蓄として発電機や、それから炊き出し釜などがございますので、それをもって最適な対応を想定してございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 帰宅困難者対策ということでありますので、3日も4日もそこにいるということは考えてはいたのですが、冬場であれば当然、暖をとるための設備、あるいは夏であれば夜でも非常に暑い日があるわけですから、涼をとるための設備、そういったものも当然検討の中に入っていかなければならないと考えるわけでありまして。そういったところにつきましても、ぜひ御検討を進めていただいて、即時に対応できるような、そういう態勢をとっていただきたいというふうに思います。

今回その防災マニュアルと帰宅困難者対策に関して幾つか質問をさせていただきました。特にその帰宅困難者への対応については、受け入れ施設から何をどのようにすればいいかわからないという声もいただいております。マニュアルの整備と帰宅困難者への対応策、一見余り関係のないように見えるものではあります。それぞれの重要性について、またあわせた重要性について、市の御所見を伺いたいと思います。

○総務部長（阿部晴彦君） 防災マニュアルにつきましては、やはり発災時に適切な行動が災害の被害を最小限に抑えるためには有効であるということから、あらかじめ定めておくことが重要であると認識してございます。また、帰宅困難者対策につきましても、発災時には大変な混乱が予想されますので、あらかじめできるだけ具体的な手順などを定め、また受け入れの協力先と共通理解を図っておくことが大切であると認識しております。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） ぜひ、その点をよろしくお願ひしたいと思います。

マニュアルにつきましては、つくっていなければ何も意味をなさないものでありますが、あったとしてもそれが使いこなせなければ、やはり意味のないものになってしまいます。マニュアルの整備と市職員に対する訓練というものを怠らないように、強く要望したいと思います。

また、帰宅困難者対策につきましては、発災時に混乱が生じないよう、今部長からも御答弁をいただきましたように、詳細に至るまでの手順と役割分担が誰にでもわかるような体制を整備し、市と受け入れ先との間でそういった情報の共有化を図っていただくことを切に要望して、2つ目の質問を終わりたいと思います。

それでは、3番目の高齢者の健康増進に対する施策についてであります。

東大和元気ゆうゆうポイント事業ですが、平成29年12月から開始をし、当初の登録活動団体数は40団体から今は55団体に増加しているとの御答弁でした。活動団体がふえて利用者が増加するということは、非常に好ましいことであると思っておりますが、開始当初から幾つかの課題を抱えていたということも認識をしています。市として御認識をされている課題として、どのようなものがあるでしょうか。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 東大和元気ゆうゆうポイント事業につきましては、ようやく1年が経過いたしました。現在の推定の参加者でございますけれども、約1,000人と想定されております。65歳以上の高齢者人口は今現在2万3,000人弱となっておりますので、やはり今後も参加者を増加させることが課題だろうというふうに考えております。また、景品の種類、あるいはその交換方法につきましては、事業を軌道に乗せるために比較的シンプルなルールといたしましたけれども、今後この事業が軌道に乗りましたら、その方向性につきまして研究が必要と考えております。

以上であります。

○10番（根岸聡彦君） ポイントがたまることで景品がもらえるということを楽しみに、さまざまな会場をはじめポイントをためていらっしゃる方が結構いるというふうに伺っております。一方で、30ポイントで年間3回しか景品の交換ができない、また社会福祉協議会に行かないと景品の交換をしてもらえない、交換に期間が設定されており、欲しいときに行ってももらえないといった声が、多数寄せられているのも事実であります。介護予防に取り組む高齢者がふえていけばいくほど、こういった声というものは増加していくものと考えます。この事業を進めていくのであれば、少しずつでも使い勝手のよい制度に変えていく必要があると思っておりますが、市の見解はいかがでしょうか。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 景品交換の回数制限につきましては、参加者の公平性の確保を意識したものであります。ポイントを獲得するペースというものは、これは人によってさまざまでございます。先着順で無制限に交換を認めてしまいますと、予算上の制約もありますことから、ペースの遅い方、こういった方が景品を獲得できないおそれも考えられます。このために年間3回までとして、ペースの速い方が景品を独占しないようにしたというところでございます。

景品の交換場所につきましては、この3回の交換回数の制限の導入と関連いたしまして、交換した方の回数管理というものをする必要がございますから、社会福祉協議会の事務所としたものであります。また、交換時期につきましても、社会福祉協議会との協議の中で、上半期、下半期、それぞれ2カ月ずつというふうに設定させていただきました。交換場所の問題につきましては、代理の方による交換も認めているようにしております。交換期間につきましては、今年度の実績を見ながら社会福祉協議会と協議してまいりたいと、このように考えております。

以上であります。

○10番（根岸聡彦君） 精力的にポイントを集めている方にとりましては、すぐに手帳がいっぱいになってしまって、未交換のままポイントがふえ続けるという状況が発生している、そういった声を多数伺います。市は参加者がふえてもらうことを望んでおり、参加者がふえれば当然のことながらポイントがたくさんたまっていく人もふえていくこととなります。その点については、事業開始の時点で想定されていたことではないかと思うのですが、市の御認識はいかがだったのでしょうか。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） この事業につきましては、先ほど申し上げましたように、ポイントの獲得のペースの速い方と遅い方がいらっしゃいます。そういったことはあらかじめ想定しておりました。このため、獲得ペースの遅い方にも景品が行き渡るように、年間3回の上限を設けさせていただいたということでございます。そういたしますと、ポイントの獲得のペースの速い参加者がふえれば、交換回数の制限の適用を受ける方も増加するということとなります。

なお、本来、介護予防活動というものは、要介護状態になることを防止したり、あるいは要介護状態の程度の重度化防止ということ——目的で行うものであります。介護予防活動に取り組むことによりまして、生き生きとした生活を送ったり、あるいは健康寿命の延伸を図ることができるという効果が期待できるというものであります。景品交換というものは、このような効果を有する介護予防活動に参加し、それを継続するための動機づけ——インセンティブと申し上げますが、そういうものとして導入したものであります。このように景品を取得することが最終目標ではございませんので、景品交換に関しましては公平性の観点から回数制限を導入したというものであります。

以上であります。

○10番（根岸聡彦君） 市の認識と参加者との考え方と若干乖離があるなというところは、やはり介護予防、要介護状態になることを防止することを目的としたものであって、景品をもらうことを目的としていないというところではありますけれども、参加者の中には、やはりふえていくにしたがって、景品をもらえるのだから始めようという方も当然いらっしゃるわけでありまして。そういった方々も、当然その介護予防体操に参加しているわけでありまして、そのあたり調整というのは難しいのかなというふうには考えているところではありますけれども、御検討いただければと思います。

ポイントと交換できる景品について伺いますけれども、30ポイントで交換できる景品は、おおむね500円程度のものというふうに伺っております。さきの質問と重複はいたしますけれども、ポイント交換につきましては市民からいろいろな声が寄せられており、その中で非常に多いのが、年に3回しか交換できないというものであります。例えば年に3回という交換の回数を6回にふやす。あるいは景品のグレードアップしたものを数種類用意して、50ポイント、100ポイントで交換できる景品を用意するといった、制度に柔軟性を持たせるような工夫というものは、今後、御検討いただくことはできないでしょうか。また、先ほどの防犯の分野でも質問させていただきました録音機能つき電話機といった少し高価な景品も、例えば3,000ポイント達成したらもらえますよというように、長きにわたって介護予防事業への参加をしていくことに対するモチベーションを維持する方法として使えないか、そのあたりの御見解を伺えればと思います。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 元気ゆうゆうポイント事業の景品につきましては、30ポイント単位で交換をするということを前提といたしまして、おおむねでございますけれども、500円から600円程度の品物を御用意いたしました。そして、その交換回数につきましても、先ほど申し上げましたとおり、年間3回までということでございます。交換回数を3回までとしたことは、獲得ペースの遅い方でも景品交換ができるように配慮した

ものであります。それから、30ポイント分の景品を設定したことでございますが、これにつきましてはできるだけシンプルなルールを採用いたしまして、事業開始時における円滑な運営、こういったものを目的としたものでございます。

なお、平成30年度というものは、この事業を1年間通して実施する初めての年ということになります。これによりまして、景品交換の実情というものが見えてきますので、平成30年度の交換の実績というものを踏まえながら、交換回数ですとか、あるいは景品の種類につきまして研究してまいりたいと、このように考えております。

以上であります。

○10番（根岸聡彦君） ぜひ、研究を進めていただきたいと思います。事業が大きくなればなるほど、やはりシンプルな制度でおさまらなくなってしまうというような状況も当然出てくるわけでありまして。制度の運用に対して、柔軟な対応をとっていただくことを切に要望したいと思います。

リーダーさんの中には、既にポイントがいっぱいになった手帳が何冊もたまってしまっていると、そういう方がいらっしゃいます。以前の一般質問の中で、マイスターの称号を与えとか、感謝状を贈るといったことを検討するという御答弁をいただいておりますが、どのような検討が進められているのでしょうか。また、リーダーの方々が何を求めているのかは、リーダーの方々、御本人に聞くのが最もよい方法であると考えますが、リーダーさんとそういった話し合いを持つということはされていらっしゃるのでしょうか。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） マイスター等の称号でございますけれども、現段階では事業開始から2年目ということでございます。したがって、導入に向けました具体的な検討というものはまだ行っておりません。

なお、一般的にはですけれども、マイスター等の称号というものは、世間から称賛を受けるほどの価値の高いものというふうに認識しております。このため、仮に導入する場合には、その取得には相当な期間、継続して取り組むということによって達成できるような要件、これが必要だろうというふうに考えております。

感謝状につきましては、マイスター等の称号よりはハードルを低くすることが想定されますけれども、これも安易に発行をいたしますと、その価値が薄れてしまって、受け取った方の意欲の向上という効果も期待できなくなるおそれがあります。これらのことを踏まえながら、その内容につきまして今後も研究を続けてまいりたいと考えております。

なお、介護予防リーダーなどの登録団体の主催者との間では、連絡会というものを開催いたしまして、意見交換を行っております。また、初年度の終了時にはアンケート調査を実施いたしまして、現場の声というものも確認しております。今後も参加者の声を受けとめながら、この事業をよりよくしてまいりたいと考えております。

以上であります。

○10番（根岸聡彦君） やはり現場の声を聞いていただくということが、非常に大切であるというふうに思っております。ぜひ、そのあたりよろしくお願いをしたいと思います。

景品の交換場所についてですけれども、交換場所が社会福祉協議会の事務所のみということになりますと、例えば新堀のほうにお住まいの方などは、往復で、バスの往復が、交通費720円をかけて500円の景品を交換しにくるということになります。そういった点も考慮して、今後、例えば市内に3カ所ある、ほっと支援センターで景品の交換ができるような、そういった制度の改革を御検討していただきたいと思うのですが、そういう御予定はないのでしょうか。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 景品交換をほとと支援センターなどのほかの場所で行う場合には、その景品の在庫管理ですとか、あるいは交換回数の確認などの点で課題がございまして、直ちに実施するということは困難と認識しております。また、複数の場所で景品交換というものを行ったとしても、これ常設で行うことは現実的ではございませんので、期間を区切って行わざるを得ないのですけれども、この場合に交換のために来場される方が少ないと費用対効果の面でも課題が残るといふふうに認識しております。このため、現段階ではほとと支援センターなどにおける交換というものは考えておりません。なお、景品交換につきましては、代理人による交換を認めておりまして、移動に困難な方への配慮をしております。

今後、この事業の利便性の向上につきましては、社会福祉協議会と協議を進めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○10番（根岸聡彦君） 先ほども申し上げましたけれども、事業が大きくなればなるほど、やはり制度の改定も必要になってくると思います。社会福祉協議会との協議も進めていただきたいと、要望したいと思います。

介護予防を推進していくためには、リーダーとして活躍していただける若い方々の育成が急務であるといふふうに考えております。後継者の育成を推進するとの御答弁があったと思いますが、今までのやり方で若い方にリーダーとなってもらい、事業に参画していただくには無理があるように思えるのですが、市としてどのような施策を今後検討する必要があるとお考えでしょうか。

○福祉部副参事（原 里美君） 後継者の育成につきましては、介護予防リーダーや体操普及推進員の高齢化の問題とともに、今後、重要性を増す問題と考えております。一部ではありますが、介護予防リーダーの中には危機感を感じてらっしゃる方もいらっしゃいます。平成31年度は、介護予防リーダーや体操普及推進員の養成講座を開催する予定であります。講座の参加者の募集は、市報や公式ホームページによりいたしますが、口コミによる紹介が効果的であると理解しておりますので、現在、御指導されている介護予防リーダーや体操普及推進員に対しまして、次世代育成の大切さをお伝えしまして、将来、指導者となる可能性のある方に積極的に声をかけていただくよう、御依頼してまいりたいと思います。

以上です。

○10番（根岸聡彦君） たしか東大和元気ゆうゆう体操が始まったのが、7年前だったかなというふうに思っておりますが、介護予防リーダーがたしか今現在、5期生までいらっしゃるのではないかと思います。今いろいろな会場で東大和元気ゆうゆう体操を実践していらっしゃるリーダーさんのほとんどが、1期生、2期生ではないかなというふうに思っております。ということは、7年前あたりにリーダーになられて体操を始めた方が、そのまま継続をされているということは、必然的に皆さん、6つ、7つ、お年をとられているということになるわけでありまして、4期生、5期生の方々のゆうゆう体操への参加をどんどん進めていっていただきたいと思っております。

現在のリーダーさんの中には、やはりボランティアで活動しているということで、何も見返りがなくてやらされ感を感じながら継続をしているという方も少なくありません。以前に副市長のほうから、市の事業を高い志を持って担っていただいているという自負を持って、そういった御答弁をいただいたこともあるのですが、現在のリーダーさんのボランティア精神にだけ頼って事業を継続するということは、非常に困難であるという感じがいたします。なかなか無理があるような感じがいたします。今後の事業の進め方、人材の育成方法、確保の仕方における市の御認識について伺いたいと思います。

○福祉部副参事（原 里美君） 理想の介護予防リーダー像は、指導者としての高い志を持ち、自発的に介護予防活動に取り組む方であります。一方、全く行政からの評価を受けない場合は、その意欲をそがれ、活動の継続に支障が生ずる場合が——おそれもあり得ます。このため元気ゆうゆうポイント事業においては、介護予防活動の主権者に対してもポイントを付与し、日々の活動に対する評価を実感できるようにしております。

なお、介護予防は息の長い活動が必要で、その取り組みの成果も一定の年数を経て効果が出てくるものと理解しております。このため、介護予防リーダーが日々の活動の中で介護予防の効果を実感することは難しいと思われませんが、データの蓄積に基づき、グラフなどの視覚的な資料によって効果をあらわすことができれば、みずからの活動の意義を再確認し、今後の取り組みの励みとなると思われます。このような介護予防効果の見える化についても、今後研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 介護予防事業は、今後さらに発展して継続させていかなければいけない事業であるということは、皆さん、御認識をいただいているとおりでと思いますが、今までの質問の中でさまざまな課題というものが、また新たに出てきたのではないかというふうに思います。一つ一つ、全て一遍に解決するということは無理があると思いますけれども、やはり現場の声を聞きながら一つ一つ課題を解決していく努力をお願いしたいと思います。

高齢者向けのスポーツ団体や文化団体についてであります。運営費の補助などによる支援をしているとのことでしたが、これは全ての団体に補助を出しているのでしょうか。補助をしていない団体があるとするならば、補助を受けている団体との違いや条件というのはどのようになっているのでしょうか。

○社会教育課長（佐伯芳幸君） 高齢者向けのスポーツ団体や、文化団体への運営費の補助や支援についてであります。市では体育協会や文化協会などの社会教育関係団体連合会と市民文化祭に参加する団体に対しまして、運営費の一部補助をしております。しかし、それら以外の団体については補助をしておりません。補助を受けている団体と受けていない団体の違いや条件につきましては、体育協会や文化協会などに加盟しているのか、していないのかの違いでございます。それぞれの団体ごとの運営方法や活動そのものには、大きな違いはないと認識しております。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） この質問は、ある団体の方から、東大和元気ゆうゆう体操は市で力を入れているポイント事業の対象となっているのですが、ほかの団体についてはそういった事業の対象外となっており、東大和元気ゆうゆう体操だけが厚遇されているのではないかといったことを言われたことがございまして、そこに端を発しております。もちろん市ではそういった意識を持ってやっているわけではないということはわかっているのですが、一部には、我々は独自の努力で健康を維持し、介護予防に努めているという意識のもとで、そういった自主的な活動と市の事業として進められている事業を区別されるというのは、いかがなものかという考えを持つ方も当然いらっしゃるわけであります。

そういった方々の不満を取り除き、理解をしてもらうために、現在、市が行っている施策としてはどのようなものがあるのでしょうか。また、今後、検討が必要であるとする施策として、どのようなものがあるとお考えでしょうか。

○社会教育部長（小俣 学君） 元気ゆうゆうポイント事業の対象とならない、なっていない団体の皆様に御理解をいただくための施策ということでございますけれども、現在のところ社会教育のほうでは、具体的な施策を

行っているわけではございません。体育協会や文化協会のように、支出をしております補助金のように、公金を支出するということになりますれば、市内で活動されている高齢者のスポーツ団体や文化団体、非常に多く存在をしておりますので、実際には非常に難しいだろうというふうに認識をしております。

そういう状況ではございますけども、今後、補助を受けている体育協会や文化協会に、もし加盟をしたいというような、団体から御相談があれば、体育協会、文化協会の加入をお勧めをしたり、間に入って調整をするなど、そのような対応はしたいと考えてございます。

以上です。

○10番（根岸聡彦君） 体育協会、文化協会に加盟していない団体というのは、加盟したいけれども、できない理由がどこかにあるのか、加盟の仕方がわからないのか、そういったところではないかというふうに思います。補助が出る出ないという点について、全ての非加盟団体が声を上げているわけではなく、ごく限られた一部の方ということではあるのですが、そういった声もあるということは、事実として受けとめていただきたいと、こういうふうに考えております。体育協会、文化協会への加盟団体がまたふえて、それがまた介護予防につながっていくということは、非常に大切であるというふうに思っております。

最初の質問のほうの御答弁で、現在の東大和元気ゆうゆうポイント事業の参加者が1,000人と想定されていますけれども、65歳の高齢者人口は2万3,000人近くと。この1,000人という数字は、多いか少ないかということころはいろいろと考え方の違いがあると思います。介護予防を必要とせずに、みずからの活動で健康を維持されている方が、やはり非常に多くいらっしゃるというのも現状あると思いますので、そのあたり調整を図りながら、どういう施策をとっていくのがいいのかということころは、市としてまた知恵を絞っていただきたいというふうに思っております。

高齢者の健康増進は、市財政の健全化においても、市の活気づくりにおいても非常に重要な位置づけであると認識いたしますが、最後にまちづくりと高齢者対策に関する市の熱い思いをお聞かせいただければと思います。

○市長（尾崎保夫君） いろいろと質疑をいただいておりますが、今後の高齢化の進展等を踏まえますと、健康で活躍できることが、高齢者——そういう高齢者をふやすことは市民、一人一人の幸せに直結する取り組みであるとともに、地域の活性化にも役立ち、また福祉的には医療費、介護給付費などの抑制にも資するものであります。市といたしましては、市民の健康寿命の延伸に向けた施策について、今後、基本的な方針を定めるとともに、高齢者を初めとしたあらゆる世代が、健康寿命の延伸に積極的に取り組んでいただけるよう、具体的な取り組みをアクションプランとして定める予定であります。このような取り組みを進めながら、高齢者の方々がシニアパワーを遺憾なく発揮し、輝き、活躍することができる地域社会の構築を目指していきたいと、そのように考えております。

○10番（根岸聡彦君） ありがとうございます。

高齢者の施策につきましては、以前からさまざまなお取り組みをいただいているということは承知しておりますが、やはり高齢者の方々のニーズの把握ですね、こちらのほうがいま一つ十分にはできていないのではないかなという感じを持っているのも事実であります。特に介護予防リーダーの方々との意思疎通について、個々のリーダーさんが活動している会場に赴き、それぞれのリーダーさんや利用者の方々から、直接お話を聞くという現場主義に徹した対応をとっていただくことを要望したいというふうに思っております。

また、後継者の育成、これは喫緊の課題であります。いかに希望に満ちた施策を展開しようとしても、実践

する人、リーダーシップを発揮する先導する方がいっしょにないと、絵に描いた餅となってしまいます。今、直面している課題が何であるのか、しっかりと向き合いながら適切に対応していただくことを強く要望し、私の一般質問を終了いたします。

ありがとうございました。

○議長（押本 修君） 以上で、根岸聡彦議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 関 田 正 民 君

○議長（押本 修君） 次に、13番、関田正民議員を指名いたします。

〔13番 関田正民君 登壇〕

○13番（関田正民君） 13番、関田正民です。平成31年第1回定例会に当たり、通告書に従い、一般質問をさせていただきます。

初めに、区画整理事業であります。

平成30年度末で、東大和立野一丁目土地区画整理事業がおおむね終了の予定であると聞いております。これまで当市では、昭和48年に事業計画決定した、東大和東部土地区画整理事業を初め、平成5年には、東大和上北台駅周辺土地区画整理事業を事業計画決定し、それぞれ土地区画整理事業を進めてきました。

そこで、次の点についてお聞かせください。

①として、過去に終了した東大和東部土地区画整理事業の概要について。

②として、過去に終了した東大和上北台駅周辺土地区画整理事業の概要について。

③として、平成30年度末でおおむね終了予定の東大和立野一丁目土地区画整理事業の概要についてお伺いいたします。

次に、2の防災については、①として消防団員の確保について。

②として、中学生の防災活動への参加についてお伺いいたします。

再質問に関しましては、自席で行わさせていただきます。よろしくお願いいたします。

〔13番 関田正民君 降壇〕

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） 初めに、東大和東部土地区画整理事業の概要についてであります。事業の目的としましては、従来、農地が大部分を占めておりました市の南東部地区に、徐々に無秩序な住宅地が広がり始めたことから、住宅化の波と調和しながら農業経営を存続させ、将来、住宅地となっても困らないようにするために、都市計画道路4路線や上仲原公園等の都市施設を整備し、緑豊かなまちづくりを目指し、実施したものであります。事業計画を昭和48年9月1日に決定後、事業を実施し、換地処分の公告を昭和56年8月31日に行ったもので、事業計画決定から換地処分公告までは8年間でありました。また、地区面積は約93.3ヘクタール、平均減歩率は23.64%、権利者数は換地処分時で1,124人、総事業費は約58億4,000万円でありました。

次に、東大和上北台駅周辺土地区画整理事業の概要についてであります。事業の目的としましては、多摩モノレール上北台駅の設置が計画され、駅周辺地区において急速な土地利用の変化及び市街化が無秩序に進み、スプロール化を招くことが予想されたことから、都市計画道路を根幹とした各公共施設を新設または整備、改善することにより、無秩序な市街化の進行を防止し、都市機能の整備された健全な市街地の造成を目指し、実施したものであります。事業計画を平成5年10月1日に決定後、事業を実施し、換地処分の公告を平成12年12

月15日に行ったもので、事業計画決定から換地処分公告までは7年2カ月でありました。また、地区面積は約19.7ヘクタール、平均減歩率は15.14%、権利者数は換地処分時で209人、総事業費は約31億円でありました。

次に、東大和立野一丁目土地区画整理事業の概要についてであります。事業の目的としましては、多摩モノレール上北台駅から近距離にあり、急速な土地利用の変化が生じ、無秩序な市街化を招くことが十分予想されたことから、都市計画道路を根幹とした各公共施設を新設、または整備、改善することにより、無秩序な市街地化の進行を未然に防止し、都市施設の整備された健全な市街地を造成して、公共の福祉に資することを目的に事業を開始したものであります。事業計画を平成7年12月5日に決定後、事業を実施し、換地処分の公告を東京都知事が平成31年3月1日に行う予定であり、事業計画決定から換地処分公告までは23年3カ月となる予定であります。また、地区面積は約14.7ヘクタール、平均減歩率は23.04%、権利者数は換地処分時で297人、総事業費は約45億7,000万円でありました。東京都知事が行う換地処分の公告によって、事業のおおむねの完成と言われておりますが、今後は登記事務清算金の徴収交付事務等を実施し、事業の最終的な完成に努めてまいります。

次に、消防団員の確保についてであります。東大和市消防団では各分団が地域の方々に対し、出初め式、総合防災訓練、自治会等の防災訓練などの機会を通じて、消防団員の活動を紹介するとともに、団員の募集を行っております。また、消防団のホームページ、フェイスブック、消防団だより、市報、市の公式ホームページにおきまして、活動内容を広報するとともに常時募集を行っております。

次に、中学生の防災活動への参加についてであります。市が実施している総合防災訓練への参加や、地域と連携した防災訓練等に参加する取り組みが進められております。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○教育長（真如昌美君） 中学生の防災活動への参加についてであります。毎年、市で実施しております総合防災訓練におきましては、会場校の中学生が参加をしております。また、保護者、地域、関係機関等と連携をして、防災教育を実施している第一中学校や、地域が実施する防災訓練に生徒が参加している第二中学校などの取り組みも進められております。今後も生徒が防災に関する理解を深めるとともに、みずから危険を予測し、回避できる力を身につけられるよう、防災教育の推進について各学校に働きかけてまいります。

以上です。

○13番（関田正民君） 今市長から、3地区の土地区画整理事業の概要について説明を受けました。3地区の土地区画整理事業を実施したことによる事業効果は、どのようなものがあるのかお聞かせください。

○区画整理課長（水村隆市君） 一般的に土地区画整理事業には、8つの事業効果があると言われております。1つ目として地区の安全性の向上、2つ目として地区の快適性の向上、3つ目として地区の利便性の向上、4つ目として都市の骨格の形成、5つ目としてまちの活性化、6つ目として住宅宅地の供給、7つ目として経済波及効果、8つ目として町名地番や登記の整理などの事業効果でございます。

以上でございます。

○13番（関田正民君） 多くの事業効果があることはわかったんですが、その中で幾つか聞かせてください。地区の安全性の向上とは、具体的にどのような効果があったのかお聞かせください。

○区画整理課長（水村隆市君） 地区の安全性の向上としましては、区画道路の配置により緊急車両の通行が確

保されます。また、道路、公園のオープンスペースの増加などにより、延焼遮断効果と避難機能が向上します。さらに主要な道路における歩道の設置等により、歩車分離が体系的に確保されます。また、道路網の再編や危険な交差点の改善が図られます。

以上でございます。

○13番（関田正民君） たしか公園のオープンだとか、それ一番いい例が東部区画整理事業じゃないでしょうか。上仲原公園グラウンド。当時、そのときに私のうちも畑があったんですが、大分減らされて、こういうものはいらんんじゃないかと、個人的には考えておりましたが、今となればよかったのかというふうに思っております。

そこで、多くの事業効果があることはわかったんですが、地区の利便性の向上についてはどうでしょうか。

○区画整理課長（水村隆市君） 地区の利便性の向上としましては、道路網が形成され、交通の利便性が向上するとともに、公園整備や事業を契機に各種施設が立地することにより、生活関連の利便性が向上します。また、宅地が整形化され、前面道路の幅員が広がることにより、土地の有効利用や高度利用が可能となります。

以上でございます。

○13番（関田正民君） また、住宅地の供給と経済波及効果はどのようなものがあつたでしょうか。

○区画整理課長（水村隆市君） 住宅地の供給としましては、道路、公園等の公共施設や水道、ガス、下水道などの供給処理施設の整った良質な宅地を供給することができます。

次に、経済波及効果としましては、土地区画整理事業に伴って換地や保留地上の建築物の新築、既存の建物移転に伴う新築・増改築等に加え、街区の再編、敷地の統合による新たな建築活動に係る民間投資が期待できます。

以上でございます。

○13番（関田正民君） 次に、土地区画整理事業には、さまざまな事業効果があることは今の説明でわかりました。

次に、立野一丁目地区の事業完成に近づいていると聞いていますが、事業の完成はいつごろになるのか伺います。

○区画整理課長（水村隆市君） 東京都知事が行う換地処分の公告を3月1日に予定しております。換地処分の公告があつた場合は、その翌日から換地計画で定められた換地は従前地とみなされ、その土地に係る権利関係も原則として移行します。また、公共施設も各管理者へ移管されることから、事業のおおむねの完成といえます。ただし、登記事務、清算金徴収交付事務等の一部の事務は、公告後、引き続き行うものであります。

以上でございます。

○13番（関田正民君） 原則としてということは、登記とかいろいろそういうことを含めて言っているのでしょうか。ちょっと、そこら辺のところ詳しく教えてもらえれば。

○区画整理課長（水村隆市君） 原則といたしましてはということですが、保留地については表示の登記から始まりますので、時間が要するというふうなことになります。換地計画で定められた換地でも、登記所の手続が順調にいかない場合も考えられるということで、原則としてというふうな表現をさせていただきました。

以上でございます。

○13番（関田正民君） 市長答弁の中で、3地区の事業開始から換地処分公告までの期間をお聞きしました。東部地区は8年、上北台地区は7年2カ月に比べて、今回の立野一丁目地区は23年、23年間、余りの長期間に

なった理由は何か聞かしていただければ。また、長期間となったことで、権利者や市民にどのような影響が出たのかお聞かせください。

○区画整理課長（水村隆市君） 立野一丁目地区につきましては、大多数の権利者の方は仮換地指定を通知した平成12年7月からそれぞれ移転補償契約を結び、数年のうちに移転を完了しましたが、一部の権利者の方とは移転交渉に時間を要したことから長期間の事業となりました。なお、本事業は全ての権利者の方々から御理解、御協力をいただき、事業のおおむねの完成を迎えられるものでございます。

次に、権利者や市民の方への影響でございますが、事業地区内にお住まいの方につきましては、住所地番が確定していないことから、従前地の地番で書類等が表示されておりましたので御不便をおかけしました。また、保留地を購入していただいた権利者の方につきましては、換地処分をするまでは土地に関する所有権の登記ができない状況にありました。また、登記簿にかわるものは、区画整理課で保留地台帳を整備し管理しております。さらに、土地区画整理事業における職員人件費の一般管理費は、一般会計からの繰入金で賄われており、事業の長期化は一般会計への負担を増すことになりました。事業の長期化は、このように影響があったと考えております。

以上でございます。

○13番（関田正民君） ほかにもいろんな問題があったのかと思いますが、いずれにしても23年はちょっと長かったのかな、そういうふうには個人的には思っております。

そこで、立野一丁目地区の保留地の処分はどのような状況なのかお聞かせください。

○区画整理課長（水村隆市君） 立川都市計画事業東大和立野一丁目土地区画整理事業保留地処分事務取扱規則に基づき、保留地の処分を行ってきました。処分実績は、平成13年から現在までで65件であります。面積は7,683.47平方メートルであります。保留地処分金の総額は約13億3,387万円でありまして、事業計画上の保留地は全て売却できました。

以上でございます。

○13番（関田正民君） 最後になりますが、今後、市内での土地区画整理事業を行う予定がありますか。

○区画整理課長（水村隆市君） 現在の総合計画等では、具体的な地区で土地区画整理事業を行う計画はありませんが、今後、道路や公園などの公共施設を整備する場合において、面的なまちづくりを進めることが好ましいと判断した場合で、関係権利者の理解が得られた場合には、単独買収による整備手法と比較し、土地区画整理事業を整備手法として選択することは考えられます。

以上でございます。

○13番（関田正民君） 当市の土地区画整理事業の過去から現代までの詳しい説明を聞かしていただきました。土地区画整理事業は、都市計画決定区域内の土地について、道路、公園、下水道等の都市施設の設備を行い、宅地の利用の増収を図るため、宅地を配置して新たなまち並みの形成や既存市街地の再整備を行うまちづくりの手法として、都市整備上、中心的な役割を果たしたと思っております。3月に完成を予定している東大和立野一丁目土地区画整理事業は、権利者と市が協働してまちづくりを推進し、所期の目的を達成できたと思えます。今後も各事務を実施し、事業の最終的な完成に努めていただくようお願いして、この件は終わります。

○議長（押本 修君） ここで午後1時30分まで休憩いたします。

午前11時59分 休憩

午後 1時29分 開議

○議長（押本 修君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○13番（関田正民君） それでは、2の防災についてであります。

先ほど市長答弁で、消防団のホームページ、それから消防団日より、市報、市のホームページでも活動内容を広報してると。また募集は常時、行ってるという答弁がありました。

消防団員の確保について伺います。以前から消防団員の確保が難しいと聞いていますが、このことを考えるに当たり幾つか現状の制度を確認したいと思いますが、よろしく願いいたします。

まず定年について伺いたいのですが、定年制はあるのでしょうか。それから、市の職員はほとんど、その年代の人たちは消防団員になってると。第一分団、第二分団、大分、市の職員が入ってますが、ほかの分団は。どうしてもわからなければ結構ですけど、お願いします。

○総務部参事（東 栄一君） 定年につきましてですが、東大和市消防団条例におきまして、団長、副団長は除きますけれども、その他の団員につきましては年齢が18歳以上、60歳未満のものであることと規定してございます。それから、市の職員が消防団に入ってる人数については、ちょっと今資料がないのでお答えできません。

○13番（関田正民君） 18歳以上ということは、これに載ってるように、団員募集のときに、やっぱり18歳以上というふうに入れると大分違うんじゃないでしょうかね。18歳以上という——いわゆる学生だとか、そういう人たちね。そういうことも覚えておいてください。

60歳を定年とした理由であります。他市の状況についてわかれば教えていただければと。

○総務部参事（東 栄一君） 当市が60歳を定年とした理由でございますけれども、災害活動等における公務災害の発生を予防することを目的に、消防団と相談の上、平成20年の第4回定例会におきまして、条例の一部改正により年齢要件を定めたものでございます。

それから、他市の状況でございますけれども、東京都内の26市で申し上げますと、東大和市も含めて12市が定年を定めておりまして、ちなみに60歳までが当市を含めて4市、55歳までがやはり4市、45歳までが3市、40歳までが1市の状況でございます。

以上でございます。

○13番（関田正民君） それでいきますと東大和は60歳、大分長いほうで、60歳まだ若いですからいいんじゃないですかと私は思います。

次に、市の消防団員はおおむね何年ぐらい団員として活動してんでしょうかね。

○総務部参事（東 栄一君） 消防団は1期3年を任期にしておりますけれども、任期がえの際に、退職した団員の在職平均年数で申し上げますが、平成27年度の退職のときは平均が11年9カ月でございました。それから、平成24年度の退職のときは、平均が12年10カ月でございます。もう一つ、平成21年退職のときは、平均11年11カ月ということになっています。転勤とか転出など、いろいろな事情で早期に退職する方もおりますけれども、おおむね4期から5期、在職しているものと認識してございます。

以上でございます。

○13番（関田正民君） ありがたい話ですよ。大体4期、5期やると、やっぱり家庭を、だんだんいろいろな用ができてきて、会社的にもいろいろ仕事もふえてくるでしょうから、まあ順調なところかなというふうに考えております。

4期から5期ということで12年ね、ちょうどいいと思うんですが、消防団のOBとか、OB会として活動し

てるという話を聞いてますが、わかる範囲で結構ですが、教えていただければ。

○総務部参事（東 栄一君） 消防団のOB会についてでございますけれども、ここで改めて確認をいたしました。その結果、幾つかの分団で後援会があるところはあるようですけれども、OB会として活動してるところはないとのことでございます。

以上でございます。

○13番（関田正民君） わかりました。現在、OB会としての活動はないということですか。わかりました。

それから、10年ぐらい前になると思いますが、女性消防団が入団することになりました。今のなでしことして活動しています。これは評価をしておりますが、これはたしか私が、昔、一般質問の中で、各分団に、家庭にいるママさん——お母さんたちを入れたらどうかと。日中、大体家庭にいる人が、今団員の方も大分遠くへ勤めてる人が多いでしょうから。それを発足したんですが、それが何かなでしこになってしまったんですが、これは非常にいいことでありまして、これからもそういう、十分に募集するときに女性にも声かけてね、分団に入ったらどうですかと。ただ、火災の出動だけじゃありませんので、その辺のことも考慮してほしいんですが、どうでしょうか。

○総務部参事（東 栄一君） 女性団員の募集につきましては、各分団、それから本部団員も含めて常時募集をしておりますので、引き続き進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○13番（関田正民君） 幾つか消防団の現状について確認をさせていただきましたが、定年を定めているのが12市ということでありまして。定めてない市も多いということでありまして、昔と違い今の60歳は元気ですから、消防団員の確保が難しい現状があるということであれば、定年制の見直しを検討してもいいのかなと、私自身は思っております。組織体制のことですから、消防団の意向を十分尊重して相談していただきたいと思っております。これは要望としておきます。

次に、中学生の防災活動についてであります。

中学生の防災活動への参加についてであります。災害が発生した際に自分の命を守るためにどう行動すればよいのか、また災害発生後は、自分たちは地域のために、社会のために何ができるか等、みずから判断し、行動できる中学生を育てる防災教育は、中学生の安全の確保にとどまらず、災害に強い地域づくりにつながると考えます。市長及び教育長答弁によりますと、現在、市の総合防災訓練への参加や、第一中学校や第二中学校における地域と連携した防災教育の実施により、地域の防災活動に中学生が参加してはいるようですが、その内容はどんなものなのでしょうか、お教えてください。

○学校教育部副参事（吉岡琢真君） 例年実施しております市の総合防災訓練において、会場校の生徒が参加している内容につきましては、初期消火訓練、救出・救助訓練、避難所体験訓練、応急救護訓練であります。また、第一中学校及び第二中学校の生徒が参加しております防災訓練の内容につきましては、主に起震車体験、煙体験、救命救急等でございます。このように自助にとどまらず、共助においても学べる内容となっております。

以上でございます。

○13番（関田正民君） 内容はわかりました。今後も地域の防災活動に多くの中学生が参加できるよう進めていただければいいと思っておりますが、市の認識をお教えてください。

○学校教育部副参事（吉岡琢真君） 災害に関する危険を予測し、回避する能力と地域や社会の安全に貢献でき

る資質・能力を育成するために、中学生が地域の防災活動へ参加することは大変効果的であるというふうに認識してございます。今後は市の総合防災訓練等の方向性により、学校における実施環境も整ってくるものと考えられるため、関係各課とも協議してまいりたいというふうに考えております。また、第一中学校や第二中学校の取り組みにつきましては、他の中学校に対して参考になるよう情報提供してまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○13番（関田正民君） 最後としまして、将来、地域の防災活動を担う人材育成のためにも、地域の防災活動に中学生が参加することが重要であり、ぜひ推進していただきたいと思っております。

それが、2日前ですかね、新聞に、非常時対応地域に広めるということで、総合学習の時間に防災を学んだ瑞穂町立瑞穂第三小学校の6年生が、生徒が企画した近隣住民や「防災祭り」というイベントですね。それは、近隣住民は近くの保育園児らを皆、誘い、それでその小学校6年生の人たちが主役になって、その地域の人たちにも防災という知識をみんなで学んだということは、やっぱり小学生、もう6年といえば体も立派だし、またそういう小学生からそういう防災とか、いろいろなものに興味を持たせるのもいいのかなど。これはあくまでも要望にしておきますが、ひとつ考えてみていただければと思います。どうでしょうか。

○学校教育部副参事（吉岡琢真君） 今御紹介いただきました瑞穂町の取り組み等も含めて、さまざま近隣地区の取り組み等を研究しながら推進してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○13番（関田正民君） これで私の一般質問は終わります。

○議長（押本 修君） 以上で、関田正民議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 大 后 治 雄 君

○議長（押本 修君） 次に、6番、大后治雄議員を指名いたします。

〔6 番 大后治雄君 登壇〕

○6番（大后治雄君） ただいま議長より御指名を受けました議席番号6番、興市会、大后治雄でございます。通告に従いまして、一般質問を初めさせていただきます。

さて、1、市民の健康と環境について。

①喫煙と受動喫煙についてであります。

アとして、喫煙と受動喫煙における市の現状は。

次にイとして、受動喫煙防止対策は。

次にウとして、禁煙対策は。

次にエとして、他自治体の対応は。

そしてオとして、課題と今後の展開につきまして伺います。

以上、この場におきましての質問を終了させていただきますが、再質問につきましては御答弁を踏まえまして自席にて行わせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

〔6 番 大后治雄君 降壇〕

〔市 長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） 初めに、喫煙と受動喫煙における市の現状についてであります。市では喫煙が非喫煙

者に及ぼす影響を防ぎ、喫煙者のモラル向上を図ることを目的に、東京都たばこ商業協同組合連合会東大和支部の協力を得て、東大和市駅と玉川上水駅におきまして、喫煙におけるマナーアップキャンペーンを定期的の実施しているところであります。

次に、受動喫煙防止対策についてであります。市役所来庁者につきましては喫煙者而非喫煙者を分離させるため、屋外に喫煙所を設置し利用していただいております。また、公共の場所である駅につきましては、東大和市駅、玉川上水駅、上北台駅の3駅に喫煙コーナーを設け、受動喫煙を軽減できるよう誘導しているところであります。

次に、禁煙対策についてであります。市では現在、禁煙対策に関する事業は行っておりません。今後、喫煙者而非喫煙者の双方に配慮した環境づくりに取り組む必要があると考えております。

次に、他自治体の対応についてであります。多摩地区25市におきましては喫煙に係る条例を制定している自治体が21市あり、そのうち駅前の一地域に喫煙禁止区域を定め、受動喫煙の防止に努めている自治体が16市あります。

次に、課題と今後の展開についてであります。東京都の受動喫煙防止条例が平成32年4月から全面施行されるに伴い、今まで店舗等の建物の中で喫煙していた方が、路上に出て喫煙することが予想されます。このため駅前等の人が多く集まる公共の場において、受動喫煙を防ぐよう対策に取り組む必要があると考えております。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○6番（大后治雄君） どうもありがとうございました。

それでは、順次、再質問をさせていただきます。

まず、アの喫煙と受動喫煙における市の現状はであります。

まず公共施設等における喫煙方法の現状の詳細、こちらを教えてくださいと思います。

○総務管財課長（岩本尚史君） 公共施設の建物内につきましては、現在全て禁煙となっております。昨年、市内の69の公共施設において喫煙場所の調査を行いました。結果、喫煙場所を設けていないのは、小中学校を初め子育て支援施設など41施設、喫煙場所を設けているのは、本庁舎を初めとします地域施設で28施設となっております。喫煙場所を設けている28施設では、施設の外に喫煙場所を設け、そこに置かれている灰皿で喫煙をされている状況でございます。本庁舎では、ピロティの下に2カ所、囲いのある喫煙場所を設置をしております。また建物の入り口に火消し用として設置をしていた灰皿につきましては昨年度に撤去をしております。

以上でございます。

○環境課長（宮鍋和志君） また、駅前でございますが、東大和市駅、玉川上水駅、上北台駅の3駅につきまして、駅前広場に灰皿を設置し、そこで吸っていただけるよう誘導させていただいております。

以上でございます。

○6番（大后治雄君） ありがとうございます。

それぞれ公共施設によってばらつきがあるということほどではないですけども、それなりに対応されてるといような印象があるわけなんですけども、では喫煙マナーですね、こちらの状況としては、市としてはどのように捉えられていらっしゃるのでしょうか。

○環境課長（宮鍋和志君） 喫煙マナーの状況でございます。市では環境市民の集い、それから産業まつり、こ

れらにおきまして喫煙マナーの向上を呼びかけております。また、毎年、東大和市駅及び玉川上水駅の前におきましてマナーアップキャンペーンを実施しております。そのこともあり、駅においては大方、灰皿を設置した喫煙場所で喫煙していただいている状況でございます。

以上でございます。

○6番（大后治雄君） それなりにマナーはよろしいというような御認識なのかなというような印象を受けるわけなんですけども、まあ私の前にも質問をされた方もいましたけども、前回ですね。ポイ捨ての東大和市の状況というのを、どのように把握されていらっしゃるのでしょうか。

○環境課長（宮鍋和志君） ポイ捨ての状況でございますが、駅前広場につきましては定期的に清掃するとともに、ボランティアの方もたばこの吸い殻の清掃に御協力いただいております。それでも一定程度、たばこのポイ捨てが見られるところがございます。また、公園についてでございますが、やはり定期的に清掃に入っておりますが、特に駅に近い公園等では、たばこのポイ捨てがかなり目立つ状況でございます。

以上でございます。

○6番（大后治雄君） ありがとうございます。

私の自宅の近くにも小さい公園がありまして、そこでも、うちの子の小さいころに遊ばせると、何かベンチに座ってる方が、その場でぼいっとかかってやられて注意したことがあったりもしたんですけども、なかなか注意できるような人も少ないのかなという感じはあるわけなんでね、なかなか現代の状況というか、なかなか世知辛いような状況になってますんで、何か悪いことをして、それをとがめたり何だりすると、何か報復を受けるわけではないんですけども、何か仕返しをされるみたいな感じがあったりもするので、なかなか注意しづらい時代になってきているのかなといったところもありますので、そのところは私もちょっと気をつけて、注意していかなくちゃいけないかなというふうには思ってるんですけども。

たばこに関して、まずちょっとプラスの面を伺いますが、当市のたばこ税の収入額ですね、こちらのほうの推移というのを、何年か分でも結構ですから教えていただければと思います。

○課税課長（真野 淳君） 当市の市たばこ税収入額の推移でございますが、平成25年度以降の決算額を申し上げます。

平成25年度は5億7,144万3,278円、26年度は5億6,519万6,966円、27年度は5億6,375万9,118円、28年度は5億5,316万3,076円、29年度は5億2,187万1,886円であります。

この間、税率の引き上げが数回ございましたが、売り渡し本数が年々減少しておりますことから、収入額につきましては減少傾向でございます。

○6番（大后治雄君） どうもありがとうございます。

平成25年から28年の間が、おおむね5億5,000万程度で推移されていて、平成29年度が約5億2,000万ぐらいですかね、若干下がってるというようなところで、税率の引き上げがあったり、それからたばこを吸う人が減ってきてるんですかね、本数が少ないというようなお話もありました。本数が減って単価が上がってる。でも、全体のパイとしては減ってきてるというようなことですから、恐らく本当に吸う方がだんだんだんだん減ってきてるというようなことなんだと思います。

私の同級生でも、私も今50歳で、もうすぐ51歳になりますけども、たばこをやっぱり若いころから吸っていて、もうやめたよなんていうような人が最近ふえてきているところです。最近、いわゆる紙巻きたばこだけじゃなくて、電子たばこみたいのも何か出てきているようですから、そちらのほうを吸ってるよなんていうよう

な話もあったりもしますので、いわゆる紙巻きタバコに関しては、だんだんだんだん減ってきていて、本数が本当に漸減しているというようなことなんだろうなというふうに思いますけども。

じゃ、これに対して今度はマイナスのところなんですけど、喫煙、それから受動喫煙が要因と考えられる疾病ですね、これに関してちょっと教えていただきたいと思います。

○健康課長（志村明子君） 厚生労働省によりますと、タバコにはニコチン、タールなど約70種類の発がん物質を含む多くの有害物質が含まれており、喫煙者になりやすい病気としまして、国立がん研究センターが、科学的証拠が因果関係を推定するのに十分であるとした病気として、がんとして喉頭がん、口腔咽頭がん、食道がん、肺がん、肝臓がん、胃がん、膵臓がん、膀胱がん、子宮頸がんなどがございます。また、そのほかの病気としましては、脳卒中、歯周病、慢性閉塞性肺疾患、虚血性心疾患、腹部大動脈瘤などとされております。

また、受動喫煙が大人の健康に及ぼす影響としましては、肺がん、虚血性心疾患、脳卒中とされており、子供の受動喫煙におきましては、乳幼児突然死症候群とぜんそくの既往とされております。

以上です。

○6番（大后治雄君） 子供の突然死の症候群なんかも、そちらに含まれるということですから、なかなかちょっとタバコに関しての害というのは、結構大きなものであるなというような印象を受けるわけなんですけど、それこそ本当に私が子供のころなんていうのは、もう大人が平気でスパスパ、スパスパ、その辺で吸っていたりとかってというような時代でしたから、私の実家なんかも祖父と一緒に住んでたもんですから、もう祖父の座ってる居間のところなんて、もうやにでべったりみたいな状況で、そんな中で私、育ったもんですから、調子悪いのかななんていう気もするんですけども。やっぱり子供に対して、成長期にそういったものが体に入るということは余りよろしくない——余りということはないですね、相当よろしくないというような状況なのかなというふうなこともあるわけですし、大人も当然、余り中身的にはよろしくないもんであるなというようなことなんだろうなと思います。

例えば欧米なんかでは、そのタバコの箱には、物すごく恐ろしい害がありますよみたいなことは、必ず書かなきゃいけないと。日本みたいにマイルドな、その書き方してないというような状況もありますから、そのところで大分、向こうでは怖がらせてるようなことがあって、日本もだんだんだんだんそちらのほうに変わってきてるなと。毎年のようにタバコ税というか、それがアップしてるような状況ですから、だんだんだんだんそれに対して吸う人も少なくなっているというようなこともありますので、やっぱりタバコの害というのが広く認知されてきていて、それを子供に対しても大人の方が注意をしているというようなことになってきているのかなというふうなことで、私としてはそれなりに望ましいだんだん時代になってきたのか、タバコを吸う方に関してはちょっと置いていて、そういうふうにお話ししますけども、そういうふうな時代になってきたのかなという印象を受けるわけなんですけども。

では、ここで喫煙、それから受動喫煙が要因の医療費の推移ですね、こちらというのを教えていただきたいと思います。あと喫煙とか受動喫煙が、この要因によります社会的損失について、おわかりでしたら教えていただきたいと思います。

○健康課長（志村明子君） 喫煙及び受動喫煙が要因としての医療費の推計については、ちょっと困難でありますので、社会的損失について説明させていただきます。

厚生労働省の報告によりますと、タバコの社会全体に与える損失は約4兆3,000億円とされており、その主な内容としましては喫煙者の医療費が1兆2,600億円、受動喫煙者の医療費が1,431億円、喫煙がもたらす火災

の消防費用が1,879億円、喫煙関連の清掃費用が39億円、喫煙関連疾患による労働力損失が2兆3,596円になるとされております。

また、これに対して税収や産業の利益や賃金など、喫煙が及ぼす経済的な貢献としましては、2兆8,000億円にとどまると推計されております。

以上でございます。

○6番（大后治雄君） ありがとうございます。

たばこの我が国に対する経済的貢献というのが、2.8兆円であるの対しまして、片や損失というのは4.3兆円に上るといふことであります。差し引き1.5兆円のマイナスになるわけなんですけれども、1.5兆円と申しますと、通販大手のアマゾンの日本事業の売り上げが、2018年の暦年でおよそ1.5兆円なんだそうです。あと教育無償化に必要な財源が、やはりおよそ1.5兆円、それから年金積立金管理運用独立行政法人——GPIFですけれども、こちらの2017年度のESG運用の活動報告によれば、その運用額がやはり1.5兆円なんだそうです。これだけ見ても、どれだけ巨額の損失が毎年出ているのか、我が国にですね。容易にわかるというものでありますね。

では、そうしたマイナス要因が大変多い喫煙、それから受動喫煙なんですけれども、これに対する市に対して市民からの相談とか要望とか、そういったものがどういうふうになってるか教えていただきたいと思っております。

○環境課長（宮鍋和志君） 主に上北台駅の駅前広場での喫煙に関する苦情が寄せられることがございます。また、たばこのポイ捨てに関する苦情もいただくことがございます。

以上でございます。

○6番（大后治雄君） どうもありがとうございます。

そうですね、それほど多くないというように感じるわけですが、やっぱりいわゆる清掃に関することが主眼ということで、あとはたばこの喫煙のマナーですね、こういったようなことに関する苦情なんだろうなというような感じるわけなんです。そうした苦情に対しましては、真摯な御対応をぜひよろしくお願いいたしたいと思っております。

では、次にイの受動喫煙防止対策はにまいります。

こちらの施策の根拠法令というものを教えていただきたいと思っております。

○環境課長（宮鍋和志君） 根拠法令でございますが、健康増進法とあとは東京都の受動喫煙防止条例となります。健康増進法が一部改正され、平成32年4月1日から全面施行されることとなっております。また、東京都も東京都受動喫煙防止条例を制定し、平成32年4月に全面施行することとなっております。

以上でございます。

○6番（大后治雄君） ありがとうございます。平成32年ですね、来年からということで。

では、これらの防止対策の具体策を教えていただきたいと思っております。

○環境課長（宮鍋和志君） 健康増進法と東京都受動喫煙防止条例が施行されることによりまして、喫煙室が設置されていない飲食店などでは屋外で喫煙することになりますので、今まで施設内で喫煙していた方々が路上に出て喫煙することが予想されます。市では分煙を推進することとし、たばこを吸う人と吸わない人がともに共存できる環境確保が重要であると考えております。このため東京都の補助金を利用し、市役所、ハミングホール、それから市内の4駅に屋外公衆喫煙所を設置しまして、公共の場所での分煙を図り、受動喫煙の防止に努めていくことを考えております。

以上でございます。

○6番（大后治雄君） ありがとうございます。

分煙というのが最低限の施策であるという——最低限というか、そのベースになる施策なんだろうなというふうな感じはあるわけなんですけども、やはりたばこを嫌う人、それからたばこを吸われる人のそれぞれの権利ですね、こちらのやっぱり擁護というのは考えなきゃいけないというところもあるわけなので、こうした分煙というのをしっかりと進めていくというところが、まずベースになるのかなというふうに思います。今教えていただいた中のそのうち当市独自の施策というのはありますでしょうか。

○環境課長（宮鍋和志君） 東京都の補助金を利用しての施策を検討しておりますので、したがって当市独自の施策ではございません。

以上でございます。

○6番（大后治雄君） わかりました。

では、各対策のメリットとデメリットというのを教えていただきたいと思います。

○環境課長（宮鍋和志君） 屋外公衆喫煙所を設置することにより、駅とか市役所、ハミングホールを利用する方の受動喫煙防止に効果があると考えてございます。

デメリットでございますが、屋外公衆喫煙所の設置に、やはり一定の費用がかかる場合がございます。

以上でございます。

○6番（大后治雄君） ありがとうございます。

ただ単に灰皿がぼんと置いてあって、そこでスパスパ吸われると、やはり煙があちこち、あちこち行くので、それでそこを歩行して駅に行こうとか、それからそこから駅から出てきた人に対して、やっぱり受動喫煙になってしまうというような危険性もありますので、そのところはしっかりと対処をされるんだろうなというふうなところはあるんですけれども、結構いろんな駅で、やっぱりその喫煙所みたいのが設置されていて、それも単純に本当に灰皿を置いてあるだけというのが結構あるんですよ。やっぱりそれだとしても、本当に10メートル、20メートル前から風向きによってはにおってきて、もうそれだけ私、耐えられないような状況になっちゃうので、息とめて走って通るぐらいの勢いで歩くわけなんですけども、やっぱりそういったようなことはできる限り避けられるのであれば、避けられるような状態にしていきたいなというふうに思います。

では、対策の財政負担の詳細というのを教えていただきたいと思います。

○環境課長（宮鍋和志君） 正式には予算特別委員会で御審議いただくことになっておりますが、駅前広場の屋外公衆喫煙所の設置につきましては、1基当たり600万円、4基で2,400万円程度を想定しております。全額、東京都の補助金で賄う予定でございます。

以上でございます。

○6番（大后治雄君） ありがとうございます。

とにかく先ほど申し上げたように、受動喫煙がそこで起きないように工夫を、ぜひしていただきたいなというふうに思うわけでありまして。

では、こちらの市民への周知、啓発活動に関しまして、市の広報と、それから学校教育、社会教育のほうのそれぞれにお伺いしたいと思います。

○環境課長（宮鍋和志君） 市民への周知でございますが、環境課のほうでは、直近では市報の3月1日号、こちらで東京都の受動喫煙防止条例の施行内容についてお知らせする予定でございます。

以上でございます。

○**学校教育部副参事（吉岡琢真君）** 市内小中学校におきましては、平成16年度に校舎内の禁煙に取り組み、平成17年度から敷地内全面禁煙を実施しております。市民への周知、啓発活動につきましては、学校ごとに学校行事案内通知、学校だより、学校施設内の掲示等を通して行っております。

以上でございます。

○**社会教育部長（小俣 学君）** 社会教育施設につきましては、私のほうでまとめて御答弁をさせていただきます。

まず公民館でありますけれども、各館それぞれ館内には禁煙ポスターの掲示を行いまして、入り口から離れたところに灰皿を設置している状況でございます。

次に、中央図書館であります。館内とあと周辺の敷地内には喫煙場所の設置がないため、利用者から問い合わせがあった場合には、庁舎中庭の分煙室、そちらを御紹介してございます。

次に、市民体育館を初めとします体育施設であります。こちらにつきましても喫煙場所の設置がないため、利用者の方からお問い合わせがありましたから、その旨、御説明し、御理解いただいているという状況でございます。

最後に、郷土博物館であります。館内は禁煙でありまして、玄関入り口の脇に灰皿を設置している状況でございます。

以上でございます。

○**6番（大后治雄君）** どうもありがとうございます。

よく言われることですが、実際に喫煙をする状態よりも、受動喫煙のほうがいろんな疾病になりやすいというか、害は大きいというような話がありますので、ぜひその受動喫煙に関しては防止策をしっかりとさせていただきたいというふうに思います。喫煙マナーアップとの相乗効果も期待しておりますので、よろしく願いしたいと思います。

では、次にウの禁煙対策はにまいります。

単刀直入に市民からの相談や要望というのは、どうなっているのか教えていただきたいと思います。

○**健康課長（志村明子君）** 市民の方からの相談や要望についてでございますが、健康課で行っております精神保健相談や随時の相談におきましては、これまで禁煙に関する相談の実績はございません。また、禁煙に特化した相談日や健康教室、講演会などについて、これまで市民の方からの御要望もございません。

以上です。

○**6番（大后治雄君）** 全くないというような御答弁だと思います。禁煙にするに際して、市に相談するというよりは、ほかに医療機関とかに相談しちゃうのが早いのかなというような感じもありますので、もし市のほうの健康課のほうとか、そういったところに御相談があるようであれば、ぜひ真摯に御相談に応じていただければというふうに思います。

では、その禁煙対策の具体策というのを教えていただきたいと思います。

○**健康課長（志村明子君）** 成人の喫煙者は、長期的には減少傾向ではありますが、近年は下げどまっており、平成29年の成人の喫煙率は17.7%となっております。禁煙は、初めての禁煙で成功する人もいれば、何度も挑戦してようやく成功する人もあり、習慣性やニコチンの依存度、周囲の環境など、禁煙の成功にはさまざまな要因が影響するとされております。いずれにおきましても、禁煙にはまず強い意思と動機づけが必要となり、

禁煙には大きく自分で行う方法と、また禁煙外来のある医療機関で治療を受けて行う方法と2つあります。自分で行う禁煙では、市販のニコチンパッチやニコチンガムなどの禁煙補助剤を利用すると、自力禁煙に比べ禁煙成功率が上昇するとされております。また、禁煙外来では、禁煙治療薬の処方だけでなく、医師や看護職のカウンセリングによる心理的なケアが同時に行われ、禁煙の成功率が高まるとされております。

以上です。

○6番(大后治雄君) 私自身は喫煙者ではないので、禁煙のその体験もないんですけども、経験もないんですが、やはりいろんな、友人とか話を聞きますと、なかなか大変なんだというようなところを伺うことが多いわけなんですが、なかなか自分自身の、御自分自身の努力というのが一番大きなところなのかなというような印象があるわけでありまして、では今、禁煙対策の具体策を教えてくださいまして、そのうち当市独自の施策というのは中にはあるんでしょうか。

○健康課長(志村明子君) 禁煙は、禁煙を望む御本人の強い意思と周囲の支え、また禁煙の継続により成功するものであります。禁煙は必ず成功するとは限らず、また個人の希望によることとありますことから、市独自の施策は現時点では行っておりません。健康増進法などに基づく肺がん検診や健康教育などの事業におきまして、生活習慣病の予防としてたばこや禁煙に関するリーフレットの配布や、一酸化炭素濃度の測定など、喫煙による健康被害について啓発を行っております。

以上です。

○6番(大后治雄君) 基本的には啓発事業というようなところが、主となっているというようなところだろうというふうに思います。

では、各対策のメリットとデメリットというのを教えてくださいまして。

○健康課長(志村明子君) 禁煙方法のうち、自分で行う禁煙と禁煙外来がある医療機関で治療を受けて行う方法におけるそれぞれのメリットとデメリットについてであります。自分で行う禁煙のメリットは、自分で禁煙開始日を決めるなどスケジュールが立てやすいこと。また、デメリットとしては、禁煙開始から数日の間に起こるニコチン離脱症状による誘惑に陥りやすいことなどが挙げられます。

また、外来で治療を受けて行う禁煙のメリットは、自分のたばこへの身体的依存度の程度を知り、依存度に合った禁煙治療薬の処方とともに、カウンセリングなど心理的ケアを受けられること。デメリットとしましては、3カ月に5回の通院が必要となることなど、スケジュールの調整が必要となることなどが挙げられます。

以上です。

○6番(大后治雄君) ありがとうございます。

大変その中毒性の高いものでありますから、それを断ち切るというのはなかなかきついと、大変だろうというようなところなんだと思いますね。

では、その禁煙対策の財政負担と、それから家計負担ですね、こちらの詳細というのを教えてくださいまして。

○健康課長(志村明子君) 市では、特に禁煙対策事業を実施しておりませんので、財政負担はございません。

また、自分で行う禁煙についてでございますが、禁煙補助剤を利用する場合、その費用として市販のニコチンガムを禁煙8週間の間に使用した場合は1万7,000円程度、また市販の張り薬を禁煙8週間の間、使用した場合は、2万1,000円程度の金額がかかるとされております。

健康保険により禁煙外来での治療につきましては、自己負担が3割の場合、3カ月で2万円程度とされ

ております。

以上です。

○6番（大后治雄君） どうもありがとうございます。

決して安くはない金額がかかるというようなことだろうと思います。なかなか、先ほど申しあげましたけども、やっぱり中毒性が高いので、何度も何度も禁煙に失敗される方も多いというふうに伺っています。そうすると、何度も何度もお金がかかってしまうというようなことがありますので、なかなか大変なんだろうなというふうに想像するわけなんですけども、やっぱり先ほども申しあげましたけれども、禁煙対策というのは、その禁煙をしたいと希望される方の本当に頑張りに期待するところが大変大きいというふうに思いますが、市でも先ほど本当に申しあげましたが、相談があればぜひそうした方々の背中を押していただければというふうに思います。

では、次にエの他自治体の対応はにまいりたいと思います。

では、改めて詳細を教えてくださいいただけます。

○環境課長（宮鍋和志君） 狛江市でございますが、30年度に東京都の補助金を使って駅前には公衆喫煙所を設置したと伺っております。

以上でございます。

○6番（大后治雄君） 大変少ない事例だというようなことですね。しかも、30年度ですから、本年度というようなことなんですけども、ではそのほかに参考になる自治体というのはありますでしょうか。

○環境課長（宮鍋和志君） 今後、研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○6番（大后治雄君） ありがとうございます。

なかなかこういう対策に関しては、やっとならぬ国のほうでも法律ができたり、それから都のほうでも条例ができたりということで、割と最近できた話なので、そこからようやっとならぬ皆さん、重い腰を持ち上げて対策を初めてるんだらうなというようなところがありますので、本当にこれからの施策なのかなというようなことだと思いますから、ぜひ研究していただきたいと思います。

では、現状ではさまざま、今まで伺ってまいりました中で、分煙対策というふうに、とにかく主眼が置かれているというふうに思います。したがって、本当にほとんどの自治体が、これからですから横並び状態というようなことなんだろうと推察しますけれども、とにかく国や東京都、それからほかの自治体の動向をしっかりと把握されて、後手後手に回らないようにお取り組みをお願いしたいと思います。

では、次にオの課題と今後の展開はにまいります。

市としましては、今後どうしていきたいと考えてらっしゃいますでしょうか。

○環境課長（宮鍋和志君） 東京都の受動喫煙防止条例が、平成32年度に全面的に施行される予定でございます。これに伴いまして、今までお店等の建物の中で喫煙されていた方が、路上に出て喫煙することが予想されます。市では、たばこを吸う方と吸わない方が、双方に配慮した環境確保が重要であると考えております。このため、駅前等の人混みがある地域におきましては、喫煙場所をつくらせていただき、そこで吸っていただくこととし、そこ以外では喫煙を禁止することにより、受動喫煙を防ぐことを考えております。

以上でございます。

○6番（大后治雄君） ありがとうございます。それが第一歩であるというようなことなんだろうと思います。

では、最後に改めて市長の御所見を伺いたいと思います。

○市長（尾崎保夫君） 今いろいろと御質疑の中で、どっちにしても来年の4月から健康増進法の一部改正、あるいは東京都の受動喫煙防止条例等、子供あるいは妊産婦や患者さん等の受動喫煙による影響、健康への影響が大きい、そういうふうなことを考慮しまして、望まない受動喫煙をなくすということを目的に、対策を講じていくこととしております。

もちろん私どもの市のほうも、受動喫煙による健康影響に関する知識等の普及啓発、あるいは受動喫煙の防止に関する知識や喫煙マナーの向上のために、啓発などに努める必要があるというふうに考えております。特に建物の中での禁煙が、特に規制されるということで、路上、外に出てきたタバコを吸うという、そういった意味では受動喫煙を防ぐ対策が必要であるというふうに考えております。そういった意味では、平成31年度は確実な分煙に取り組むために、多数の方が利用する駅周辺初め市役所敷地内、あるいは屋外公衆喫煙所を設置していきたいと、そんなふうに考えております。また、喫煙者と非喫煙者の双方に配慮した環境づくりに努めるため、条例の制定につきましても検討を行い、受動喫煙対策を徹底してまいりたいと考えております。

以上です。

○6番（大后治雄君） ありがとうございます。

条例制定というお話まで踏み込んでいただきまして、ありがとうございます。やっぱりちょっと私、ぜんそく持ちなんです。その私といたしましては、本当に服に付着したタバコのおいに対しましても、アレルギー反応が出てしまうぐらいのものなんで、まずは本当に確実な分煙というのを、ぜひ進めていっていただきたいと思います。とにかく、しっかりとしたお取り組みをお願いしたいと思います。

以上で、私の今期最後の一般質問を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（押本 修君） 以上で、大后治雄議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 和 地 仁 美 君

○議長（押本 修君） 次に、9番、和地仁美議員を指名いたします。

[9 番 和地仁美君 登壇]

○9番（和地仁美君） 議席番号9番、和地仁美です。通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

今回はブランド・プロモーションについて取り上げさせていただきました。

2014年5月、日本創成会議・人口減少問題検討分科会が、2040年までに全国の市区町村の約半数に当たる896の市区町村が消滅するなどのショッキングな内容のレポートを発表したことを受け、多くの自治体が大きく動揺し、持続可能な将来性に対し危機感を持ちました。それを受けて内閣は、まち・ひと・しごと創生本部を設置、地方創生は流行語としてさまざまな場面で叫ばれるようになりました。そして、全国の多くの自治体が、まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、国からその戦略にお墨つきと実行のための交付金をもらい、その財政的なバックアップにより、戦略の1つとしてシティプロモーションを展開しています。

東大和市も同様に、まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、他自治体のシティプロモーションの一步先をいったブランド・プロモーションという名称で、平成29年4月に東大和市ブランド・プロモーション指針を策定、そしてその取り組みをより一層推進するためにアクションプランも策定しました。このような地方創生が叫ばれる前にも、みずからのまちをPRするという取り組みを行っていた自治体はありましたが、シティプロモーションという横文字のわかるようで、わからないような取り組みを前述のように多くの自治体が、まさ

しく用意ドンという形で同じ時期にスタートをさせて数年、何をもって成功、失敗ということになるのか、1つの共通の正解のないこの取り組みについては、その自治体の取り組みへの理解、目標の明確化により少しずつ明暗を分けるような状態になってきていると感じます。

東大和市においては、指針、アクションプランともに、平成31年度までを適用期間としており、その期間は残すところ1年度となっております。昨日の代表質問の答弁では、期間の延長が示されましたが、最初のプランの期間の最終年度直前の今、この取り組みの現状と方向性について改めて確認したいと思い、以下、お尋ねいたします。

①平成30年3月に策定されたブランド・プロモーション指針アクションプランは、適用期間が平成31年度までとされています。次の3つの点におけるアクションプランのそれぞれのこれまでの取り組みとその効果について、また課題解決に向けた平成31年度の取り組みについて伺います。

ア、認知度の向上について。

イ、スタッフプライドの醸成について。

ウ、シビックプライドの醸成について。

②ブランド・プロモーション指針は、東大和市の魅力を高めて、転入の促進及び転出の抑制を図るという重要な考え方について、ブランド・プロモーションの観点から取り組みを推進するために策定されたとされています。そこで、次の点について伺います。

ア、取り組み開始後の転入と転出者の変化とその背景の分析は。

イとして、メイン・ターゲットについてですが、

a、メイン・ターゲットの掘り起こしの取り組みとその進捗状況について、またその効果について。

b、メイン・ターゲットから見て、不足している市の魅力はどのようなものがあるのか。

最後に③として、東大和市が持続可能な行財政運営を実現する上で、ブランド・プロモーションの取り組みの影響について、市の考えと今後の取り組み方について市の方向性を伺います。

以上、この場での質問は、ここまでで終了させていただき、再質問につきましては御答弁を踏まえまして自席にて行わせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

〔9 番 和地仁美君 降壇〕

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） 初めに、東大和市ブランド・プロモーション指針アクションプランにおける認知度の向上についてであります。取り組みとしましては、ブランド・メッセージの活用、ターゲットに向けた情報発信及び職員の情報発信力の向上などに取り組んでおります。効果としましては、市外の方々に対し、東大和市のことを知ってもらう機会を創出しているものと考えております。平成31年度におきましても、引き続き同様に取り組んでまいります。

次に、スタッフプライドの醸成についてであります。取り組みとしましては職員を対象にしたワークショップの開催や、若手職員を対象とした個別事案検討チームの活動などを行っております。効果としましては、市の魅力の共有と職務に対する意識の向上が図られているものと考えております。平成31年度につきましても、引き続き同様に取り組んでまいります。

次に、シビックプライドの醸成についてであります。取り組みとしましては平成30年度に個別事案検討チームにおきまして、シビックプライドの醸成をテーマに調査研究を行いました。効果としましては、個別事

案検討チームから調査研究の成果としまして事業提案がされました。平成31年度は、この事業提案の実現の可能性などについて検討を行ってまいります。また、平成31年度から平成33年度までの3年間で、市長会の多摩・島しょ広域連携活動助成事業を活用し、清瀬市と連携しながらシビックプライドの調査研究を行ってまいりたいと考えております。

次に、ブランド・プロモーションの取り組み開始後の変化とその背景についてであります。平成29年度からブランド・プロモーションの取り組みを行っておりますが、住民基本台帳における1年間の転入・転出者の増減数としまして、平成29年は253人の減に対しまして、平成30年は32人の減と減少数が改善しております。不動産情報サイト等にウェブ広告を実施したこと等のブランド・プロモーションの取り組みの効果が、背景の一つにあるのではないかと考えております。

次に、ターゲットへの取り組み等についてであります。ブランド・プロモーション指針では、ターゲットを住宅の購入を検討している子育て世帯等としているところであります。取り組みとしましては、不動産情報サイト等にターゲットに向けた東大和市をPRするウェブ広告を実施しました。その状況としましては、ウェブ広告を経由した市のPRページの閲覧があり、市の魅力を内外に発信する機会の創出ができたものと考えております。効果としましては、不動産情報サイトにおいて、東大和市内の物件一覧にも閲覧があり、東大和市が居住の候補の一つになったのではないかと考えております。

次に、ターゲットから見て不足している市の魅力についてであります。直近の市内在住の18歳以上を対象としました市民意識調査によりますと、住み続けたいと思わない理由としましては、通勤・通学に不便だからや、愛着を感じないからという理由が多くありました。

次に、持続可能な行財政運営を実現する上でのブランド・プロモーションの効果と方向性についてであります。人口減少の抑制を図るため、まち・ひと・しごと創生総合戦略の取り組みを行うとともに、ブランド・プロモーションの取り組みを行っております。日本一子育てしやすいまちづくりの取り組みにより、民間機関の共働き子育てしやすい街の調査におきまして上位に位置づけられましたことや、平成29年の合計特殊出生率が東京都内の区市部で第1位になったことなどを活用して、市内外にPRをすることにより、市の魅力や特徴を知っていただくことに効果があったものと考えております。今後の方向性として、まち・ひと・しごと創生総合戦略で設定しました平成72年の目標人口の達成を目指して、着実に取り組みを行ってまいりたいと考えております。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○議長（押本 修君） ここで10分間休憩いたします。

午後 2時29分 休憩

午後 2時39分 開議

○議長（押本 修君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○9番（和地仁美君） 市長答弁、ありがとうございました。

それでは、再質問のほうさせていただきます。

市のほうでつくっているまち・ひと・しごと創生総合戦略、またブランド・プロモーション指針アクションプラン、全て拝見させていただいておりますが、改めまして東大和市のブランド・プロモーションの目的を確

認させてください。何のために、誰のために実施をするのか。また、東大和市がどのような状況になったら、この取り組みは成功したと言えるというふうに考えているか教えてください。

○企画財政部副参事（星野宏徳君） ブランド・プロモーションの目的についてでございますが、目的としましては、人口減少社会におきまして、東大和市が持続していくために、定住人口の増加、つまり転入の促進や転出の抑制を図ることを目的としております。対象者につきましては、現在及び未来の東大和市民のために人口減少を抑制することが、持続可能な行財政運営を行う上で必要であると認識しております。

次に、どのような状況になりましたら成功したと言えるかについてですが、住民基本台帳の人口は平成27年をピークに減少に転じております。このため、推計よりも早く人口減少傾向に転じております。平成72年の目標人口に向けて、推計値に近づけていくことが成功したと言えるのではないかと考えております。

以上です。

○9番（和地仁美君） そうしますと、東大和市としては、ブランド・プロモーションという言葉は、人口減少の抑制と同義、同じ意味として使用しているという理解でよろしいですか。

○企画財政部副参事（星野宏徳君） 東大和市ブランド・プロモーションの目的といたしましては、ターゲットに向けた市の魅力を高めて、定住人口の増加、転入の促進、転出の抑制を図ることとしております。

以上です。

○9番（和地仁美君） 先ほど御答弁の中で72年の目標人口を達成というか、そちらが成功した状況だということですが、いきなり100点はとれなくて、毎年毎年の積み重ねで、毎年って——その推計の上振れ、下振れという形を振り返りながら、積み重ねていかないと、71年に急に慌てて72年の目標に近づけようということではできないわけなので、できればそこら辺のですね、毎年どういう振り返りをしているのか、今現在どういう状況で、どういう微調整をして対応してるのかといったようなことも検証していただいて、市民に公表していただければいいんじゃないかなと、これは要望として伝えさせていただきます。

いろいろな取り組みをされていることについて、市長答弁でもお示しいただきましたが、まず最初、認知度の向上について確認させていただきます。市長答弁では、ブランド・メッセージの活用、ターゲットに向けた情報発信及び職員の情報発信力の向上などに取り組んでいるとのことでしたが、そもそも先ほど人口については数値的なことが設定されてると思いますが、認知度についての具体的な目標、具体的にはどういう状況になったら認知度が、それは目標が達成してるというふうな形になっているのか教えてください。

○企画財政部副参事（星野宏徳君） ブランド・プロモーション指針にありますように、シティプロモーションの目指す目的といたしましては、一般的に複数あると言われております。認知度の向上ですとか、交流人口の増加、シビックプライドの醸成、定住人口の増加などがあります。東大和市ブランド・プロモーション指針は、定住人口の増加、転入の促進、転出の抑制を目的としておりますので、認知度を計測するというよりも人口の推移が目標と捉えてるところであります。

以上でございます。

○9番（和地仁美君） では、認知度を向上させたいと言いながらも、認知度を計測するというではないという御答弁という理解をさせていただきました。市のほうとしては、人口がふえたり、交流人口がふえたりというところ、交流人口、どうやって計測してるのか、ちょっと私わかりませんが、そういった人に関する数字を目標としていて、それが上がれば、イコール、認知度が上がったというふうに市としては捉えているのかなというふうに、今の御答弁では理解しました。

ブランド・メッセージというものがつくられております。私、このメッセージはとてもいいものではないかなというふうには思っておりますが、後ほどこれについても触れさせていただきますが、このブランド・メッセージの活用としては、ロゴも作成されて、コースター、市議会のほうでも配布していただいて見せていただきました。あとポケットティッシュ、のぼり旗を作成されました。また、市の封筒などにも、また市報ですね、目立つところにカラーで、ブランド・メッセージとロゴが入るようになって、さまざまな市のほうでは活用されてると思いますが、このコースターとポケットティッシュの具体的な作成数量、活用方法、その効果について教えていただきたいと思っております。

○企画財政部副参事（星野宏徳君） まずブランド・メッセージとは、地域の価値や地域のビジョン、そして地域が持つ個性などを一言に集約して表現した標語であります。「東京 ゆったり日和 東やまと」は、東京の都市でありながら、ゆったりと落ちついていて、子育てしやすく、住みやすい市の魅力や特徴を短い言葉であらわした言葉で、ターゲットに訴えるものであります。

コースターにつきましては、ブランド・メッセージ及びロゴマークと東大和市のPRページへ誘導するQRコードを配置いたしまして、1万個作成しております。活用方法につきましては、東大和市商工会を通じて、ターゲットの方が多く利用するような市内の飲食店を紹介していただいて配布したり、友好都市である喜多方市の飲食店へも配布のお願いをいたしました。効果につきましては、飲食店を通じて市内外の利用者に、子育てしやすく住みやすいという市の魅力を認知していただいたり、共有していただいたりすることができたのではないかと考えております。

次に、ポケットティッシュにつきましては、ブランド・メッセージ及びロゴマークと、共働き子育てしやすい街2017総合ランキング全国3位というPRをデザインし、7,000個作成いたしました。活用方法につきましては、ブランド・メッセージ及びロゴマークを公表したときのタウンミーティングや、産業まつりでの配布のほか、うまかんべえ〜ウォーキングやスイーツウォーキングなど、市外から来訪者が多いイベントや市外でのイベント等に配布いたしました。効果につきましては、東大和市が子育てしやすく、住みやすいまちのイメージを市内外の人に伝えることができたのではないかと考えております。

以上です。

○9番（和地仁美君） 数量と活用方法については理解しました。効果については、コースター、ティッシュともに、このような効果があったのではないかと考えているという御答弁でしたが、お金をかけて行っているプロモーションの効果を測定するという点からいうと、考えているというのはいかがなものかなと。どのような効果があったのか具体的に、例えばQRコードで市のPRページのアクセス数がふえたとか、そういった何か客観的にわかるような効果というものは計測してないのでしょうか。考えているというの、どうなのかなと思っておりますが、いかがでしょうか。

○企画財政部副参事（星野宏徳君） コースターにつきましては、ブランド・メッセージ及びロゴマークを知っていただくためにコースターを作成いたしております。また、市の魅力を知っていただくために、PRページの誘導を図るQRコードも配置いたしました。ポケットティッシュにつきましては、まずブランド・メッセージ及びロゴマークを市内外の方に知っていただき、さらに活用していただくために作成いたしました。効果の件数とかの具体的な取り組みにつきましては、現在、市のPRページにリンクを張っておるところなんですけれども、そちらの件数につきまして現在把握できない状況でありますけれども、今後調整させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○9番（和地仁美君） 何かしら小さなエピソードで効果があったと感じるようなことがあったのかなと推測しますが、希望的観測のような効果の考え方かなというような感は残念ながら否めません。

それで、いろんな、いわゆるこのブランド・プロモーションのターゲットというところでのターゲットという言葉がありますが、今までのこの御答弁の中で使われているターゲットという部分は、このブランド・プロモーション全体という意味なのか、それからいわゆるコースターやティッシュをつくったときのその効果を期待するその個別のターゲットなのか、ちょっと言葉が同じなので曖昧だなと思いながら聞いてたんですが、コースターとこのポケットティッシュを使用したプロモーションのターゲットというのは、どのように設定していたのか教えてください。

○企画財政部副参事（星野宏徳君） 転入の促進と転出の抑制のそれぞれのターゲットを意識して配布しております。例えば市内の市民の参加が多いイベントや、市内のイベントであったとしても、市外から友人や親族など、一緒に訪れるようなイベントを活用させていただいて、配布しているところでございます。

以上でございます。

○9番（和地仁美君） まあ、わかりました。この2つの取り組みのターゲットは、今、市内や市外やと、もしくは友人や親族やという形で御答弁いただきましたが、老若男女、市内外全ての方という、誰でもということのかなというふうに捉えます。この取り組みは、ブランド・プロモーションというよりも、このブランド・メッセージと新たにつくったロゴのプロモーションと、知っていただきたいという取り組みだったのかなというふうに理解しました。

同じくのぼり旗を作成してと思いますけれども、この活用方法とその効果について教えてください。

○企画財政部副参事（星野宏徳君） のぼり旗につきましては、ブランド・メッセージ及びロゴマークをメインにデザインし、70枚作成しております。活用方法につきましては、本庁舎、小中学校を含む市内公共施設のほか、包括連携協定を締結しておりますイトーヨーカドー東大和店にも掲出の御協力をいただいております。また、市が主催するイベント、市外のイベントの出店の際にも活用しておりますところでございます。

以上でございます。

失礼いたしました。効果につきましては、ブランド・メッセージ及びロゴマークの直接見る機会を与えることができて、市と市民の方などが統一した市のイメージを共有することができたのではないかと考えております。

以上でございます。

○9番（和地仁美君） のぼり旗に関しても、ブランド・メッセージとロゴを市内外の方に見ていただいて、同じようなイメージを持っていただくと、半分お披露目的な意味合いのあった、また今も継続してのぼり旗のほうはやってらっしゃると思いますので、引き続き認知度を、まあそのメッセージの認知度を高めるためにやってらっしゃるのかなというふうに思います。

今言っていたこのターゲットというのは、このコースターやティッシュのターゲットですけども、全体的なターゲットについて、ちょっと市長答弁でもありましたので、このターゲットに向けた情報発信とは、具体的に今まではどのような取り組みをされていたのか。また、その効果をどのように図って分析をしているのか。いろいろと市長答弁の中にも、不動産情報サイトなどへの掲載ということも触れられていただいていたのですが、もう少し具体的に教えてください。

○企画財政部副参事（星野宏徳君） 平成30年度に行いました主な取り組みといたしまして、転入の促進のために住宅を購入を検討している世帯をターゲットといたしまして、不動産情報サイトなどに8月から9月にかけて約2カ月間、東大和市のPRページへ誘導するウェブ広告を実施いたしました。効果といたしましては、期間中、PRページに約3,800件の閲覧がありました。また、東大和市の物件が掲載されている物件一覧につきましても、166件の閲覧がありました。このため、住宅の購入を検討している子育て世帯等に対し、効果的な情報発信を行うことができたのではないかと考えております。また、購入物件を取り扱っている市内不動産会社に、子育てしやすく住みやすいまちであることをわかりやすく説明いたしました市のPR用リーフレットを配布いたしまして、住宅購入希望者などに対しまして、不動産会社を通じて東大和市の魅力をPRさせていただきました。効果につきましては、不動産会社の協力による効果的な情報の拡散を図ることができたのではないかと考えております。

以上です。

○9番（和地仁美君） また、効果は考えているということだったんですけども、それでは実際の住宅が何軒売れたのか、購入数に対して例えば何軒、もしくは何%の人が、このリーフレットやさまざまな市のこのPRによって住宅購入につながったのかということは、追いかけていないということなんでしょうか。だとしましたら、例えばこの不動産情報サイトに広告を載せたというこの取り組みが、100点満点——拡散を図ることができたのではないかと考えているということですので、100点満点中100点と考えてらっしゃるのか、それとも改善点など何か分析をされてるのか。もし、この取り組みが非常にいいということであれば、同じような路線で、このような取り組みを広げていこうと考えているのか、どのような検討をされてるのか教えてください。

○企画財政部副参事（星野宏徳君） 住宅を購入するためには、各自の家庭や仕事、住宅価格など、さまざまな事情を総合的に判断して、住宅購入を考えてるのではないかと考えております。したがって、不動産情報サイトなどにウェブ広告を実施したことにより、何件住宅購入につながったかということ、直接的な要因として検証することは難しいと考えております。しかしながら、平成30年9月に行いました平成29年度に転入した人を対象といたしましたアンケートによりますと、転入先地域を探したときの情報源は何ですかという問いに対する回答といたしまして、住宅情報、不動産情報サイトと回答した人が8割弱おりますことから、多くの人が住宅情報、不動産情報サイトを利用していることが、アンケートの調査でわかりました。当市におきましては、限られた財源の中で、今の東大和市にできる施策を今後も検討して実施していきたいと考えております。

以上でございます。

○9番（和地仁美君） ネットの時代ですから、住宅を買おうと思えば、紙媒体よりもネットで探すのは、8割というのは、まあ当然の結果だと思いますが、せっかくアンケートを行ったのですから、例えば不動産情報サイトに当市がPRの広告を載せましたけれども、それを見たかとか、それを見て参考にされたかとか、もう一歩、突っ込んだアンケートをとっていただくと、この効果がわかるというふうに思いますし、もし私、担当でしたら効果を知りたいです。どうだったのか、自分がやったことが。そういうような観点で取り組みさせていただいたほうがいいんじゃないかなというふうに思います。

次に、職員の情報発信力の向上に取り組んでいるということ、市長の御答弁でありましたけれども、このことについての具体的な取り組みはどのようなことをされているのか、また職員にはどのように情報発信をしてもらいたいというふうに考えていらっしゃるのか、具体的に職員がどのように情報発信する方法とか、そういうもの、期待しているものなどありましたら教えてください。

○企画財政部副参事（星野宏徳君） 具体的な取り組みといたしましては、職員の情報発信力の向上を図るため、メディアの特性、運用、活用法を学ぶ戦略的IT情報セミナーの研修を実施いたしました。職員に対する情報発信の考えにつきましては、市外の人も視野に入れ、メディアの特性などを生かした情報発信を行ってほしいと考えております。

以上でございます。

○9番（和地仁美君） 職員の方、研修を受けたり、情報発信の方法を戦略的に行う研修を受けてるということですが、職員の方が情報発信をするというのは、仕事、業務の一環なんですか。

○企画財政部副参事（星野宏徳君） 職員のターゲットに向けた情報発信に関しましては、みずからが担い手の1人として情報発信を行う意識を持つことは、仕事の一環として必要なことであると考えております。

以上でございます。

○9番（和地仁美君） これは地方自治体というか、公務員の方に強制をしてはいけないことだと思いますし、そういうルールや、そういうことはないと思うんですが、車のメーカー、具体的には言いませんけれども、ありますね、幾つか日本にも。そこのディーラーに勤めた方が、他社の車を乗るということあるでしょうか。お洋服買いに行って、定員の方はそこのお店のものを、私これ着てるんですよって言って、着心地やそういうものを確かめますよね。それを自分が使っていていいと思うから、もしくは自分が好きだから人に言いたくなると。むしろ職員の方でしたら、市がどれだけ努力をして、いろいろなことを実現しているかという内情も知っているから、血と汗のにじんだ、もっと熱いこと、気持ちで人に言いたくなるというふうに思います。さまざまな事情があって、東大和市にお住まいになれない職員の方もいるでしょうし、それを拘束するというのもありませんが、まちを知るということは住んでみるということも、一つどこかでやってみていただくというのも、先ほど消防団の話、同じ会派の議員のほうからありましたけれども、一生とは言わず、少しちょっとこのまちの住人になってみるみたいなのところもあって、実感として東大和市のいいところを人に言いたくなるというような形になっていくのが自然なことで、仕事でやることではないんじゃないかなと私は思います。

その関連で、スタッフプライドの醸成のほうに移らせていただきます。

以前も質問で確認させていただいたこともあったかと思いますが、改めましてこのスタッフプライドというものの定義を教えてください。

○企画財政部副参事（星野宏徳君） スタッフプライドの定義につきましては、市の職員が東大和市をよく知り、市の魅力を共有することで職員の地域の愛着や職務に対する誇りを醸成するものであります。

以上でございます。

○9番（和地仁美君） 了解しました。

では、そのスタッフプライドが醸成並びに向上するとどのような効果があるというふうに考えてますか。

○企画財政部副参事（星野宏徳君） 効果につきましては、職員一人一人がシティプロモーションの担い手となり、市の魅力の効果的な情報発信を行うことができるのではないかと考えております。

以上でございます。

○9番（和地仁美君） 済みません。今答弁の中でシティプロモーションというふうに使われましたけれども、シティプロモーションとブランド・プロモーションはどのように使い分けているのか教えてください。

○企画財政部副参事（星野宏徳君） ブランド・プロモーションにつきましては、まずブランド・プロモーション、ブランド化というものがございまして、東大和市をまず知ってもらうために、まず差別化を図ることが必

要であると考えております。差別化を図ることによりまして、効果的な情報を発信することができると考えております。そこを、その後にプロモーションを行うことで、効果的な情報発信をすることで本市においてはブランド・プロモーションと呼んでるところでございます。

以上でございます。

○9番(和地仁美君) 先ほど職員一人一人がシティプロモーションを担うというふうに御答弁いただいたので、シティプロモーションというときと、ブランド・プロモーションという言葉を使うときとは、庁内の中では違う意味合いで使われているのかなと思って今の質問をしたんですが、ちょっとよくわからなかったので次に行かせていただきます。

現在の東大和市の職員のスタッフプライドのレベル、まあレベルというふうにも、なかなかこれ計測、どういうふうにするかというふうにはありますけれども、要するに十分あるのかな、まだまだだとか、全然足りないとか、そんな感じでも構いませんので、どのように現状は分析されているのか教えてください。

○企画財政部副参事(星野宏徳君) 現在の職員のレベルにつきましては、スタッフプライドの醸成に関する取り組みを始めたばかりでございますことから、まずは職員間の情報共有及び職員の情報発信に対する意識の啓発を行ってるところであります。

以上でございます。

○9番(和地仁美君) そうですね、この取り組み、始めたばかりということですが、取り組みを始めたときとか、前と取り組みを始めて今まで何かいろいろやられた後とでは、どれぐらい向上を実感してるのか、それとも最初からそもそもいい土台があって、そのさらにをやっているのか、そんな感じの把握というのはされてるのか、そのあたり御答弁いただけますか。

○企画財政部副参事(星野宏徳君) 取り組み始める前につきましてもスタッフプライドはありましたが、定住人口の増加を目的といたしましたブランド・プロモーションの観点での共通認識を持つことに関しましては、ブランド・プロモーションの取り組み以降になると認識しております。

以上でございます。

○9番(和地仁美君) ブランド・プロモーションの取り組み以降に、スタッフプライドの醸成の取り組みをするという御答弁だったというふうに理解しますけれども、だとしたらどうやったらスタッフプライドは醸成並びに向上するというふうに考えているのか教えてください。

○企画財政部副参事(星野宏徳君) スタッフプライドを醸成、向上させるためには、職員がブランド・プロモーションの取り組みを理解すること、またシティプロモーションの担い手となることの意識を持つことが必要であると考えております。その上で、市のイメージや魅力を効果的に情報発信していきたいと考えております。

以上でございます。

○9番(和地仁美君) どうしたら醸成、向上するのかというふうに聞いたつもりだったんですけども——難しいですね。

じゃ、次にシビックプライドについてお聞きしたいと思います。

市長答弁では、平成30年度に個別事案検討チームにおいて、シビックプライドの醸成をテーマに調査研究を行い、事業提案がされたということでした。この詳細を教えてください。

○企画財政部副参事(星野宏徳君) まち・ひと・しごと創生に関する個別の事案について検討するために設置

された組織で、今年度におきましてはシビックプライドの醸成をテーマにして取り組み、7件の事業提案がありました。具体的には、プラネタリウムを活用した結婚支援事業、旧日立航空機株式会社変電所を活用したプロジェクトマップ、外部講師の派遣による学力向上のための出張授業、子供たちによるスマートフォン等を活用したフォトコンテスト、民間企業との共同で行う地域に根差したつながりを生む親子向け事業、東大和市駅前広場を使った市民が主体となるマルシェの開催、プロスポーツ選手などを活用した次世代のプロスポーツ選手の育成事業となっております。

以上でございます。

○9番(和地仁美君) シビックプライドの向上のための事業提案ということでしたけれども、私が理解しているシビックプライドに関連した事業と、これはいいなって思うもの、例えば子供たちによるスマートフォン等を活用したフォトコンテストなどは、自分のまちをよく知る、そういう目でもう一度見直すということではそうなのかなと思いますが、そのほかの部分、全てとは言いませんけれども、何でかなってという感じもします。ただ、その事業の詳細を聞いていないので、それはまた機会を捉えて教えていただければと思います。このシビックプライドというのは郷土愛と似て非なるものだというふうに私は理解しておるんですが、市で考えているシビックプライドの定義について教えてください。

○企画財政部副参事(星野宏徳君) 当市におけるシビックプライドの定義ですが、市民や関係団体などが市や地域に愛着や誇りを持つこととしております。

以上でございます。

○9番(和地仁美君) では、シビックプライドは、なぜ醸成、向上させなければいけないのか。醸成したり向上すると、どのような効果があるというふうに市では考えているのか教えてください。

○企画財政部副参事(星野宏徳君) シビックプライドを醸成する理由と効果であります。シビックプライドを醸成することで、市民が地域に愛着を持ち、今後も市に住み続けたいと思ってもらうことにより、転出の抑制につながる効果があることや、市のイメージや魅力を理解していただき、情報発信者になっていただけるなどの効果があると考えております。

以上でございます。

○9番(和地仁美君) では、職員のとときと同じなんですけども、シビックプライドの醸成は情報発信者になってもらいたいということが一番の目的、目標ということでしょうか。

○企画財政部副参事(星野宏徳君) ブランド・プロモーションの目的は、転入の促進、転出の抑制であります。その取り組みの一つにシビックプライドの醸成があります。シビックプライドを醸成する目的につきましては、市民の方に市や地域に愛着や誇りを持ってもらい、住み続けてもらうことを第一の目的とし、あわせて市のイメージや魅力を理解してもらい、情報発信者になってもらうことの両方を目的としております。

以上でございます。

○9番(和地仁美君) 難しいですね、横文字は。プライド、まあシビックプライド、スタッフプライドと、横文字で言っていると、何となくわかるようで、わからないんですけど、このプライドというのは日本語に置きかえるとどういう言葉になるというふうに考えてますか。

○企画財政部副参事(星野宏徳君) 当市におきまして、プライドとシビックプライドの定義といたしましては、繰り返しになりますが、地域に愛着や誇りを持ってもらうことだと認識しております。

以上でございます。

○9番(和地仁美君) プライドは、じゃ愛着と誇りということになるのかなというふうに理解しますが、余りこういう、ちょっと長々と話すつもりはないんですが、プライドという言葉は日本語ではないので、西洋の昔からの流れの中でできた言葉で、まあ騎士道から出てる言葉らしいです。プライドとイコールとなる日本語は、本来的にはないということらしくて、今愛着と誇りってお話されてたと思うんですけども、私も今回この質問をするに当たって、プライドって何だろうという形で調べたり考えたりしてみました。戦国時代とか江戸時代で考えたときに、武士としての誇りというのは自分自身が持つてるもので、どこに行こうとも自分自身のものなので、それが誇りだと思うんですよ。よく時代劇とかで見ると、お殿様のためとか、家が潰されるとかいて、そこを守ろうとして、そこに帰属して、そこを守るために自分も頑張るとというのが、多分その英語のプライドに似てるのかなと。誇りとプライドは、だからちょっと違うんですね。

本当にシビックプライドとかスタッフプライドというものが醸成されると、多分市民の協働とか、そういうものとかにもつながってくると思うんですね。このまちが好きだからで終わるんじゃなくて、このまちをよくしなくちゃにまでつながるといって、それを醸成することでまちの魅力が上がって、自分が先ほど、自分の会社の車に乗りますねというお話と同じで、だから人に言いたくなる。それがブランド・プロモーションなんじゃないですか、情報をとにかく発信してください、情報を発信してくださいというのはちょっと違うのかな。だから、この名前は当たってると思うんですよ、シビックプライド、スタッフプライドという、間違っていないですよ。ただ、それを実際に進めてる市のほうがきちんと理解してもらいたい。そうすることで、見えてくるものはいっぱいあると思うんですね。

住み続けてもらいたい、イコール、住んでる人に引っ越してほしくない、出て行ってほしくないということだと思うんですが、やっぱり人の心のことを考えると、マズローの5段階の欲求を考えるんですが、昔の自治体は生理的欲求、一番下の生きるための欲求、2番目の安心・安全な暮らしへの安全欲求、ここまでを満たせばよかったと思うんですけども、これからは社会的欲求、4段階目の尊厳欲求、仲間とかかわりたい欲求と、他者から認められたい欲求。先ほどのほかの議員の介護予防リーダーが、多分、仲間に加わりたい欲求の上のちゃんと認めてもらいたい、自分が役に立ってもらいたい欲求にいつちゃってるんですよ。なので、そこら辺のいろいろなことを考えずに、情報発信、情報発信と言っても、このブランド・プロモーションがうまくいくのかなというふうに私は考えてしまっています。

ブランド・プロモーションの取り組み後の効果についても、市長からは答弁をしていただきましたが、住民基本台帳から見たときに、転出、いわゆる減の数字は29年より30年のほうが少なくなったというお話でした。この少なくなった背景については、どのように分析して、研究されているのかなと。その数字というよりも、その背景について教えていただきたいと思います。

○企画財政部副参事(星野宏徳君) 背景についての調査研究であります。先ほど申し上げましたが、平成30年9月に行いました平成29年度に転入した対象者にアンケートを行いました結果によりますと、転入先の地域を探すときの情報源といたしまして、住宅情報、不動産情報サイトを利用していることが、アンケートの調査で、8割弱の方が情報サイトを使っていることがわかりましたので、そのアンケートが調査研究として挙げられるのではないかと考えております。

以上でございます。

○9番(和地仁美君) 不動産情報サイトへの広告は、とにかくこの数字に影響しているという、そういう御答弁かなというふうに思います。コースターやティッシュはどこへいったのかなというふうにも思いますし、こ

れが本当にいい施策であるのであれば、このような方向性の取り組みを、もうひたすら広げていけば、掛け算にまではならないかもしれませんが、一定程度の効果は出るというふうに思ってたんですけど、次の取り組みを決めるのかわかりませんが、今までの御答弁では、とにかく不動産情報サイトへの広告というふうに理解しました。

ブランド・プロモーションという形で、先ほどコースターとティッシュ、もしくはのぼり旗などに使っているブランド・メッセージとロゴについて、どう活用したかについて具体的なことをお聞きしましたが、そもそもこのブランド・メッセージというのは、どういうものなんでしょうか。要するに、ブランド・メッセージって何ですかということを知りたいです。

○企画財政部副参事（星野宏徳君） ブランド・メッセージとは、市の魅力や特徴を短い言葉であらわしたものを指しております。

以上でございます。

○9番（和地仁美君） 市の魅力や特徴を短い言葉であらわしたと。東京ゆったり日和というのは、具体的にどのような市の魅力や特徴が、エレメントとして――要素として入ってる言葉なのか教えてください。

○企画財政部副参事（星野宏徳君） 「東京 ゆったり日和 東やまと」は、東京の都市でありながら、ゆったりと落ちついていて、子育てしやすく、住みやすい市の魅力や特徴を短い言葉であらわした言葉であります。

以上でございます。

○9番（和地仁美君） このメッセージ、私、悪くはないと思ってるんですが、当初、聞いたときに、何かおっとりしてる東大和っぽいなというふうな、ちょっと印象も実際受けました。ただ、いいなってすぐ直感して共感できなかったのは、ゆったりという言葉に何が含まれているのかわからない。ゆったりって聞いたときに、受け取る人はどういうふうに受け取るんでしょうかね。共感してもらえないと、そこに住んでみたり、興味を持ってもらったりできないわけなので、この、ゆったりというのは、東大和としてはどういう言葉に置きかえて、こうやってるんで、それを総称してゆったりって呼んでるんですよという、ボディコピーのようなものが必要じゃないかなというふうに思うんですけども、この、ゆったりにはどういう、まあ書いてありますよ、いろんな指針とかには書いてありますけど、ゆったりって聞いたときに、土地が広いのかということもゆったりですよ。東大和ってすごい大きい、何か空き地がいっぱいあってゆったりというのものもあるかもしれないですし、時間がゆったり流れてることなのかもしれませんし、この、ゆったりがわからないと伝わらないと思うんですが、そういったボディメッセージみたいなものは、つくっているのか、もしくはつくる予定があるのか教えてください。

○企画財政部副参事（星野宏徳君） 今のところ当市におきましては、「東京 ゆったり日和 東やまと」をブランド・メッセージとして扱っておりますので、それによる詳しい説明等を行う予定はありません。

以上でございます。

○9番（和地仁美君） 恐らくこのメッセージをつくるまでの過程を知ってらっしゃるから、そういうふうに思うのかもしれませんが、それをいきなり見た人が、何も知らないで「東京 ゆったり日和 東やまと」って言われたときに、どこに共感していいか。まあ、子育て何位ですって入れてたティッシュもありましたけど、何に共感していいのかわからないなって思いますし、先ほどのシビックプライドというときに、うちの市の魅力はここだから、じゃこういうところを伸ばしていくんだということだと思うんですよ。スタッフプライドという、全てがその業務に向けてのブランドですので、ブランド・メッセージですので、例えば先ほどの土地

区画整理もゆったり日和っぽい土地区画整理って何だろうというふうに考えればいいと思いますし、来年度の施策で花の育てる公園ってありましたけど、東京ゆったり日和っぽい花を育てられる公園とか、市の市民部の受付も東京ゆったり日和っぽい市民という印象を持って帰ってもらうような受け付けとしてはどうしたらいいのかっていうふうに、共通で持つものがブランドだと思うんですね。

皆さんも、いろんな世の中にブランドあると思いますけど、そのブランドらしさというものが店舗に行っても、商品を見ても、本社に行っても、そのブランドらしさというものにぶれがないから、そのブランドなんじゃないんですか。そうしたときにブランド・メッセージは、東京ゆったり日和なんですから、どこを見ても何となくそれを感じられるし、自分が何かをやりそうと思ったときに、それに寄与しているか、それに力になるかというふうに照らし合わせれば、市民の方も、じゃゆったり日和になるように、こういう活動してみようかならんじゃないかと思うんですけども、ブランドというものを、ブランドですよ、ブランドというものは市はどういうふうに認識されてるんですか、一般的な話でブランドというのは何でしょうか。

○企画財政部長（田代雄己君） ブランドというイメージですけども、東大和市の場合は、地域全体のこのイメージを、ゆったり日和という表現であらわしていますし、その中に子育てしやすく住みやすいまちであると。それがゆったりと落ちついていて、そういうまちであるというイメージを込めてるということでございます。以上です。

○9番（和地仁美君） ブランドというといろいろありますよね、物をつくっている、いろんな有名なバッグのブランドとかですと丈夫さであったり、使いやすさであったり、歴史であったり、背景であったり、どれぐらいの価格帯で大体やってるのかとか、そういうことでなると思うんですけど、今の御答弁ですと、いわゆるまちという場所と人が住んでるということですよ。そういうところでいうと、いわゆる雰囲気、空気感ということを答弁に追加させていただきますけど、差別化すると。それで、よいところを伸ばすというふうに、そして同じイメージを持ってもらうようにするのがブランドということになるとしたときに、このブランド・プロモーションというもののためのブランド・メッセージというふうになるというふうに、私は理解してるんですけども、まあそれは要望というより御参考にさせていただければなというふうに思います。

このブランド・プロモーション、ブランド・メッセージを持って、ターゲットについていろいろなプロモーションをしてるという御答弁でした。市長答弁では、ターゲットを住宅の購入を検討している子育て世帯などとしているとのことでしたが、これは転入の促進のターゲットということになりまして、ブランド・プロモーション指針では、転入の促進のターゲットは、住宅の購入を検討していて、子供が小学校に就学する前の世帯で、30歳代の世帯というふうにしており、転入の抑制のターゲットは市民全体というふうになってるんですけども、このターゲティングについては、東大和市がお世話になっている牧瀬先生が、指針の中で書かれてるコラムで、シティプロモーションでは、自治体では全てを対象にしつつ、メインターゲット戦略を採用することになるというふうにされています。そもそもシティプロモーションは、人口減少の抑制のためということではないので、ないと私は考えてますので、この考え方は大いに理解できると思います。

一方、転入促進という一つの戦略においては、市でも要するに全体をやらなきゃいけないけど、転入というときには、ターゲティングをして、よりそこに有効なプロモーションをしなきゃいけないというふうに考えていると思いますが、なぜこのターゲティングが必要だというふうに考えているのか、改めて教えてください。

○企画財政部副参事（星野宏徳君） 転入促進におけるターゲティングの必要性ではありますが、全ての人を対象とする取り組みでありますと対象が曖昧になりますことから、効果を高めるためにターゲットを絞る必要があ

ると考えております。人口減少社会におきまして、今後も東大和市が持続していくために、人口構造の変化を考慮し、年少人口や生産年齢人口の増加を図る必要があると考えております。このことから、子育て世代等をターゲットとしまして、そこに焦点を定めまして、ターゲットの心に響くような取り組みを行うことが必要であると考えてるためでございます。

以上でございます。

○9番(和地仁美君) 漠然としてしまうと、ちゃんとしたプロモーションできないので、ターゲティングをしたという御答弁だったと思いますけれども、今はすごい趣味趣向もいろいろでして、ライフスタイルも多様化しております。住宅の購入を検討していて、子供が小学校に就学する前の30歳代の世代といっても、いろいろな趣味趣向、ライフスタイルがあると思うんですね。昔というか、私が大学生のころを言うと、何年前かという話ですけれども、女性のファッション誌ってほとんど20代以下、30代用のあったかなと思いますが、今は働くママ向けのものがあつたり、その働くママ向けの女性誌も、私立の白金とか、あつちのほうに住んでる方が、小学校へのお迎えファッションとかいうのがあるような、そんなもうブランド品ばかりの雑誌がある一方で、いわゆるファストファッションを上手に着こなして、楽しい生活をして充実しようねというターゲットにしてる。非常に女性誌ってターゲティングがはっきりしてるんですけども、今のこの東大和市のターゲティングですと、まだ曖昧ではないかなというふうに思うんですけども、よくこういう人っていうふうに、雑誌社がよくやるような、いわゆるペルソナですね、自分たちがターゲットとしている一番のこう、ありはしないけれども、こんな人という人物像、ペルソナというものを設定して、そこに響くかどうかというのでプロモーションを検証するというやり方ありますが、東大和市はもうちょっと具体的なペルソナみたいなものは設定してないんでしょうか。

○企画財政部副参事(星野宏徳君) ターゲットにつきまして、居住してる地域ですとか、共働きで子供のいる世帯、共働きで子供のいない世帯、ひとり世帯などの設定につきましては、行ってるところもあるようですけども、市といたしましては、これらを研究、検討いたしました。行政といたしまして、ブランド・プロモーション指針である今のターゲットとしてるところでございます。

以上でございます。

○9番(和地仁美君) ブランド・メッセージを考えると、うちの市の特徴や魅力というものからやった、それからつくったというそういう作業をしてますので、そういうところが好きな人ってどういう人だろうっていうようなことをいっぱい、1回、もうちょっとターゲットを絞ったほうが、キャッチーなプロモーションができると思うので、他市ではやってらっしゃるところもあるけれどもという御答弁でしたので、ぜひそれ1回、研究していただいてもいいんじゃないかなというふうに思ったりはしてます。

ただ、今今は東大和市のターゲットは先ほどの3点を主なものとしたものということですけども、じゃそのターゲットってどこにいるんですか。どこにいると思って網を張ってるんですか。

○企画財政部副参事(星野宏徳君) 特定の市町村に対し、情報発信を行うことに関しましては、研究や検討を行いました。市といたしましては、ターゲット、地域等は特定しないで、住宅の購入を検討してる世帯、子供が小学校に就学する前の世帯、30代の世帯に向けて情報発信を行っていきたいと考えてるところでございます。

以上でございます。

○9番(和地仁美君) 日本全国がターゲットなんだろうかって思っちゃいますけど、先ほどの市長答弁で、

ターゲットの方が不満、住み続けたいと思わない理由に、通勤・通学に不便だから、愛着を感じないからという2つ、示されましたけど、通勤・通学に便利な場所になる人がターゲットなんじゃないですか、そしたら一番の。あと愛着を感じないからというのであれば、なるべく愛着を感じてもらえそうな人、この多摩地域に住んで、何となくこのあたりが居心地いいなど、急に寒いほうの東北とか北海道の人に東大和に来てくれて言われても、何か非現実的ですよ。

先日、先日というか、1月に成人式ありましたが、成人式は東大和市で育った人たちだから愛着はちょっと、普通の人よりも大分けたを履いた愛着を持ってらっしゃるところに、なぜもつとがつかないのかなって私は思いました。これから子育てをしたり、結婚する人たちが、地元に戻ってこようよってPR、何でやらないんだろうなというふうに私は思いました。先ほど財源も限られてるというお話でしたので、やっぱりもうちょっと効率的な方法をされてもいいんじゃないかなと、プロモーションに関しては思います。

今の例えば、今までのやってきたこと、先ほど不動産情報サイトへの広告だのいろいろやってきた中で、今のターゲットを変えない中で、来年度、一応、一つの区切りとしての年度になりますので、どのようなこのターゲットに向けてプロモーションを行おうというふうに、方向性だけでも構いませんので教えてください。

○企画財政部副参事（星野宏徳君） 来年度におきましても、引き続きブランド・プロモーション指針で設定してるターゲットに向けまして、取り組みを行っていきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○9番（和地仁美君） 取り組みは行っていただきたいんですけども、今の御答弁ですと、まだ具体的には余り決まっていないのかなというふうに理解しましたので、引き続き不動産情報サイトに広告を掲載されるのか、また違った方法をされるのか、今までの検証もしていただいて、次の一步に踏み出していただけるような内容にしていきたいというふうに思っております。

さっきブランドの話のところでもさせていただきましたけれども、ずっとこのブランド・プロモーションについて、私、一般質問で初めてではないんですけども、取り扱わせていただくの。情報発信、人口減少抑制、これはわかるんですよ。わかるんですけども、先ほど壇上で述べさせていただいたように、みんなやってんです。うちの市もふるさと納税、後発ながらやってますけれども、何か今、取り合いみたいで美しくないふるさと納税になってませんか、日本全国。何か限られたパイをどうやったらとるんだみたいな（尾崎保夫市長「うちは美しい」と呼ぶ）わかっています。市長が今、美しいよって言ってますけれども、その本来的な目的っていうところから外れてしまっていて、日本全体で見ると、何かよほどのことがない限り減少して行って、その人たちを、うちがいいよ、うちがいいよってやると、一般的な商店でいう、安売り合戦でどんどんお互いが首絞めて大変なことになるみたいな、そんなような雰囲気になるのかなというふうに思ってます。

ですので、うちの市がブランド・プロモーションという名前で、ブランドを高めて、そしてまちをよくすると結果的に人が住みつくって、その方向性を示していただいたことは大いに正しいというふうに私は思っていたので、きょうは今どういう内容になっていて、どういうふうに理解されて、どうやって進めていくのかなということを確認したくて、このような質問をさせていただきました。

あともう1点、いろいろと評価を、どうですかって聞くと、こういうふうによかったんじゃないかと考えていますという御答弁が多かったかと思うので、総合戦略ですので、評価をしない戦略はないというふうに私は思ってますので、ぜひとも戦略というからには評価をして、なおかつ次の作戦に向けてどうしたもんかなというふうにやれるように、言えること、言えないことあるかもしれませんが、ぜひ担当しているところと

しては、しっかりそれを持っていろいろに取り組んでいただきたいというふうに思っております。

最後に、市長がしゃべりたいような顔されて。済みません、今後の方向性をよろしくお願いします。

○市長（尾崎保夫君）　今ブランド・プロモーションということで、市の私どものほうで掲げていることということで、知名度の向上、それからスタッフプライド、それからシビックプライドと、それぞれに目的を探りながらやっているわけでありまして、ただ市としてそのような形で進めていくということは当然でありますけれども、それ以外に、やはり東大和を発信していただいている方々が、市民の方、企業、たくさんあるということでありまして、特に私は市長になってからそうなんですけれども、平和ということで、変電所の関係については人一倍、力を入れてやってきたつもりでありますけれども、ここにつきましても当時に比べると、現在それを守ろう、愛する、そういう平和を愛する人たちが今、月に1回ですけれども、あけて来ていただいています。それで、毎回100人を超える方があそこにおいでになるんですね、お客様として。半分以上は、市外の方ということなんです。ですから、そういった意味では、あそこでああいうふうな形で進めているというのも、東大和にとっては、特に市外の方たちにはいろんなことをアピールできてるんじゃないかなと思っておりますし、それがふるさと納税で平和への熱い思いを共有するという意味で、平和事業にふるさと納税がなかなか集まらないというのは、いまいち私どものほうの情報発信が少ないというふうな思いもあるわけです。

先ほど和地議員がおっしゃってましたように、やはり多くの情報発信者をどれだけ私どもが、東大和市が抱えることができるかということは、物すごく大きなものだというふうに思っています。これからもそういった意味で、そういうふうな事業等も重ね合わせながら、この東大和市のシビックプライド、そしてスタッフプライドということも兼ね備えて、また職員に対しましても、やはりいろんな形で自分たちがやってることに誇りが持てるようにということで、自分たちのやってる事業もいろいろと提案をしていただいておりますけれども、それらも自分たちで今度は実行していただくと、そういうところまでいければいいかなと。より一層、東大和市の職員としての誇りは持っていただけるんじゃないかなというふうに思います。一長一短にいかないとは思いますが、東大和市の特徴も含めて、外に向かっていろんな方に発信をしていただけるような、そんな形にもしていければいいかなと。あとは、それから歴史と文化も、東大和、すばらしいものが今ありますので、その辺も含めて東大和を全国に発信していきたいなと思います。

評価ということでありますけれども、私は2億円ということで、毎回、変電所の寄附、2億円、それも返礼品は平和への熱い思い、これだけで2億円ということがあります。そういった意味で、この熱い思いを外にいかにか伝えていくかということ、これが2億円という目標が達成できたときは、もう東大和、全国規模で名前が、知名度が上がっていると、そのようにも思っています。そういった意味では、いろんな角度からしっかりと対応していきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

以上です。

○9番（和地仁美君）　ありがとうございます。

ふるさと納税というか、それだけじゃなく、変電所でさまざまな方に興味関心を持っていただいて、市に足を運んでいただいているというようなことも、広がりを見せているのは市民の方たちの御協力、なおかつその方たちは、もう絶対的なシビックプライドを持って、その活動をやっていただいているということのあらわれだと思います。一方で、やっぱりこのブランド・プロモーションという、もうちょっと、多分その平和事業はそのブランドの中の一つの要素として、今はもうそこは大分出てきているので、違ったゆったり日和に含まれるほかの要素の部分も、ゆったりをどのように変換して、その事業に結びつけていくのかということ、平和事

業は一步先を行ってるので、ほかの部分も一つ一つ、実際の事業、業務に当たる職員の皆さんが理解をしながら、そういった色づけをしてブランドを構築するところから、東大和市が差別化され、選ばれて住み続けたいまちになるということの目標に向けて、一步一步、着実に進んでいただければなというふうに願っております。ぜひ、よろしくお願いいたします。

以上で、私の一般質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（押本 修君） 以上で、和地仁美議員の一般質問は終了いたしました。

ここで10分間休憩いたします。

午後 3時40分 休憩

午後 3時50分 開議

○議長（押本 修君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 関 田 貢 君

○議長（押本 修君） 次に、7番、関田 貢議員を指名いたします。

〔7番 関田 貢君 登壇〕

○7番（関田 貢君） ただいま御指名いただきました興市会、7番、関田 貢です。平成31年第1回定例会に当たりまして、一般質問を通告に従いまして質問をさせていただきます。

1番として、人口、世帯数の推移についてお伺いします。

人口急減社会、到来し、少子高齢化時代になり、総務省の人口推計によると働き手の中心である生産年齢人口（15歳から64歳）は8,000万人を下回り、80年代初頭の水準まで落ち込んだ。その一方で、65歳以上の高齢者の割合は、初めて総人口の4分の1、25%を突破した。年少人口は（ゼロ歳から15歳まで）過去最低の12.9%（1,639万人）に減ったと発表がありました。東大和市においても、国と同様な現象があらわれているのか、何点かについてお伺いいたします。

①1年間の人口の増減数についてお伺いします。

アとして、自然増（出生件数と死亡件数）は、何件になるのか。

イとして、社会増減（転入件数と転出件数）は、何件になるのかお伺いします。

ウとして、高齢化率は、平成29年度では2万2,605人で26.4%であったが、現況はどのようになっているのかお伺いします。

②として、自然増及び社会増の対策についてお伺いします。

③として、現況の世帯数の傾向と、高齢夫婦・高齢単身世帯についてお伺いします。

④として、高齢夫婦・高齢単身世帯が今後増加していくことへの対策についてお伺いします。

2として、地域包括支援センターについては、高齢者や家族はもちろん、地域の方も困っていることや、心配なこと、気になることがあれば、担当の地域包括支援センターに御相談ください、高齢者の皆様が住みなれた地域で暮らし続けられるよう、介護、保険、福祉に詳しい専門職が、あなたの不安や疑問をしっかりと受けとめて、総合的に支援しますと言われておりますことについて何点かお伺いします。

①市内3カ所の地域包括支援センターの高齢者の利用実態についてお伺いします。

アとして、いもくぼの日常生活圏域について。

イとして、きよはらの日常生活圏域について。

ウ、なんがいの日常生活圏域についてお伺いします。

②市内3カ所の地域包括支援センターを利用できない人のための増設の考えについてお伺いします。

3番として、介護老人福祉施設の利用についてお伺いします。

①介護老人福祉施設の入所希望者は、市内5施設及び市外の2施設を含め、185人（実数）になっている。市内5施設の定員は380人に対し、利用率は48.7%であることの現状についてお伺いします。

アとして、市内5施設の市民の利用実態についてお伺いします。

イとして、市民で施設を利用できない人は何人ぐらいいらっしゃるのかお伺いします。

4として、介護老人保健施設について。

市内には2カ所あり、治療を行うことのできない介護保険の要介護1から5の認定を受けている人が入所できる施設、また通所では要介護または要支援の認定を受けている方が利用できる施設、目的は病院と自宅をつなぐ生活リハビリを行うショートステイやデイケアで、在宅生活を支援する施設であります。期間は3カ月程度、費用は11万ないし16万、月で（収入により異なる）の施設利用についてをお伺いします。

①市内の介護老人保健施設の利用実態についてお伺いします。

アとして、東大和ケアセンター（定員100人）について。

イとして、プラチナ・ヴィラ東大和（定員135人）についてお伺いします。

②として、市内の介護老人保健施設の定員は235人となっている。入所希望の待機期間はどのぐらいなのかお伺いいたします。

5番、休日急患診療所についてお伺いします。

市民は365日、24時間の安全・安心と患者中心の医療のサービスが受けられるような環境づくりの必要について何度か質問を重ねてきたところです。市長答弁では、引き続き研究してまいりたいとか、検討してまいりたいとの答弁がありましたが、その後の進捗について何点かについてお伺いします。

①休日急患診療所の歴史・目的と内容についてお伺いします。

②先進市を見て、輪番制での改善の提案をしてくれているが、当市が実現できないのはなぜなのか、お伺いします。

③地域の診療所との当番制と病院との連携は実現できないのか、お伺いします。

6番として、小児初期救急平日準夜帯診療については、風邪、熱、軽いけがなどの入院の必要がない感じの診療についてお伺いします。

①現在の診療は、火・水・金曜日の3日間だけで、時間帯は午後7時から午後9時30分までであります。利用実態についてお伺いします。

②診療日を月曜日から金曜日の5日間に改善ができないか。また、このことについて市民から要望・苦情などがないのか、お伺いいたします。

7番として、がん検診の受診率についてお伺いいたします。

東京都におけるがん検診の受診率は、長期的に見て上昇の傾向にあるものの、全体として30%台です。東京都では、受診率50%を目標として掲げ、より多くの都民ががん検診を定期的を受診することを目指しております。東大和市のがん検診の受診率についてお伺いいたします。

①胃がんリスク検査の受診率について。

②胃がん検診の35歳以上の受診率について。

③肺がん検診の40歳以上の受診率について。

④乳がん検診の40歳以上の女性の受診率についてお伺いします。

以上、質問をいたしました。答弁によりまして、自席より質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

[7 番 関田 貢君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長(尾崎保夫君) 初めに、1年間の人口の増減数についてであります。平成30年における年間の自然増減数は、出生数が656人、死亡数が805人で、149人の減となり、前年に続き減少傾向となっております。

次に、社会増減数は、転入数が3,348人、転出数が3,380人で32人の減となっており、こちらも前年に続き減少傾向となっております。

また、高齢化率は、平成31年1月1日現在の65歳以上の高齢者数が2万2,867人で、総人口の26.7%を占めており、前年に比べ上昇しております。

次に、自然増及び社会増の対策についてであります。市では人口減少の抑制を図るため、まち・ひと・しごと創生総合戦略の取り組みを行っているところであります。自然増への主な対策としましては、日本一子育てしやすいまちづくりを目指した子ども・子育て支援施策や、健康寿命の延伸を図るための健康施策を行っております。社会増への主な対策としましては、定住人口の増加を目的とした東大和市ブランド・プロモーション指針を策定し、認知度の向上などの取り組みを行っております。

次に、現況の世帯数の傾向と高齢夫婦・高齢単身世帯についてであります。世帯数につきましては市制施行時の昭和45年から現在まで増加が続いております。また、高齢夫婦及び高齢単身世帯数につきましては、過去5年間、増加が続いております。

次に、高齢夫婦・高齢単身世帯が今後増加していくことへの対策についてであります。全世帯のうち高齢者のみ世帯及び単身高齢者世帯の数は、毎年増加しておりますことから、見守りによる支援などが必要な世帯も増加していると認識しております。高齢者見守りぼっくすや、高齢者見守りネットワーク～大きな和～などにより、安心して生活していただける環境を維持してまいりたいと考えております。

次に、地域包括支援センターの利用実態についてであります。地域包括支援センターでは、高齢者等が住みなれた地域で生活を継続することができるよう、総合相談などを実施しております。相談内容は、総合相談のほかに権利擁護相談、虐待相談などで、高齢者等に関するさまざまな相談に応じ、適切な機関、サービスにつなぎ、包括的、継続的な支援を行っております。平成29年度の年間相談延べ件数につきましては、いもくぼは7,756件、きよはらは1万4,833件、なんがいは8,858件でありました。各圏域の特徴は、いもくぼは、戸建てが多く、高齢者の単身世帯が比較的少ない地域。きよはらは、大規模な団地があり、高齢化率が特に高い地域。なんがいは、マンションが多く、高齢化率が比較的低い地域であります。

次に、地域包括支援センターの増設の考えについてであります。現在、当市の65歳以上の高齢者数は2万2,800人を超え、市内3つのセンターの日常生活圏域ごとの平均は、およそ7,600人となっており、今後も増加することが見込まれております。これに伴い、地域包括支援センターが果たす機能や役割への期待は、ますます高まるものと思われ。地域包括支援センターの増設等の必要性については、今後、第8期介護保険事業計画策定の際等に検討していく必要があると考えております。

次に、介護老人福祉施設、いわゆる特別養護老人ホームの市内5施設における市民の利用実態についてですが、現在、市内の特別養護老人ホームの定員の合計は380人となります。また、市民である利用者は、平成30年10月末現在における各施設からの回答によりますと合計で280人、定員に対する市民の利用率は73.7%となっております。

次に、特別養護老人ホームにおける市民の待機者の状況についてですが、平成30年10月末日現在で、市内5施設及び市が施設整備補助をした近隣市の2施設の合計で170人です。

次に、市内の介護老人保健施設の利用実態についてですが、施設に確認したところ、東大和市ケアセンターにつきましては、利用実態には多少の変動はありますが、おおむね定員の100%の利用があり、その5割を超える方が市民であるとのことであります。また、プラチナ・ヴィラ東大和につきましては、おおむね定員の90%の利用があり、その4割を超える方が市民であるとのことであります。

次に、市内の介護老人保健施設の入所希望者の待機期間ですが、施設からの回答によれば、平成31年2月8日現在で、東大和ケアセンターの待機者は12人、プラチナ・ヴィラ東大和の待機者はいないとのことであります。東大和ケアセンターの待機者は、おおむね二、三カ月で入所できるとのことでありますが、早ければ2週間以内に入所できる場合もあるとのことであります。

次に、休日急患診療所の歴史・目的及び内容についてですが、市では休日急患診療所を東大和市医師会の御協力をいただき、昭和48年に東大和市と病院内の一角を借用して設置し、その後、昭和50年に公設公営の診療所として、旧市役所第二庁舎地内に開設し、昭和54年に立野地区に診療所を新設後、平成15年に区画整理事業により現在の場所に移転し、事業を行っております。休日急患診療所では、日曜日及び祝日などにおける市民の皆様の初期救急医療を担うことを目的とし、内科及び小児科の診療を行っております。

次に、輪番での在宅当番医による休日急患診療の実現についてですが、東京都保健医療計画により、区市町村が行う初期救急に当たる休日急患診療は、各自治体の医療資源や医療提供体制などの状況に応じて、休日夜間急患センターや在宅当番医制による住民に身近な救急医療体制を確保することとされております。市では、市の中心部に位置する休日急患診療所を休日急患センターとして、センター方式により休日急患診療を実施し、長年、市民の皆様に利用していただいております。現在、センター方式により休日急患診療の適切な運営ができておりますことから、現時点では在宅当番医制への変更は考えておりません。

次に、地域診療所の医師による当番制と病院との連携の実現についてですが、市内において東京都から二次救急の指定を受けている病院は1カ所のみであります。初期救急を担う休日急患診療所において、医師の診察により詳しい検査や入院治療などが必要とされた方を、市内の二次救急指定病院で対応していただくなど、診療所と病院の連携を図っております。

次に、小児初期救急平日準夜間診療の利用実態についてですが、この事業は東大和病院が平成27年度から自主事業として開始しており、利用実績について東大和病院に確認したところ、平成27年度は92人、平成28年度は84人、平成29年度は45人とのことであります。

次に、診療日の拡充及び市民の皆様からの要望などについてですが、市では診療日の拡充など事業の変更について現時点では東大和病院から聞いてはおりません。また、市民の皆様から、この事業に関する要望など、御意見については聞いておりません。

次に、がん検診などの受診率についてですが、胃がんリスク検査は市の独自事業であり、これまで検査を受けたことがない方を対象としておりますことから、受診率の算出は困難であります。

次に、胃がん検診の35歳以上の受診率についてであります。健康増進法の対象とならない35歳から39歳までの平成29年4月1日時点の人口に対する受診者の割合を算出いたしますと、平成29年度の受診率は約0.8%であります。また、健康増進法に基づく胃がん、肺がん、乳がんの検診対象者は40歳以上とされており、その最新の検診受診率は平成30年5月に公表された平成27年度の受診率となっておりますが、当市の受診率は胃がん検診は2%、肺がん検診は2.4%、乳がん検診は12.9%となっております。

以上です。

〔市長 尾崎保夫君 降壇〕

○7番（関田 貢君） どうもありがとうございました。

最初に、今回、人口の問題から介護ということで、私は一番心配してた病気になったときの病院の体制、あるいは自分が、体のぐあいが悪くてということで、施設にお願いしなきゃならないというような環境が、日に日にこの医療改革、あるいは介護改革のことによって、その仕様の中身がかなり複雑になってきてると。それで、市民がそのニュースに追いつかないと。昔は、こういう施設は、こういうふうにして入れたのに、今は全く入れないという環境が変わったということで、僕も勉強して、東京都のほうの講演で、この西多摩の医療圏で勉強してきましたが、その資料によりますと、北多摩の西部って私たちの医療圏では、どういうことが東京都が分析してるかという、大まかかいつまんでいきますと、北多摩西部とは立川市を中心にして人口約64万人ということで、病院は災害医療センター、救命救急、東大和病院、徳洲会、そして立川病院ということが大きな病院であると。そして、その病院の中で問題視されてるのは、この北多摩西部医療圏では看護師が少ない、これが特徴。そして、もう一つの特徴は、診療所の比率が高い地域であるというふうに言われてます。この問題が後で出てきますが、こういう診療所の比率が高い地域であるということで、この地域は2010年から40年にかけて総人口が8%減と、変動は少ないというふうに言われております。しかし、75歳以上の人口が88%と激増するので、2010年、40年にかけての医療需要は24%増加すると。特に75歳以上の医療需要は88%増という高い伸び率を示すと。この地域の医療資源不足、今後はますますひどくなることが予想され、高機能病床、病院も必要な地域だということで、この地域の増強が必要と思われると、東京都の資料が分析されております。

私も、こういうことを頭に入れときながら、この人口増減の問題を、質問の中身を書いてきました。そして、まずは東大和で、私がこの人口で一番大事に考えているのは、ただ人口がふえた、減ったということの報告では、これ対策として中身がなしていないんじゃないかと。例えば私がこの人口、3年前に人口増減の1年間の増減、質問したときに、転出が非常にこの東大和は、27年から100人を超える転出がずっと続いていた。そして、29年では253人、社会増が、転出が多いということが理由なんで、253という数字を示しました。こういう社会増を減らすための人口対策について、どういうふうに考えるかということが、私は大事だろうと思います。そして、この自然増の中で出生数のことを考えるならば、出生数は一番ピークになったのは27年です。これは市長が言われてました出生率というんですか、あれが1.67と示したのも27年、このときの生まれた赤ちゃんが778人です。ここをピークにして、ずっと28年、720人、29年は719人、そして平成30年は656人と、この出生の場合は減ってきてます。

逆に今度は死亡率を見ますと、死亡率は年々増加しております。そして、今回の死亡率を見ますと、出生が656人で、805人が亡くなり、この差を見ますと149人の減ということで、死亡対策、この805人を見ますと、これだけの多くの人が、その出生を上回り、149人のマイナスになる人口、そして29年のときには転出が253人、こういうような数字の使い方をどう研究していくかが、私は政策が求められる大事なポイントになってくるん

ではないのかなと、私は思っています。

例えば転出で、今回253人という数字が、この30年度は転出がマイナス32人、非常に今回は転出が少なく、その差額を見ると221人、こういうふうには転出者が少なくなったと。そして、東大和にいてくれるような内容になってきた。その中身を、私は3年前にアンケート調査をお願いしたことがあると思うんですが、そのアンケートの内容について実績はどうなってるか。そして、またそのアンケートの転出する、あるいは転入する人、東大和は何でよかったか、転出される方は、どういったことで転出されていくかということのアンケートを提案しました。そのアンケートの中身の内容を、こういう転出の内容と僕はかかわり合いがかなりあると思いますので、アンケートの集積した内容をお聞かせください。

○企画財政部副参事（星野宏徳君） 平成28年12月6日から12月28日におきまして、市民課の窓口におきまして転入手続をした市民に対しましてアンケートを行った結果でございます。回答者数は99件でありました。東大和市から転出するきっかけとなった理由といたしまして、住宅事情が34.1%、通勤・通学の利便性が22.7%、結婚を理由としましたものが18.2%となっております。逆に東大和市に居住地を決めた理由といたしまして、住宅価格・家賃、通勤・通学の利便性、良好な住環境であるということがトップスリーで上がったものでございます。

以上でございます。

○7番（関田 貢君） 転入を聞きますと、その住宅事情というふうにして、住宅事情にはいろいろあると思うんですが、それと通勤がというふうになんて言われて、この通勤ということで、子供たちを持つ親の転出組が、私が知る限りでは小学生の高学年、高校受験の生徒のそのくらいの年代の移動が多いと聞いてるんですが、その実態。そして、今度は転入する人たちは価格が、住宅事情が安くなったと。そして、その駅周辺に住宅を求められた人は、交通利便がいいということの利点を、駅周辺を挙げてらっしゃるということで、その辺の中身をももう少し具体的に教えてください。

○企画財政部副参事（星野宏徳君） 細かな中身につきましては、平成28年に行いましたアンケート調査では、細かい部分までは調べてないところがございますが、平成30年の夏に行いましたアンケート調査を行ってるところですけれども、そちらが現在、最終確定するまでの作業中でございます。そちらによるとわかってくるかなと思っております。そちらにつきましては、後日、確定した内容ができ次第、議員の方などに情報提供を行ってまいりたいと考えてるところでございます。

以上でございます。

○7番（関田 貢君） はい、わかりました。ぜひ、そのようにこのアンケート調査を重要視していただいて、この社会減が32までできましたので、これが、社会増がプラスになるように努力していただきたいと、私はこの項目を終わりにしたいと思います。

②として、今度は自然増と社会増の対策についてということで、私はこういうふうはこの予算の配分とか、予算を考えたときに、私はこの人口のこういうところの捉え方を考えて、何を重点策にするか、子供の重点策をするときに、この生まれてくる赤ちゃんが、この656人の対象にすると、この660、そしてあるいは死亡が805人、今回はこの自然減のところ、私は例をこういうふうにつくってきましたので、その107人がマイナスということについて、私はこういうふうを考えるんですね。平成31年度の予算、歳入、構成比率は人口1人当たり36万2,426円と出てますね。これを107人で掛けますと、3,852万というお金が本来はかかるべき。ところが、この高齢化の中で、この3,852万を何かに生かせないかといったときに、こういう高齢化社会の時代に

合った予算を組むという、この反対を考えれば、私は高齢化対策は3,852万を、全部かけなくても、それ方向に向かって高齢者の健康の環境改善に、この予算を投入したらいいのではないかと。こういうふうに、私はものを置きかえれば、予算のつくり方や、改善や市民の要望に素直に答えが出てくる予算の配分の仕方じゃないかなと。

もう一つは、今度は社会増で、対策で、こういうふうに私は、例えば転出が前回のあれで見ますと、29年度は253人が転出されました。そして、今回は32人、この差額を見ますと221人が東大和の市内に在住していただけたと。そうしたときに私は221人の費用を計算して、今、さっきと同様に計算しますと7,956万円からなる。こういう予算を東大和市に、この32人になって、これをゼロにしてプラスにするための対策費に、こういう予算の配分を使うことができたなら、これはまさに素直な予算組み立て、市民にもわかりやすい予算の編成になるんじゃないのかなと、こういうふうな対策については皆さんはどのように考えますか。

○企画財政部長（田代雄己君） 予算のかけ方ということでございます。東大和市としましては、まず社会増を図るために、日本一子育てしやすいまちづくりを重要施策に掲げまして、転入者をふやしたいというふうを考えております。ですので、子育て施策につきましても、一定のお金をかける必要があると思っております。また、一方で自然減ですか——ということで御高齢の方がいらっしやいまして、健康で暮らしていただきたいという施策も重要だと思ってるところでございます。また、そういう意味では、高齢者の方々が健康で生き生きと暮らせるまちづくりという観点からも、予算をかける必要はあると思っております。ですので、社会増、また自然増、それらのことを鑑みますと、どちらか一方という予算のかけ方というよりも、全体の施策の中で優先順位をつけたり強弱をつける中で、予算配分をしまいたいと考えております。

以上でございます。

○7番（関田 貢君） 優先順位というのは、予算で平等主義みたいになっちゃうんですよ、増分主義でね。だから、やはり予算ですから、特徴をつくるためには、どういうものが特徴になっていくかということ、特徴のつくり方なんです。そして、満遍なく増分主義でやれば、これは予算でどんどん膨れ上がるだけです。どっかが肥大すれば、どっかがその分だけプラスになったところへ持ってかれるわけですから、マイナスの部分がある。それで、バランスがとれるというふうには私は思うんですね。

今、子供の話をしますと、子供政策の今部長が言った話を僕は聞きますと、子供政策がそういうふうに市長が2期8年されて、その8年間の子供の人口がふえてきたんですかって、こういうふうに質問されたときに、27年度以降はマイナスなんです。子供政策に、じゃ効果が出てるのかと、予算から見たときに。そういう配分の仕方は、いけないんじゃないかということになるんですよ。だから、僕は子供の施策が、656人産んでくれた。そういう施策を講じるのならば、その政策って若いお母さんたちに、東大和で子供を産んでもらうためには、婚活問題もあるでしょう、そしてある統計学では言っていました。学者が言うには、若い女性の人に東和へ来てもらって、20歳前後の人に環境をつくってあげる、東大和はいいとこだと。それで、婚活事業も、そういう人をたくさん呼べるような事業を展開して東大和に来てもらう。そういうことも、こういう人口統計の中での学者が言っていましたよ。若い女性の人に東和へ来てもらって、そしてお見合いをする、そういう婚活事業も力を入れてくんだとか、そういう事業とか、特色ある子育てをするのであれば、そういう東大和で生み育てられる環境を、じゃつくるために若いお母さんたちは、じゃどういうふうに来てくれてるんだと。そういう施策は、じゃ東大和は何してんですかってことなるんですよ。

たしか婚活は、東大和でも11月だか市報で、1回だか地元で行われてましたよね。その1回で、じゃそうい

う子育ての対策の一環を担ってるんですかって、こういうふうになるんですよ。それじゃ、甘いんじゃないですか。政策の重点政策というふうに言うのであれば、婚活を春・秋、シーズン、そして東大和の特徴ある季節感で、お祭りだ、何だというときに婚活事業を展開していく。そして、婚活で東大和に来られた人は、住宅を市の市営住宅を優先的に入れてあげるとか、費用を安くするとか、何かを減免するとかって言って、住宅とかそういうところをひっくるめているんなことをしてあげると、そういう環境が漏れてきて、それでいろんな波及効果を生むということはあるんですけど、その波及効果のもとをつくる提案を私はしてるんですよ。それをもう一度、答弁してください。

○企画財政部長（田代雄己君） 結婚支援事業ということで、若い女性が東大和市に来訪していただくという観点も、また大変重要なことだというふうに考えております。東大和市でも結婚支援事業を過去2回やらしていただきまして、市外の方が、女性がこちらに来訪していただいております。また、東大和市のよい飲食店で、イメージのよいところで、そういう飲食を一緒にともにしていただいて、婚活支援事業という形で実施をさせていただいてるところでございます。

また、出生率という観点から申し上げますと、やはり待機児童対策というところは、今大変重要だと思っておりますので、そちらの子育て施策につきましても、力を入れてるところでございます。そういう意味では、経費のかけ方というところでは、重要施策、優先施策を掲げまして取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○7番（関田 貢君） 私は、こういうデータ、数字を、この平成25年の3月に公表した統計で、当市は平成30年度、2020年度に対して、東大和市は、この25年で出た統計でいけば、2020年がピークだというふうに言われている。そのピークと言われたことに対して、今東大和はその前に減少傾向があらわれちゃってる、27年以降ね。そうしたときに、このピークに対して、このデータから2020年、2040年の人口は、2020年から2040年になるときの人口を見ますと8万5,268人、40年度では約4,998人、5,000人減ると、こういうふうに言われています。そして、おのおのを見ますと、零歳児から15歳の年少人口は1万889人、そしてマイナス、この2020年には1,913人減りますと言われてます。15歳から64歳、生産年齢人口では5万1,647人、これが7,131人から減になると。65歳以上の老年人口が2万2,732人から4,046人とぐっとここがふえてくる。こういう社会現象が統計で物を言うんならば、これ修正しなきゃいけないんですよ、東大和は。そういう統計を修正して、現実に合った統計学でこういう分析をしないと予算立てなんかできないはずですよ。こんなにデータが狂っちゃってるんですもの。

実際に東大和の人口は、ここで皆さんが出してる29年度の決算状況で見ると、この前年度と比較しますと東大和の30年1月1日では8万5,718人ですよ。これ以上ふえないんですよ、大和は。どんどん減ってるんですよ。それで、前年度と比較しますと、東大和は227人、28年度で減ってる。そして、高齢者だけは383人ふえてるから、26.4と高齢化率は上がってます。しかし、人口は減ってるんですよ。そうしたときにこの全体から、人口から見て、東大和の予算が統計学から見て、統計の数字は使えないということなんですよ。こんなに大きく、1,000人も7,000人も狂ってくるようなデータを信用して、そのデータで推移をしてる予算を組む、5年先、10年先の予算を組むというのは、とんでもないことなんですよ。違いますか。もう一度、確認します。

○副市長（小島昇公君） いろいろ御提案いただきました。人口の推計につきましては、非常に難しいところがあるというふうな理解をしてございます。1つは、国勢調査の人口をもとに推計する方法と、住民基本台帳の生の数字とではかなり開きがあるというのも事実だということでございます。そして、東大和の中で考えます

と、やはり人口が大きく、マンション等ができて大きく伸びたところの何年か後の推計というのは、伸び率が大きい数値を使うというところで、比較的数値的には大きい数字になってくる。ただ、全体的の少子高齢で、高齢者の数がふえ、高齢で働く人口は減る、お子さんの人口は減るといった大きな流れは、全国と東大和も同様であると。ただ、東京都というところで、東京一極集中ということで言われてございますが、その影響を受けているので、少し下がる率が少ないという状況だということに認識してございます。当然、日本一子育てしやすいまちということで、働く方に多く住んでいただきたいという施策をしてございますので、予算につきましても議会の議決を賜って決定していくわけでございますが、そういう方に入っていただけるように、そしてそういう方が大和に住んでいただけるというような施策を中心という考えで、予算のほうは提案をさせていただきます。そういうことで、御理解をいただければと思います。

以上でございます。

○7番（関田 貢君） ぜひ、副市長の答弁で、前向きに努力していただきたいと思います。

それでは、現況の世帯の傾向と高齢者の高齢夫妻と高齢単身世帯については、45年以降ずっと増加傾向だということになっているという市長答弁がありました。それは私も増加傾向になってきているということで、この増加傾向の中を、今度は4番として、この対策について、僕はきめ細かく、先ほどの市長答弁で見ますと見守りによる支援だと、世帯も増加しているということは認識しているということで、高齢者見守りぼっくすや、高齢者見守りネットワーク～大きな和～などにより、安心して生活ができる環境を維持していきたいと、こういうふうに言われました。ぜひ、その高齢者のこれからのこういう見守り支援などの重要性は、年々、僕は高まってくるだろうと。一番、僕が心配するのは、夫婦より単身者の増加が日増しに多くなってくる。年々多くなってくる。この単身者対策の見守りぼっくすを強化する必要があるんじゃないかなと、私は思ってます。その辺の考え方を伺います。

○福祉部長（田口茂夫君） 今議員のほうからもお話がありましたとおり、単身の高齢者というのもふえてきているというのは、十分、私どもも認識してございます。そういったことから、高齢者見守りぼっくすにつきましては、単身高齢者、高齢者のみ世帯を中心にアウトリーチをさせていただきまして、御訪問をさせていただいた上で、その状況等を確認してございます。そういったところで、特に単身高齢者につきましては、社会とのつながり、要するに地域の方々のつながりですね、ここが大変重要かというふうに思っております。そういったことから、元気ゆうゆう体操を初めとするさまざまな施策におきまして、地域の方々のつながりを提供してまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

○7番（関田 貢君） ぜひ、そのように努力していただきたいと思います。

2番として、地域包括支援センターについて伺います。

この地域包括支援センターのあり方、この最初のできた歴史は、まず芋窪の地域に、そして清原の地域に、そして南街の地域にできたという歴史があります。そして、私はここの包括支援のあり方が、これからの高齢化の率が年々高くなっていく中で、この高齢者の皆さんに相談窓口に行かれるということは、それはもちろん夫婦——老夫婦だけじゃない、家族の人もいるんでしょうけれど、そういう区域を見ても、老夫婦や、あるいは単身者が元気でそういう場所に相談に、包括支援のところに行けないと、子供と親の断層の話がかなり多く出てます。ですから、やはりそういうところの、この地域包括支援センターの窓口は、もっともっと地域に密着しないと私はいけないのかなというふうに思ってます。

そして、全体として今のあり方の中で、私はこういう地域的に振り分けて見ても、この今のあり方が、高齢者が利用するにしばらくという地域を、これ分析してみてくださいよ。僕はこの芋窪地域の生活を見ると、総人口が2万6,863人、それで高齢者が、高齢化率が7,594人で28.3%、そうすると7,594人の高齢者人口に匹敵する、それを上回る芋窪の7,756件という相談が寄せられてる、芋窪のね。そういう芋窪地域の区域と、あるいは逆に清原の日常生活圏域で相談が寄せられてる件数が1万4,833件、それでここの人口は2万4,306人で高齢化率が29.6と、一番高いところで相談が7,183人。高齢者人口が7,183人に対して、件数が1万4,833、薄ら倍、相談が寄せられている清原地区。こういう地域は僕は異常だと思うんですよ、この件数。ここへ行かなければ相談ができない地域ですよ。そして、南街のところを見ますと、南街は3万4,691、それで7,779人で、高齢化率が22.4%。そして、7,779人の高齢者に対して8,858件、上回ってる相談があるということ。

そして、これを地域に割り振って地域的に見ると、清水と狭山、高木、奈良橋あるいは湖畔地区、ここに全然ないんですよ。ここの人たちの地域の人たちは、行くっていうとどこへ行くかということ、清原と芋窪へ行くんですよ。これはね、この高齢化の時代に不適切ですよ。湖畔の人が芋窪の向原まで行くんですよ。そして、こういう清原のこういう距離範囲を見ても、余りにもかけ離れてますよ。そういうところは清水、狭山、高木、奈良橋の区域に、この地域包括支援センターを僕はつくってあげるべきだと思いますよ。じゃないと、東大和の地域が、5キロ地点で円を描くと1キロね。高齢者が歩く距離は、健常者で1キロって言われてんですよ、先生が。この生活環境の配置基準という中で、この元気な高齢者にとって、心理的に歩くことの苦にならない距離は15分、距離で1キロまでと言われてると。そして、東北大学の村田特任教授が言ってるんですね。足の衰えを感じる人は、もう700メートルっきゃ歩けないって言ってんです。それが、高齢者の迎える包括支援のセンター。

僕は高齢者が全部行くとは思いませんけれど、高齢者に優しいまちづくりということを使うならば、そういう高齢者の人たちに配置基準でもそういうふうな役割、東大和を4つに割るとちょうどいい、新青梅街道を北、南に割り、青梅街道を真ん中に割って東西に分ける。北、南に分ける。そうすると、清原は南に来る。そして、新堀から新青梅街道から北は清水、狭山、高木、奈良橋って、こういくんですよ。それで、あとは湖畔地区と。湖畔地区に包括支援がないんですよ。ですから、こういうふうにならざるを得ないんですよ。僕はこういう偏った対策は、考えてあげる必要があると思うんですが、どうですか。

○福祉部長（田口茂夫君） 今議員のほうからありました地域包括支援センター、当市におきましては高齢者ほっと支援センターというふうに、名称もなるべく市民の方になじみやすいということで、名称等もつけておりますけれども、確かに議員のおっしゃるとおり、現在のほっと支援センター、市内3カ所、それに加えまして先ほども少し申し上げましたけれども、見守りぼっくすをそれぞれ、ほっと支援センターの法人に加えて設置してございます。特に芋窪に関しましては、ほっと支援センターが西の地域に属しているということから、奈良橋地区に見守りぼっくすのほうを設置してございます。そういったことで、一部清水の地区においては少し、若干遠いところになって、新青梅を渡りまして清原のほうにということになっておりますけれども、そういったことで市としましても、なかなか場所の選定も地図上で言う中で、ここのあたりというのもなかなか難しいところもございまして、工夫は加えてる中でそれぞれ設置してございます。

また、ほっと支援センターにおきましても、それぞれの3施設の連携、また見守りぼっくすにおきましても連携を加えながら実施してございます。それとともに、そこまで足を運べないような方に関しましては、お電話等をいただければ、アウトリーチにおきまして御自宅に訪問するなど、丁寧な対応をさせていただいてお

りますので、当然市長の答弁にもありましたように、今後の対応は考えなきゃいけない点はあるかと思いますが、そういったところで工夫を加えまして対応してまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

○7番（関田 貢君） ですから、この包括支援センターは、①として大体データが、こういうふうな件数から見ても、この1万4,000という、これは相当な事務の混雑だと私は思いますよ。そして、この人たちの日常生活のきめ細かいサービスをするとなったら、これは本当にこれできるのかなっていうふうに疑いますよ。私は、子供と一緒に介護支援のお手伝いを行ったりしてますから、そういう実態を見てますから、包括支援の問題、あるいは後から出てくる特別養護老人ホームの施設の訪問の仕方、そこにお世話になる仕方、そういうことが、こういうことの、ここに専門家がいるということなんです。そういう専門家がいる、東大和の状況で先ほど質問したならば170人の待ちだと、待機待ちだというお話ですよ。そういう170人の待機待ちを急いで入れると、今度は有料老人ホーム、そういう経済的に負担を強いられる施設にお世話にならなきゃいけないというような環境になっていく。

ですから、そういう環境を、ここの介護士や保健婦や福祉士がいて、そういう相談をきめ細かく、1万4,833件を、きめ細かい相談ができるかなというふうに私は疑っちゃうんですよ。ですから、そういう苦情がないというふうに、皆さんとか言うかもしれないけれど、私たちはいろんな苦情を寄せられてることで、こういう問題を僕は、次の問題も提案してありますから、ですから私は、市長、この3カ所の地域包括支援センターの利用できない人、区域をこういうふうに、見守りぼっくすぐらいでは、心身ともに精神的に追い詰められた場合は、介護士、あるいは福祉士や、介護のケアマネ専門の人、それぞれ専門の3人で、太刀打ちでやっとな解決するというような問題というのは多いんですよ、ここ。そこを充実してあげないと、これからの高齢化の時代に担っていく一番重要な施設です。これを再度、ここのこの2番で、3カ所、4カ所目の包括支援センターをつくるということについての考えを再度確認します。

○福祉部長（田口茂夫君） 先ほどの答弁と重複する点もあるかと思いますが、当然、高齢者の人口に関しましてはふえていくということも我々は見込んでございます。そのようなことで、健康寿命の延伸などの施策も並行して進める必要があるというふうなところから、さまざまな論点をまとめていきたいというふうには考えてございます。また、第8期の介護保険事業計画の策定の準備も来年度から実施をしていきますので、そういったところの際にも、検討の一つということでは加えていく必要があるかなというふうには思っておりますけれども、現在、高齢者ほっと支援センターの職員も、見守りぼっくすの職員も、十分に活躍をしていただきまして、市民に応えているというふうには認識をしてございますので、適切な対応を引き続き求めてまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（押本 修君） お諮りいたします。

本日の会議はこれをもって延会としたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、これをもって延会といたします。

午後 4時50分 延会